

第5次 粕屋町総合計画

KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN



平成28年3月
粕屋町

はじめに

本町は、都市と自然の調和がとれた便利で快適なまちとして、全国的に人口が減少している中で、人口増加が見込まれている元気な若い町であります。

まちづくりにおいては、これまで、平成 18 年度に策定した第 4 次粕屋町総合計画に基づき、まちの将来像「みんなで創ろう ゆとり いきいき ふれあい かすや」の実現に向けて、さまざまな施策や事業を展開してきました。



近年、少子高齢化の進行、経済のグローバル化、環境やエネルギー問題の顕在化、高度情報化の進展など、社会情勢は大きく変化しています。このような変化に伴い、今後ますます多様化・複雑化する町民ニーズや課題に的確に対応していくことが必要であり、町民、地域と行政がそれぞれの役割と責任を担い、新しいまちづくりを進めるため、平成 28 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる第 5 次粕屋町総合計画を策定しました。

新しい計画では、これからの時代に向けて、さらに協働のまちづくりを進めることにより、誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、まちづくりの基本理念に「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」を掲げ、まちの将来像を「心かよいあう スマイルシティかすや」としました。今後、次世代を担う子どもたちに笑顔があふれる明るい未来を引き継ぐことを目指して取り組んでまいります。

本計画の策定にあたっては、まちづくりワークショップ等で多くの町民の皆様に参加いただき、感謝申し上げます。また、町民意識調査、パブリックコメント等を通して貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様、総合計画審議会、町議会、関係者の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

粕屋町長 因 辰美



粕屋町民憲章

わたしたちは、太陽と緑の町をめざす粕屋町民です。
わたしたちは、祖先が築いてきた文化と伝統を受け継ぎ、
互いに力をあわせ、大きく世界に目をひらき、
未来にはばたく粕屋町にするため、
この憲章を定めます。

- 一、太陽のふりそそぐうるおいのある町をつくるため、自然を育み、緑と花をひろげます。
- 一、健康で心豊かな町をつくるため、教育を重んじ、スポーツと文化を愛します。
- 一、語らいとふれあいの町をつくるため、永遠にくずれぬ平和を願い、互いの人権を尊びます。
- 一、活力ある産業の町をつくるため、郷土を愛し、働くことに喜びと誇りをもちます。
- 一、安心して暮らせる住みよい町をつくるため、子どもたちには希望を、老人や身障者には生きがいをもたせます。

[昭和 61 年 10 月 8 日制定]



町章



シンボルマーク



町花
「バラ」



町花
「コスモス」



町木
「クロガネモチ」



町木
「サクラ」

CONTENTS

序論

1

第1章 総合計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画策定の基本方針	3
3. 計画の位置づけと役割	4
4. 計画の構成と期間	4
5. 策定体制	6
第2章 粕屋町の現状と今後の方向性	7
1. 位置と地勢	7
2. 町のあゆみ	8
3. 粕屋町を取り巻く社会動向	10
4. 粕屋町を取り巻く現状と課題	12
5. まちの未来を導くキーワード	20

基本構想

21

第1章 粕屋町がめざす未来の姿	22
1. まちづくりの基本理念	22
2. まちの将来像	23
3. 粕屋町の将来フレーム	24
第2章 まちづくりの目標(施策の大綱)	25

基本計画

27

第1章 まちづくりの進め方	28
1. 協働のまちづくり	28
2. まちづくりのスマイル指標	29

CONTENTS

第2章 基本計画 30

- 1. 施策体系図 30
- 2. 基本計画の各論 32

基本目標1 つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち

- 1 地域のつながりを大切にしたまちづくり 34
- 2 地域でともに助け合う安全なまちづくり 38
- 3 未来を担う子どもたちを育むまちづくり 42
- 4 身近な学びと交流があるまちづくり 46

基本目標2 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち

- 1 自然と調和した便利で快適なまちづくり 50
- 2 安心して快適な生活基盤を備えたまちづくり 54
- 3 自然にやさしく住みよい環境のまちづくり 60
- 4 地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり 64

基本目標3 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち

- 1 誰もが健康で暮らせるまちづくり 68
- 2 子育て世代が明るく暮らせるまちづくり 70
- 3 高齢者が元気に暮らせるまちづくり 74
- 4 障がい者がともに暮らせるまちづくり 78
- 5 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり 82

基本目標4 健全で持続可能な行政経営をめざすまち

- 1 町民のための行政経営のまちづくり 86
- 2 健全な財政運営のまちづくり 90
- 3 広域的な視点に立ったまちづくり 92

資料編

95

- 基本計画の指標 96
- 町民意識調査等の概要 110
- かすや未来カフェ 119
- 総合計画ワークショップ 122
- 統計データ 124
- 巻末資料 134



KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN

序論

総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

総合計画をめぐる動き

平成 23 年 5 月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、市町村の自主性及び自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されたものです。

このため、各自治体において総合計画のあり方（位置づけ、役割）を自ら設定する必要があります。

策定の背景

わが国においては、景気や雇用の不安定さ、全国各地で起こる大規模災害、世界ではグローバル化の進行やソーシャルネットワークの普及による社会構造の変化、テロの脅威など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化し、これまで認識されてきた課題に加え、新たに対応すべき課題が山積しています。

とりわけ、少子高齢化の進行による人口減少問題が国の主要課題として掲げられる今日において、地方には自らが有する経営資源や地域特性を最大限有効に活用して「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。

第 5 次総合計画策定の趣旨

このような変化の中で、人々の価値観も、これまでの成長型社会で求められてきた物の豊かさから心の豊かさが重視される傾向があり、質の高い生活を実現させていく方向に転換しつつあります。

また、わが国が本格的な人口減少社会に向かっている中で、粕屋町は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口において、2010 年から 2040 年にかけて人口増加が見込まれる全国でも数少ない自治体であり、今後、粕屋町が有する地域の特性や強みを活かし、まちの魅力を高め、町内外に効果的に発信していくことにより、活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

第 5 次総合計画では、これまで築き上げてきた行財政運営の基盤と仕組みを継承しながら、町民が町への愛着や誇りを感じることによって、定住人口や交流人口が増加し、ますます元気なまちとなるように、町民、地域と行政がともに新たな時代のまちづくりを推進していくための計画とします。



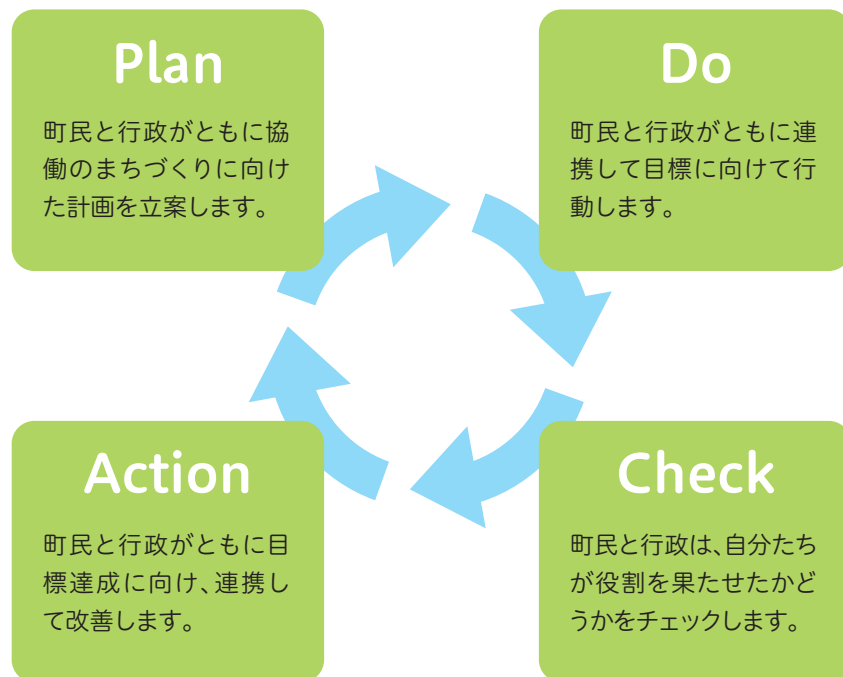
2.計画策定の基本方針

第5次総合計画は、町のめざす将来像に向けて、新しいまちづくりを進めていくために、策定にあたって、次の3つの視点を基本方針とします。

(1)町民にわかりやすい計画づくりと協働で取り組む視点

計画策定の過程を通じて、町民にわかりやすい計画とすることで、町民、地域と行政が町のめざす将来像を共有できる計画を策定します。成果指標の設定により、総合計画の進行管理を行います。

■協働によるPDCAサイクル



(2)地域の特性や強みを活かし、活力あるまちを創造する視点

社会経済情勢が大きく変化する時代において、地域の特性や強みを最大限に活かすことで粕屋らしさを輝かせるとともに、まちの魅力を高め、活力あるまちを創造する計画を策定します。

(3)成果を重視した戦略的な行政経営の視点

持続可能な行財政基盤の確立に向けて、経営的な視点で、「選択と集中」による効果的・効率的な施策の展開を図り、行政経営の指針となる計画を策定します。

3.計画の位置づけと役割

計画の位置づけ

総合計画は、粕屋町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性を示すとともに粕屋町のすべての行政分野における計画の指針となります。

計画の役割

第5次総合計画は、「粕屋町の新たなまちづくりを導き、実現していく総合的な指針」であり、町民、地域と行政がそれぞれの役割と責任を担い、新しいまちづくりを進めるための「協働でつくるまちづくりの手引書(マニュアル)」となります。

4.計画の構成と期間

計画の構成

総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

基本構想

町民と行政の共通の目標として、まちづくりの方向性を基本理念と将来像によって明らかにし、それを達成するためのまちづくりの目標(施策の大綱)を示すものです。

基本計画

基本構想で定めた将来像とまちづくりの目標(施策の大綱)を受けて、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、各施策の展開方針、指標及び役割などを示すものです。

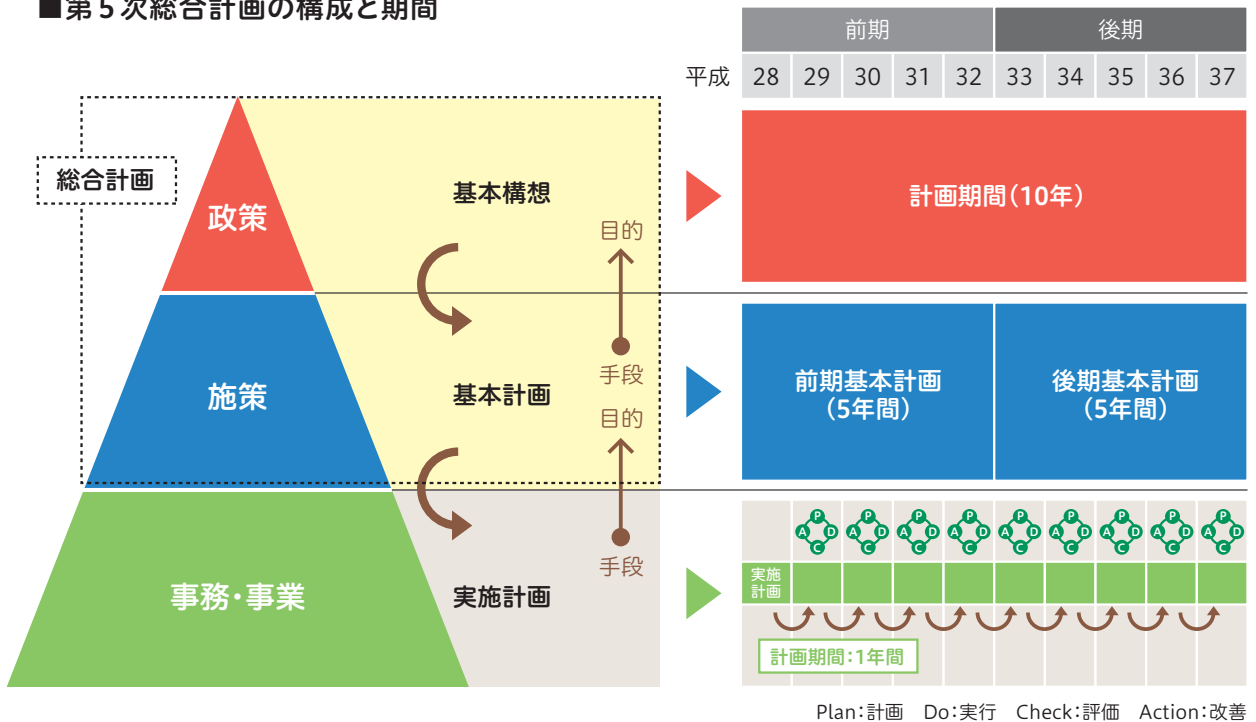
計画期間

第5次総合計画において、基本構想及び基本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間とします。

なお、基本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度を前期、平成33年度から平成37年度を後期とします。



■第5次総合計画の構成と期間



また、基本計画で掲げた施策を実現するために、実施計画を作成します。

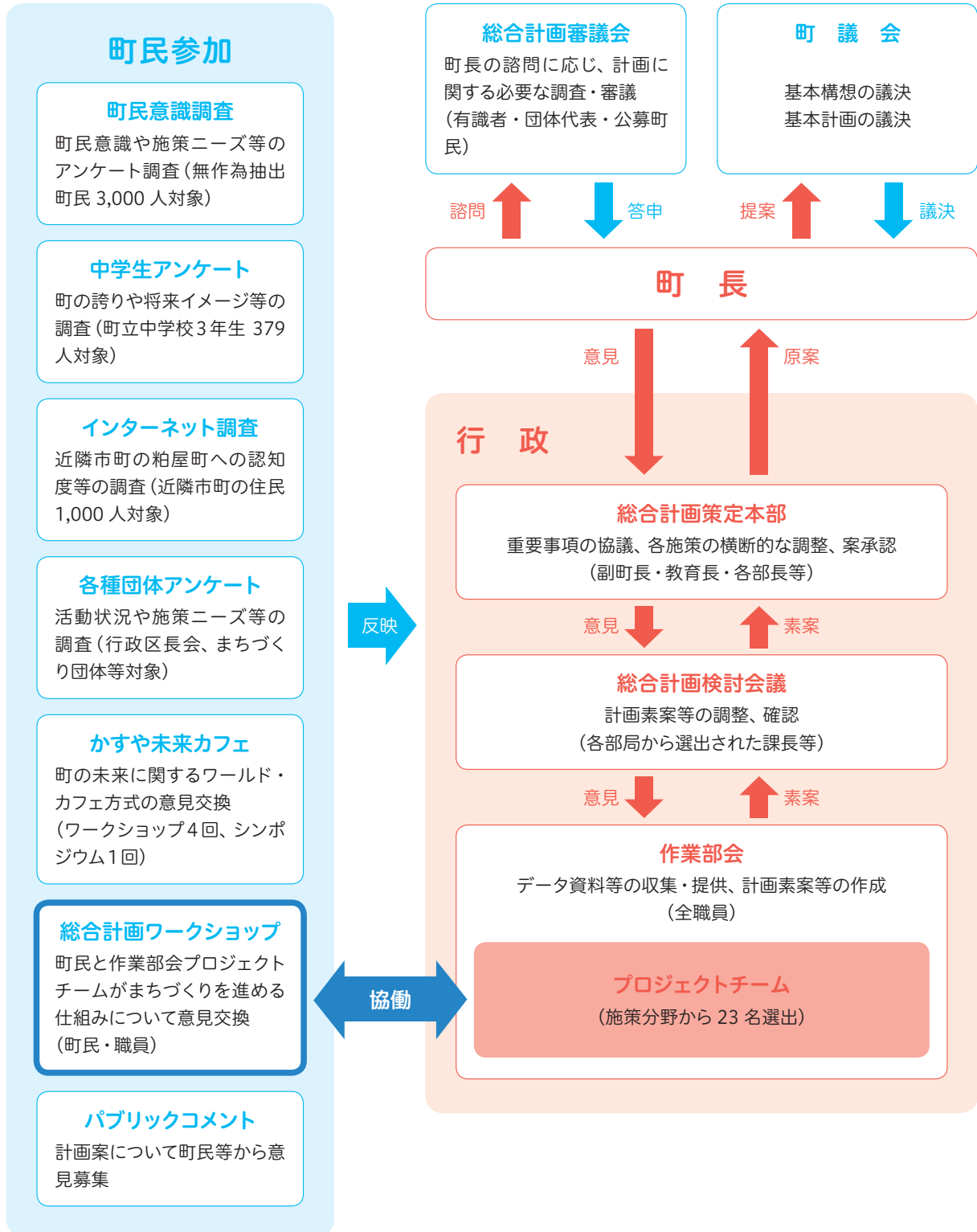
実施計画は、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものです。実施計画の計画期間は1年間とし、年度ごとにPDCAサイクルにより見直し・改善を加えながら、次年度以降の事業に反映させることにより実効性を確保します。

■行政経営マネジメント (PDCAサイクル)



5.策定体制

第5次総合計画は、策定過程における町民参画を重視し、以下の体制で策定しました。



粕屋町の現状と今後の方向性

1.位置と地勢

福岡都市圏にあり、利便性が高く、交通の要衝のまち

本町は、福岡県の北西部に位置し、西に福岡市、北に久山町、東に篠栗町・須恵町、南に志免町と1市4町に隣接しています。また、町域を縦横に貫くJR 篠栗線（福北ゆたか線）とJR 香椎線、国道 201 号、福岡都市高速道路 4 号線、九州自動車道が走る交通利便性の高い町です。

九州最大の都市である福岡市とのアクセスは、JR 長者原駅から県庁最寄り駅のJR 吉塚駅まで約 8 分、JR 博多駅まで約 10 分、福岡空港まで車で約 10 分、博多港まで車で約 20 分です。

駕与丁公園やため池など、豊かな自然環境のあるまち

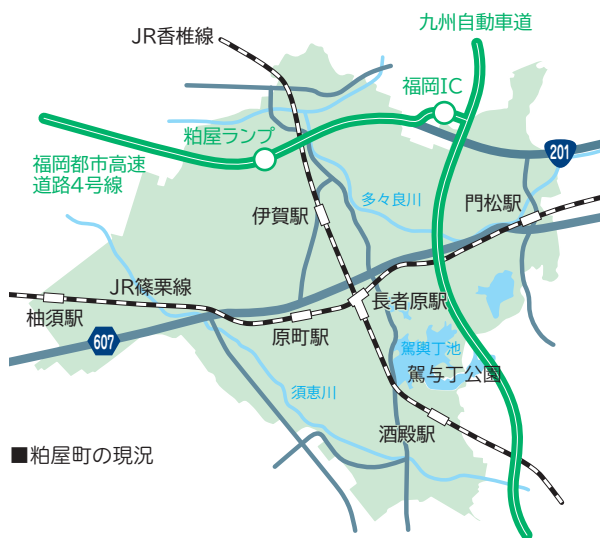
面積は、14.13 平方キロメートルで、町内には、筑前三大大池のひとつである駕与丁池をはじめとする大小のため池が点在し、町内を東西に流れる多々良川と須恵川が肥沃な平野を形成しています。

福岡市に隣接しながら田園も多く残り、ブロッコリーなどの都市近郊型の農業も盛んです。

町のシンボルである広大な駕与丁公園は、四季折々の自然に親しむことができる安らぎと憩いの空間になっています。



■福岡都市圏 (17 市町)



■粕屋町の現状

2. 町のあゆみ

古代から政治や交通の要衝として 歩んできたまち

本町には、旧石器時代の駕輿丁池遺跡や縄文時代から弥生時代にかけての江辻遺跡など、さまざまな時代の遺跡が数多く点在しています。「糟屋」という地名は、日本書紀(527年)の「糟屋屯倉」や京都府妙心寺国宝梵鐘ほんしやうの金石文「糟屋評」ごおり(698年)などにみることができ、古くから呼称されていたことをうかがうことができます。

平成26年(2014年)には「政庁跡や倉庫群」が発見され、飛鳥時代から奈良時代にかけての糟屋評・郡の政治の中枢が本町に存在していたことが明らかになりつつあります。

また、内橋坪見遺跡つぼみでも、奈良時代の官道に設置された駅家「夷守駅」うまや ひなもりではないかと推定される大型建物が発見されるなど、交通の要衝としても栄えていました。

中世には、建武3年(1336年)足利尊氏の「大隈御霊社寄進安堵」などが史料にあるほか、中世末期には、周防・長門の大内氏が豊後の大友氏などと覇権を巡る争いを繰り広げるなど、糟屋地域一帯は筑前国の支配を進めるうえでも重要な地域であったことがうかがえます。

江戸時代、福岡藩52万石の支配の中、町・郡・浦の再編に伴って新たな糟屋郡が誕生しており、「筑前国続風土記」では、本町地域一帯を「筑前国内でも一番肥沃である。」として、藩の財政を支える重要な場所であったことがわかります。また、領内の整備に伴い、町の中央部に篠栗街道が開通するなど、交通の要衝としても発展していきました。

明治4年(1871年)の廃藩置県に伴い「福岡県」が誕生しましたが、明治6年(1873年)には、糟屋郡85か村を再編、第三大区と称した新たな「糟屋郡」が成立しました。

その後、数次の編成を経ながら、昭和32年(1957年)3月31日に大川村と仲原村が合併して「粕屋町」として発足し、現在に至っています。



発見された糟屋評の政庁跡
(糟屋官衙遺跡群阿恵遺跡)



「夷守駅」の可能性のある大型建物
(内橋坪見遺跡)



豊かな資源に支えられ発展し続ける粕屋町

町制施行後は、福岡市のベッドタウンとして人口が増加し、生活基盤の整備が進められるとともに、九州自動車道福岡インターチェンジの設置に伴い、流通業務地区の開発が行われ、物流拠点としても発展してきました。

平成13年(2001年)には、JR篠栗線(福北ゆたか線)が電化され、長者原駅はJR香椎線との相互乗り入れ駅として利便性が向上しました。また、翌年には九州自動車道福岡インターチェンジと福岡都市高速道路4号線が直結し、自動車交通の利便性も高くなりました。

平成26年(2014年)には人口が4万5千人を超え、人口減少社会において平成52年(2040年)までの人口増加率が一番高いと見込まれる町として全国的に注目をあびるようになりました。



整備された流通業務地区



利便性の高い交通網

3. 粕屋町を取り巻く社会動向

(1) 人口減少社会の到来

わが国の人口は平成22年をピークに減少へと転じ、今後、急速に進むことが予測されています。「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」が発表した将来推計人口によると、全国の約半数にあたる自治体が消滅する可能性があると言われるなど、人口減少に対する危機感はますます強まっています。また、少子高齢化も進行し、地域のつながりの希薄化や活力の低下だけでなく、労働、経済活動、社会保障など社会全般にわたって大きな影響を与えるものと懸念されています。特に、税収の減少や社会保障費の増大は、地方の財政を逼迫する要因となっており、地方自治体においても今後その対応が求められています。

粕屋町においては、出生率が高く、今後も人口の増加が見込まれる一方で、高齢化が進行することが予想されます。そのため、子どもを安心して産み育てる環境の整備や高齢者の見守り体制の確立とともに、元気な高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の担い手として活躍できる仕組みづくりが求められています。

(2) 環境保全意識の高まり

近年、オゾン層破壊、森林の減少といった地球規模での環境問題が広がり、人々の環境保全に対する意識が高まっています。

国際社会においては、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が平成17年に発効されました。京都議定書に代わる国際的な排出削減の枠組については、気候変動枠組条約締約国会議において継続的に協議が行われています。また、PM2.5や黄砂等、東アジア地域における広域大気汚染問題などの新たな課題への対応も求められています。

粕屋町においても、省エネルギー化やリサイクルの推進など、日々の暮らしの中で環境負荷の軽減を図り、町民、企業、行政が一体となって循環型社会を形成し、次世代のために持続可能な社会を実現していくことが求められています。

(3) 安全・安心に対する関心の高まり

近年、全国各地で地震、台風、局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害など、さまざまな自然災害が発生しています。

また、子どもや高齢者を巻き込んだ犯罪や交通事故の増加、感染症の発生、食の安全性の問題など、身近な生活での不安要素が増大し、危機管理への関心が高まっています。

粕屋町においても、あらゆる分野の安全・安心へのニーズに対し、町民一人ひとりが危機管理意識を持つとともに、町民、地域、各種関係機関と行政が連携して、地域において、安全で安心して暮らせる環境づくりが求められています。



(4) ライフスタイルや価値観の多様化

社会経済の成熟化に伴い、人々がゆとりや安らぎを求める傾向が高まり、物の豊かさから心の豊かさへと価値観が変化してきています。

また、都会から地方への移住をはじめ、趣味の時間を増やし余暇の充実を図るなど、自分らしいライフスタイルを選択する人々も増えています。

粕屋町においても、町民一人ひとりが仕事と生活の調和を図り、生涯学習やスポーツ、文化活動をはじめ、地域において町民同士が交流する機会づくりが求められています。

(5) 高度情報化社会の進展

携帯電話やインターネット、SNSの普及など、近年の情報通信技術は飛躍的に進展し、誰もが容易に世界中の情報を得ることができるようになってきました。このことにより、生活の利便性や産業の生産性の向上に大きな役割を果たすだけでなく、人と人のつながり方など、人々の生活に大きな変化を与えています。

さまざまな情報へのアクセスが便利になった反面、コンピュータ犯罪の増加や個人情報の流出など、新たな課題への対応も求められています。

粕屋町においても、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、適切な措置を講じたうえで、情報通信技術を有効に活用し、町民の利便性の向上と行政運営の効率化を図ることが必要です。

(6) 地方分権の進展と地域の自立

国の構造改革や地方自治制度の改革が進む中で、地方自治体が国から権限や税源の移譲を受け、自主的かつ総合的に行政を担う「地方分権」が進められています。基礎的自治体である市町村は、多様化するニーズに素早く柔軟に対応できる質の高い行政サービスを提供するとともに、地域資源を活かした魅力あるまちづくりの推進が求められています。

粕屋町においても、地域の実情や町民ニーズに的確に対応できる体制を確立し、より一層効果的で自立した行財政運営を行うとともに、将来を見据えたまちづくりが求められています。

(7) 協働のまちづくり

長引く景気低迷の中で、人口減少社会の到来、地方分権の進展など、大きな時代の転換期を迎え、行政だけでは多様化する町民ニーズや地域の課題に対応することが困難な状況になってきています。その解決に向けて、町民、地域と行政が役割を分担しながら、地域の課題解決を図っていく「協働のまちづくり」の必要性が高まっています。

粕屋町においても、町民、地域、企業、学校など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を認識し、協働でまちづくりを進めることが求められています。

4.粕屋町を取り巻く現状と課題

各種統計データや町民意識調査結果等から、粕屋町の現状とまちづくりの課題を整理しました。

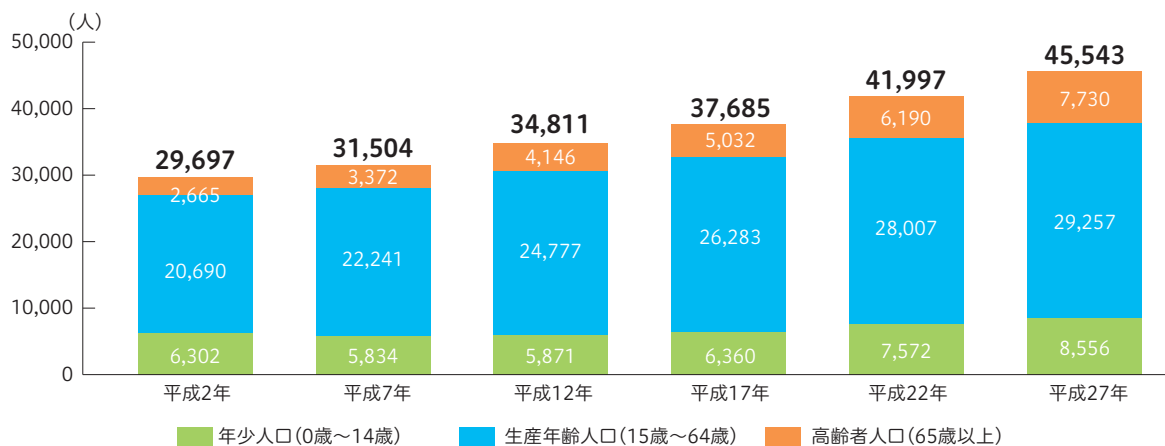
(1)統計データからみる粕屋町

①人口の状況

高齢化率は全国平均より低く、今後も人口増加が続く見込み

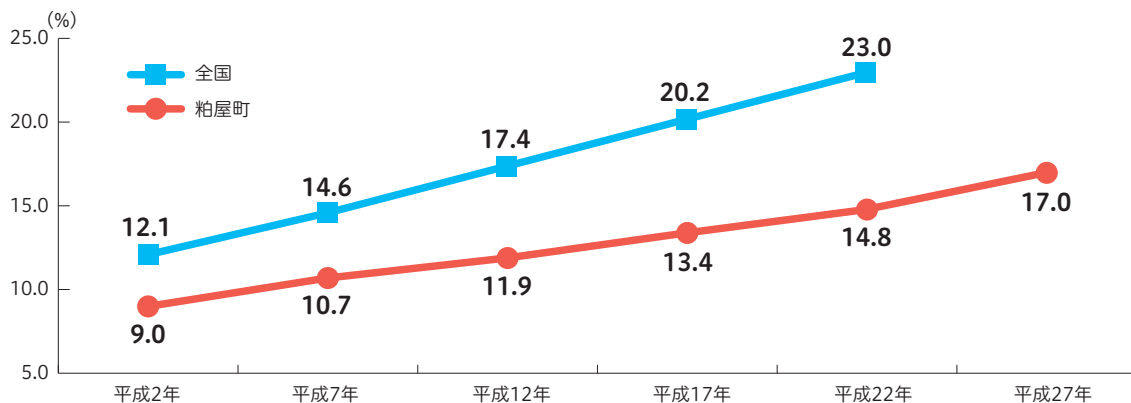
- ・全国的に人口減少、少子高齢化が進行している中、本町の人口は今後も引き続き増加していくことが予測されています。
- ・本町でも高齢化が進行していますが、高齢化率は全国平均より、低い数値で推移しています。

■年齢別人口の推移



資料:国勢調査(総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない)、平成27年:住民基本台帳(平成27年9月30日現在)

■高齢化率の推移



資料:国勢調査、平成27年:住民基本台帳(平成27年9月30日現在)



出生率が高く、市町村間の移動率も高い状況

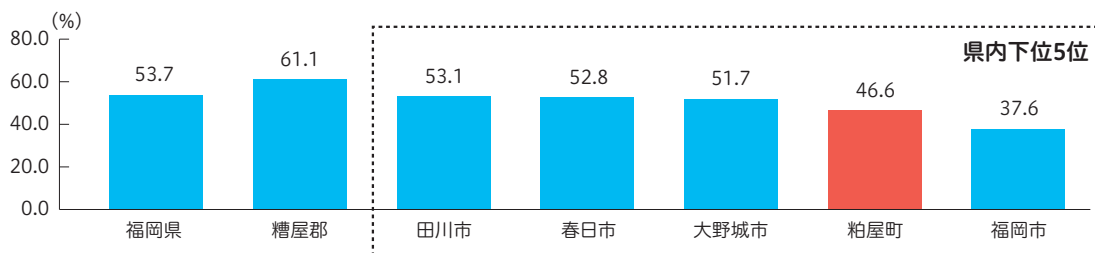
- ・平成 25 年から平成 26 年にかけての人口増加率は 1.2%と、県内 3 位となっています。
- ・人口増加の要因として、出生率・転入率がともに高く、県内上位を占めています。
- ・市町村間の移動率（転入率・転出率）が高く、持ち家率の低さは福岡市に次いで県内 2 位となっています。

■人口等の県内比較

	人口増加率(%) (H25.10-H26.9)		出生率(%) (H25.10-H26.9)		転入率(%) (H25.10-H26.9)		転出率(%) (H25.10-H26.9)		人口密度(人/km ²) (H26.10)	
1位	新宮町	4.9	粕屋町	16.2	新宮町	10.0	芦屋町	8.0	春日市	7,744.7
2位	福津市	1.9	新宮町	14.2	福岡市	7.9	粕屋町	7.5	志免町	5,221.9
3位	粕屋町	1.2	志免町	12.9	粕屋町	7.7	福岡市	7.3	福岡市	4,424.7
4位	福岡市	0.9	大野城市	11.4	春日市	6.7	春日市	6.4	大野城市	3,641.4
5位	筑前町	0.7	大木町	10.7	芦屋町	6.4	大野城市	6.2	粕屋町	3,127.3

資料：「福岡県の人口と世帯年報(平成26年)」

■持ち家率の県内比較



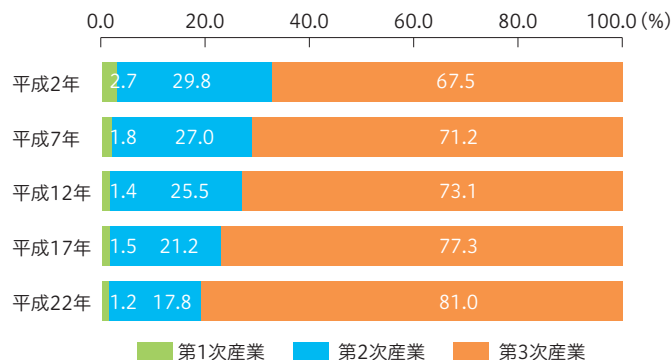
資料：国勢調査(平成22年)

②産業の状況

第1次産業・第2次産業従事者割合が減少

- ・本町の産業別就業人口は、第3次産業従事者が増加を続けています。
- ・第2次産業従事者が約 30%を占めていましたが、17.8%まで低下しています。
- ・第1次産業従事者は 2.7%から 1.2%まで低下し、農地転用などによる耕作地の減少や農家の後継者不足が影響しているものと考えられます。

■産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

第1次産業：農業、林業、水産業など。

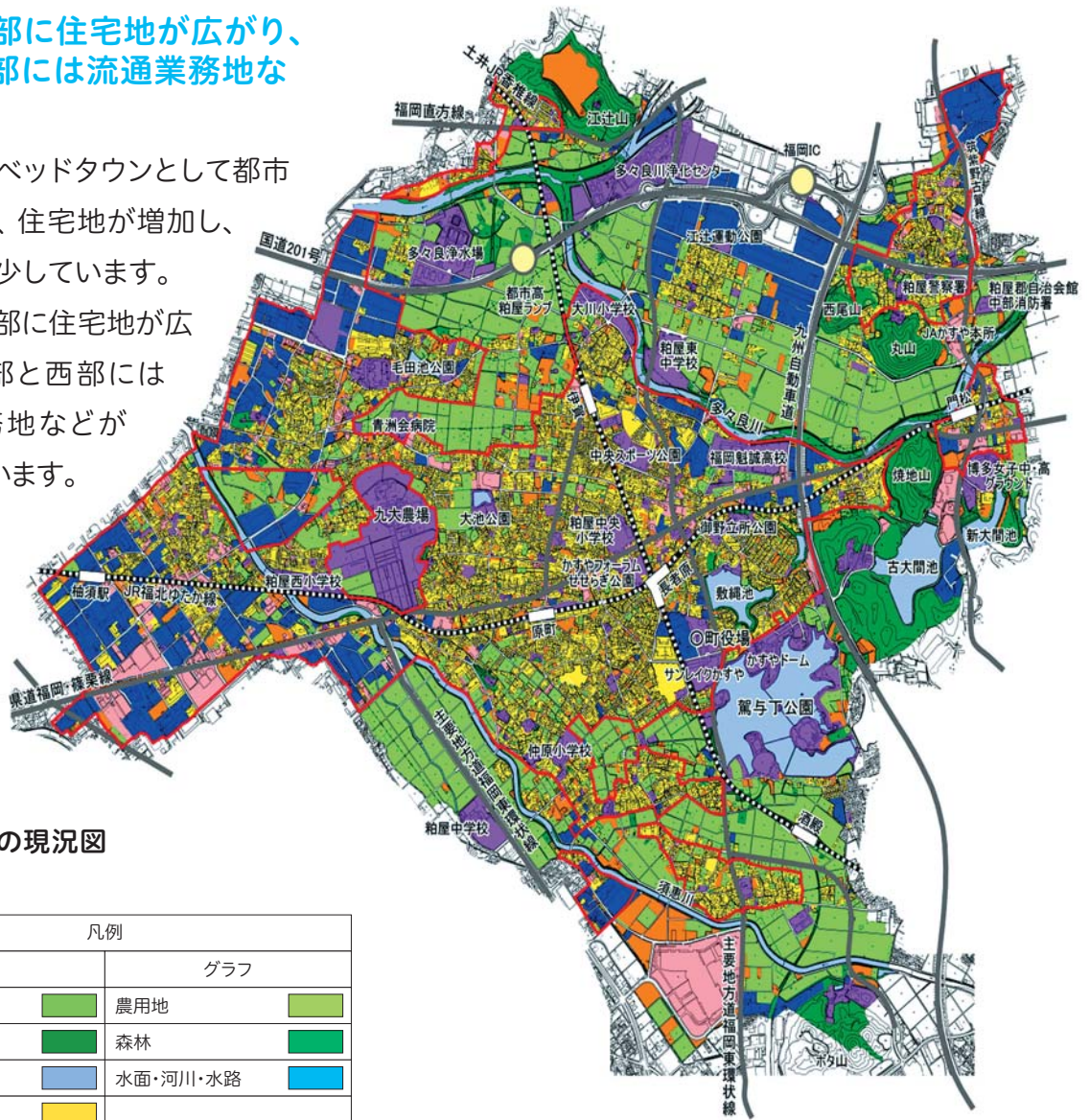
第2次産業：製造業、建設業、鉱業など。

第3次産業：第1次、第2次に分類されない産業。商業、運輸通信業、金融業、公務、自由業その他のサービス業。

③土地利用の状況

町の中心部に住宅地が広がり、北部と西部には流通業務地などが立地

- ・福岡市のベッドタウンとして都市化が進み、住宅地が増加し、農地が減少しています。
- ・町の中心部に住宅地が広がり、北部と西部には流通業務地などが立地しています。

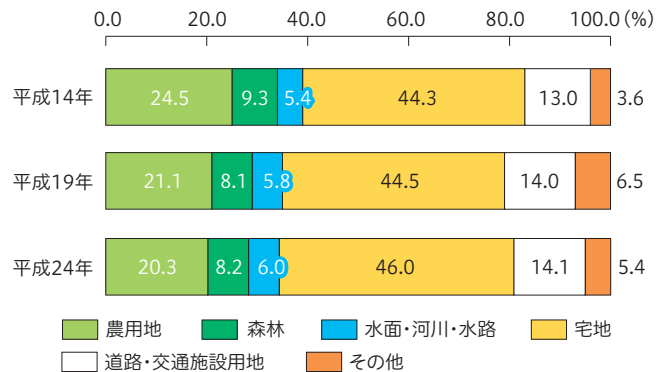


■土地利用の現況図

凡例	
図	グラフ
農地	農用地
森林・緑地	森林
河川・水面	水面・河川・水路
住宅地	宅地
商業地	
工業・流通業地	
公共公益用地	
道路・鉄道	道路・交通施設用地
空地など	その他

鉄道	
主要幹線道路	
市街化区域	

■土地の利用状況



資料：粕屋町都市計画基礎調査(平成24年度)

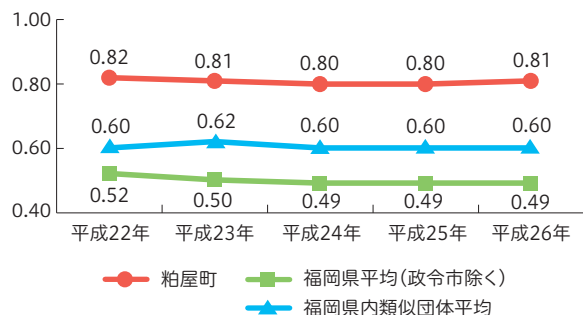


④ 財政の状況

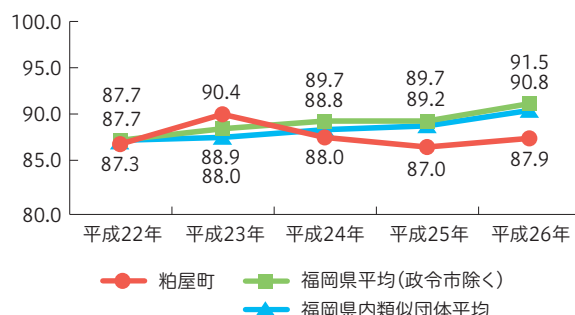
財政は比較的健全であるが、硬直化が進行

- ・財政力指数は福岡県平均、福岡県内の類似団体平均に比べ健全な値を示しています。
- ・実質公債費比率及び将来負担比率は改善していますが、公共施設の老朽化に伴う改修や人口増加に伴う施設建設の財源を町債に頼らざるを得ない状況です。
- ・財政の柔軟性をあらかず経常収支比率は町債の償還額が減少したことにより福岡県平均を下回っていますが、依然として高い値を示しており、財政の硬直化が進んでいる状況です。

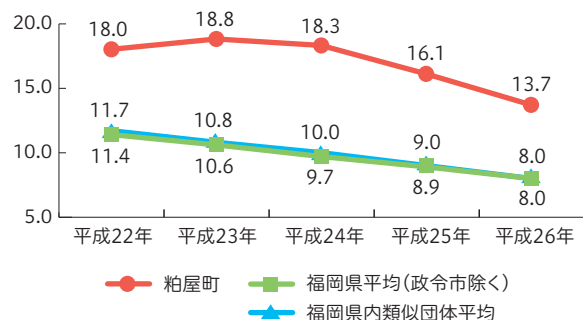
■ 財政力指数



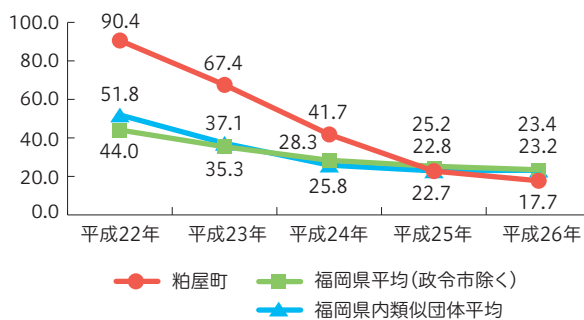
■ 経常収支比率



■ 実質公債費比率



■ 将来負担比率



類似団体	国勢調査の情報をもとに、市町村を人口と産業構造により分類したものです。類似団体と比較することで、自町の財政状況の特徴などを把握することが可能になります。粕屋町が属する福岡県内の類似団体には、那珂川町・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・水巻町・岡垣町・筑前町などがあります。
財政力指数	自治体の財政力をあらかず指標です。1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされています。標準的な状態における地方税等の収入を標準的な行政を行った場合の財政需要額で除して得た数値です。この指数が1を超える団体は、地方交付税の不交付団体となります。
経常収支比率	自治体の財政構造の弾力性をあらかず指標です。この比率が低いほど政策的に使えるお金が多くあることを示しています。人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経常的に支出される経費が、地方税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源に占める割合を示しています。
実質公債費比率	自治体の財政状況の健全度をあらかず指標のひとつです。地方債の元利償還金に充てる一般財源の割合で、18%以上になると地方債を起債するのに県の許可が必要となります。
将来負担比率	自治体の財政状況の健全度をあらかず指標のひとつです。将来負担すべき実質的な負債額が、自治体の一般財源の規模に占める割合を示したもので、市町村で早期健全化基準(350%)を上回る場合は「財政健全化計画」を定める必要があります。

(2) 今後のまちづくりの課題

第4次総合計画の振り返りとして、町民意識調査結果をもとに、町の施策に対する改善度・満足度、重要度（重要と思う取組）について、まちづくりの目標（施策の大綱）に基づき、整理をしました。

■まちづくりの目標（施策の大綱）に基づく改善度・満足度・重要度の整理

- ・全 20 施策について、改善度・満足度・重要度を算出し、それぞれ高い順に順位を記載しています。
- ・上位 1～5 位を 、下位 16～20 位を と色表示しています。
- ・中位 6～15 位については、改善度・満足度・重要度それぞれの平均値を基準値とし、平均値より高いものを 、平均値より低いものを と色表示しています。

施策の大綱	改善度	満足度	重要度
第1章 都市と自然のバランスのとれた便利で快適なまち			
1 都市と自然が調和したゆとりのあるまち並みづくり（土地利用、都市景観）	4	4	11
2 みどりと水辺を守り・つなぎ・生かすまちづくり（自然保護、公園・緑地）	1	1	6
3 生活の基盤を支えるまちづくり（道路・交通）	2	18	1
4 みんなで取り組む住み良い環境づくり（環境保全・ごみ、美化運動、上下水道）	3	2	15
5 活力のあふれるまちづくり（農業の振興、商工業の振興）	19	17	9
第2章 誰もが安心していきいき暮らせるやさしいまち			
1 いきいき暮らせる健康づくり（健康づくり、保健）	5	3	13
2 高齢者がいきいき暮らせるやさしい地域づくり（高齢者福祉、元気高齢者）	8	9	8
3 障がい者がいきいき暮らせるやさしい地域づくり（障がい者福祉）	13	13	17
4 子育て世代がいきいき暮らせるやさしい地域づくり（子育て支援）	6	8	2
5 心豊かに暮らせる地域づくり（社会保障、平等な社会の実現）	15	12	10
第3章 人・地域・文化を愛する人を育むまち			
1 地域で育む人づくり（学校教育、青少年教育）	14	11	5
2 いつでも、学べる環境づくり（生涯教育、地域文化）	10	7	16
第4章 交流と助け合いによりお互いを大切にしたいまち			
1 いつでも参加できる場づくり（地域コミュニティ）	9	5	7
2 まちづくりを支える人づくり（ボランティア・NPO）	11	10	18
3 安全で安心して暮らせる地域づくり（消防・防災、防犯・交通安全）	7	6	3
4 地域を越えた交流づくり（地域交流、国際交流）	17	14	12
第5章 みんなで創り進めるまちづくり			
1 町民と行政が協働で進めるまちづくり（協働のまちづくりの推進）	16	16	14
2 行財政運営の効率化（行政運営の効率化、財政の健全化）	20	20	4
3 広域行政の推進（広域行政、広域サービス）	18	19	20
4 情報通信技術（ICT）の活用（情報化の推進）	12	15	19



1.都市と自然が調和した快適な生活環境を強みとして、子育て支援や安全で安心な暮らしに向けた協働の取組が必要

改善度・満足度・重要度を整理した施策項目について、今後のまちづくりの課題として分類・分析しました。

■施策分類による今後のまちづくりの課題分析

施策分類	改善度	満足度	重要度	施策項目
改善度・満足度が高い(強み)	4	4	11	都市と自然が調和したゆとりのあるまち並みづくり(土地利用、都市景観)
	3	2	15	みんなで取り組む住み良い環境づくり(環境保全・ごみ、美化運動、上下水道)
	5	3	13	いきいき暮らせる健康づくり(健康づくり、保健)
改善度・満足度が高く(強み)、今後さらなる取組が必要	1	1	6	みどりと水辺を守り・つなぎ・生かすまちづくり(自然保護、公園・緑地)
	9	5	7	いつでも参加できる場づくり(地域コミュニティ)
改善度・満足度がやや高く、引き続き重点的な取組が必要	6	8	2	子育て世代がいきいき暮らせるやさしい地域づくり(子育て支援)
	7	6	3	安全で安心して暮らせる地域づくり(消防・防災、防犯・交通安全)
改善度は高いが満足度が低く、引き続き重点的な取組が必要	2	18	1	生活の基盤を支えるみちづくり(道路・交通)
改善度・満足度が低く、引き続き重点的な取組が必要	20	20	4	行財政運営の効率化(行政運営の効率化、財政の健全化)
改善度・満足度がやや低く、引き続き重点的な取組が必要	14	11	5	地域で育む人づくり(学校教育、青少年教育)
改善度・満足度が低く、今後さらなる取組が必要	19	17	9	活力のあふれるまちづくり(農業の振興、商工業の振興)

自然環境や環境保全、都市景観に関する施策は改善度・満足度ともに高くなっています。町の誇りやイメージとして、交通や買い物の利便性が良いこととあわせて、駕与丁公園をはじめとする公園や緑地などの憩いの場所があることがあげられており、都市と自然が調和した快適な生活環境は粕屋町の強みであるといえます。

一方、道路・交通に関する施策については、改善度が高いものの満足度が低く、今後の取組の重要度も高いことから、安全な道路交通環境の整備が課題となっています。行財政運営については、改善度・満足度が低く、今後の取組の重要度が高いことから、町民視点・経営的な視点での行財政運営を進めていく必要があります。

子育て支援と防災・防犯に関する施策は改善度・満足度ともにやや高いものの、今後の取組の重要度も高くなっています。本町は、子どもや子育て世代が多いことから子育て支援をさらに充実させることが求められています。また、防災・防犯などの暮らしの安全については、町民と行政が地域の課題を共有し、その解決に向けて協働で取り組むことが重要です。

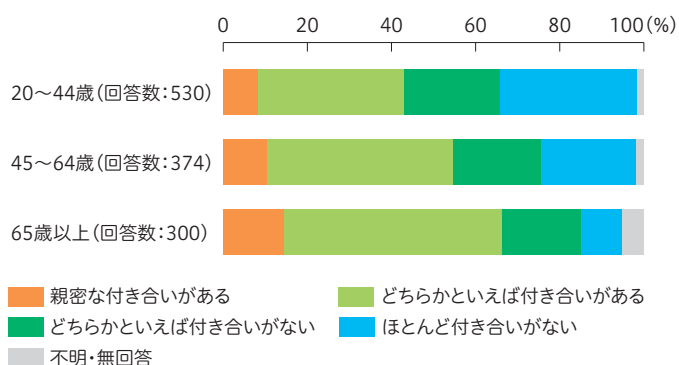
II. 世代をこえた交流、地域コミュニティの活性化が必要

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中で、本町の人口は引き続き増加していくことが見込まれています。また、高齢化率も低く、子どもや子育て世代が多く暮らしているという特徴がみられます。

一方、転入者や若い世代が多く、持ち家率が低いことや町民意識調査結果からは地域とのつながりが薄い傾向もうかがえます。

地域のつながりや地域社会が果たす役割の重要性が再認識される中で、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、世代をこえた交流機会の充実、地域コミュニティの活性化に向けた取組が必要です。

■【町民意識調査】近所付き合いの状況(年齢別)



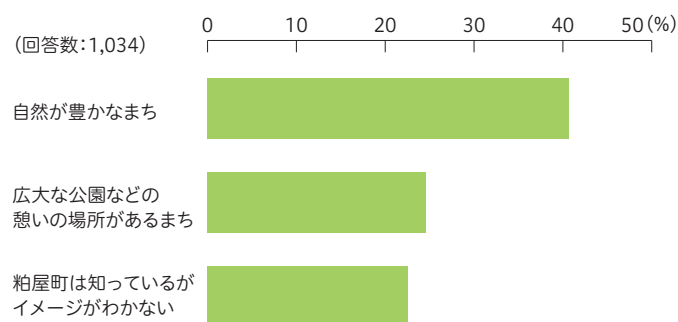
III. 町の特性と強みを活かした情報発信により、町民の誇りを高める必要がある

本町は福岡市に隣接し、町内にJR6 駅や九州自動車道インターチェンジなどがあり、交通の利便性が非常に高いという特徴があります。また、駕与丁公園をはじめとする公園や緑地などの自然環境も本町の強みであり、町民意識調査結果からも、多くの町民がこのような環境を誇りと感じていることがうかがえます。さらに、粕屋町がめざす将来像のイメージとして「笑顔」「活力」「にぎわい」など、人口増加や若い世代の多さを象徴するものが多くあげられています。

一方、町外者を対象としたインターネット調査結果からは、町のイメージとして、「自然が豊かなまち」「広大な公園などの憩いの場所があるまち」に次いで、「粕屋町は知っているが、イメージがわからない」という人が多く、町外者からは町のイメージが薄いことがうかがえました。

今後、情報発信等の取組により、町の魅力や町民の町への誇りを高めていく必要があります。

■【インターネット調査(町外者)】町のイメージ





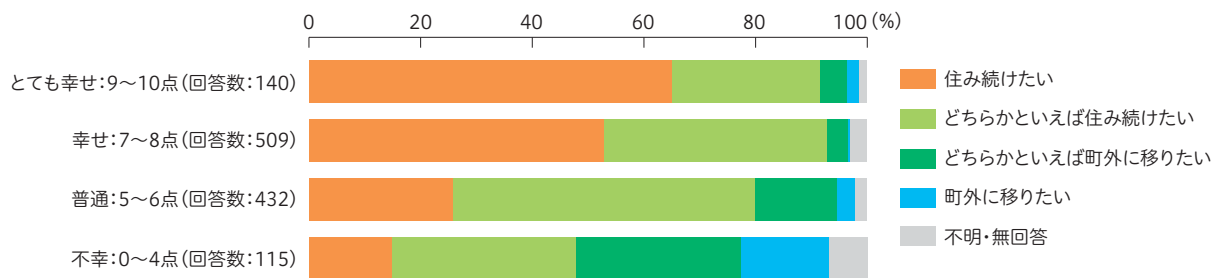
IV. 住み続けたいまちづくりに向け、生活の幸福度向上が必要

町民意識調査結果によると、「粕屋町に暮らしていて幸せ」と感じる割合（幸福度）が高い人は、定住意向が高い傾向がうかがえます。町民の幸福度は暮らしの満足度に関係しているとともに、定住意向にも大きく影響することがわかります。

幸せであるために重要なことは、自分や家族の健康状況が最も高いほか、家族や友人とのつながりや、心の豊かさに関するものがあげられています。また、幸福度を上げるためのまちづくりについては、医療や福祉、防犯や防災などの安全で安心して暮らせる地域づくりに関する取組の重要度が高くなっています。

以上のことから、町民の生活における幸福度を高め定住促進を図るためにも、安全で安心した暮らしを営むための生活基盤や支援体制を整えるとともに、町民一人ひとりの心身の健康づくり、人と人とのつながりが重要です。

■【町民意識調査】町への定住意向（幸福度別）

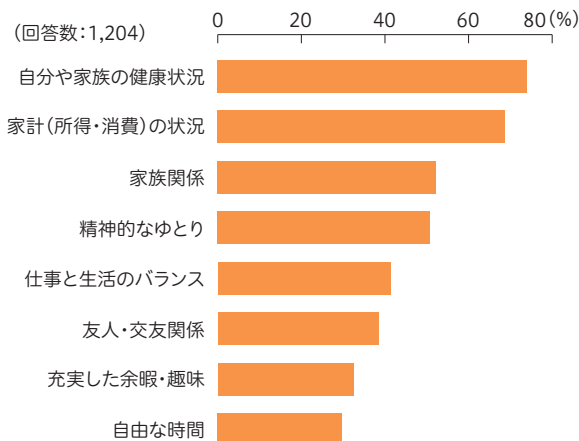


※上のグラフは、今後も粕屋町に住み続けたいと思うか（町民意識調査）について、幸福度別の傾向を集計したものです。

※上のグラフにおける幸福度とは、粕屋町で暮らしてどの程度幸せか（町民意識調査）について、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とした場合の回答点数を集計したものです。

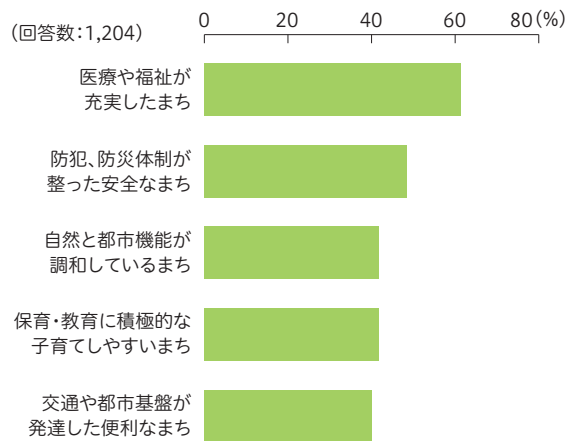
■【町民意識調査】

幸せであるために重要だと思うこと



■【町民意識調査】

幸福度を上げると思うまちの要素



5.まちの未来を導くキーワード

第5次総合計画策定において、粕屋町に暮らす人、働く人、関わる人さまざまな人々の語り合いの中に、まちの未来をつくるヒントやアイデアがあると考え、まちづくりワークショップとして、ワールド・カフェ方式の「かすや未来カフェ」を開催しました。

かすや未来カフェや町民意識調査結果等から、町民が願う粕屋町の未来に必要なキーワードがみえてきました。このキーワードを総合計画に反映し、「町民と行政がともにつくる粕屋町の未来」を実現していきます。



笑顔

元気

活気

・若い活力、新しい活力によるまちづくり ・活力が町中に循環し、笑顔と元気にあふれるまち

粕屋らしさ

誇り

情報発信

・町への愛着と誇りの向上による定住促進 ・粕屋ブランド、住み良さの町内外への情報発信

利便性

快適さ

・自然と都市、快適さと利便性のちょうどいいバランス

つながり

絆

世代をこえた

・世代をこえて、人と人とのつながりが実感できる、となりの人の顔がわかるまち
・地域のしぐらみや人間関係など「面倒くさい」ことを楽しむことのできる風土

集い

語り合い

交流

・若い世代がまちづくりに関心を持ち参加できるきっかけ
・元気な高齢者がまちづくりに積極的に参加できる仕組み
・語り合いの場や交流を通じた担い手づくり

安全安心

健康

子ども

幸せ

・健康と安全安心の向上による幸福度の向上 ・安心して子どもを産み、育てやすいまちづくり
・価値観やニーズの多様性を受け入れるまちづくり



KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN

基本構想

粕屋町がめざす 未来の姿

1.まちづくりの基本理念

粕屋町は、第1次総合計画から「太陽と緑の町」※1をまちづくりの基本理念として掲げ、恵まれた自然環境を活かした住みよい豊かなまちづくりを進めています。

第4次総合計画からは、地方分権の進展により、町民と行政がこれまで以上に信頼関係を築き、一体となって協働でまちづくりを進める「信頼と協働の町」がまちづくりの基本理念に加えられました。

第5次総合計画においては、これらの基本理念を継承しつつ、これからの新しい時代に向けて、さらに協働のまちづくりを進めることにより、町民誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

[まちづくりの基本理念]

太陽と緑のまち

都市と自然が調和し、身近に自然を感じながら、ゆとりある生活空間の中で、町民一人ひとりが誇りと愛着を持って暮らせる「太陽と緑のまち」をまちづくりの基本理念とします。

協働でつくる安心のまち

町民誰もが安心した暮らしを営むために、町民、地域と行政がお互いに役割と責任を担い、ともに力をあわせて、まちを創造する「協働でつくる安心のまち」をまちづくりの基本理念とします。

※1 昭和47年に策定された第1次総合計画から掲げられており、昭和61年に制定された粕屋町民憲章にもうたわれています。



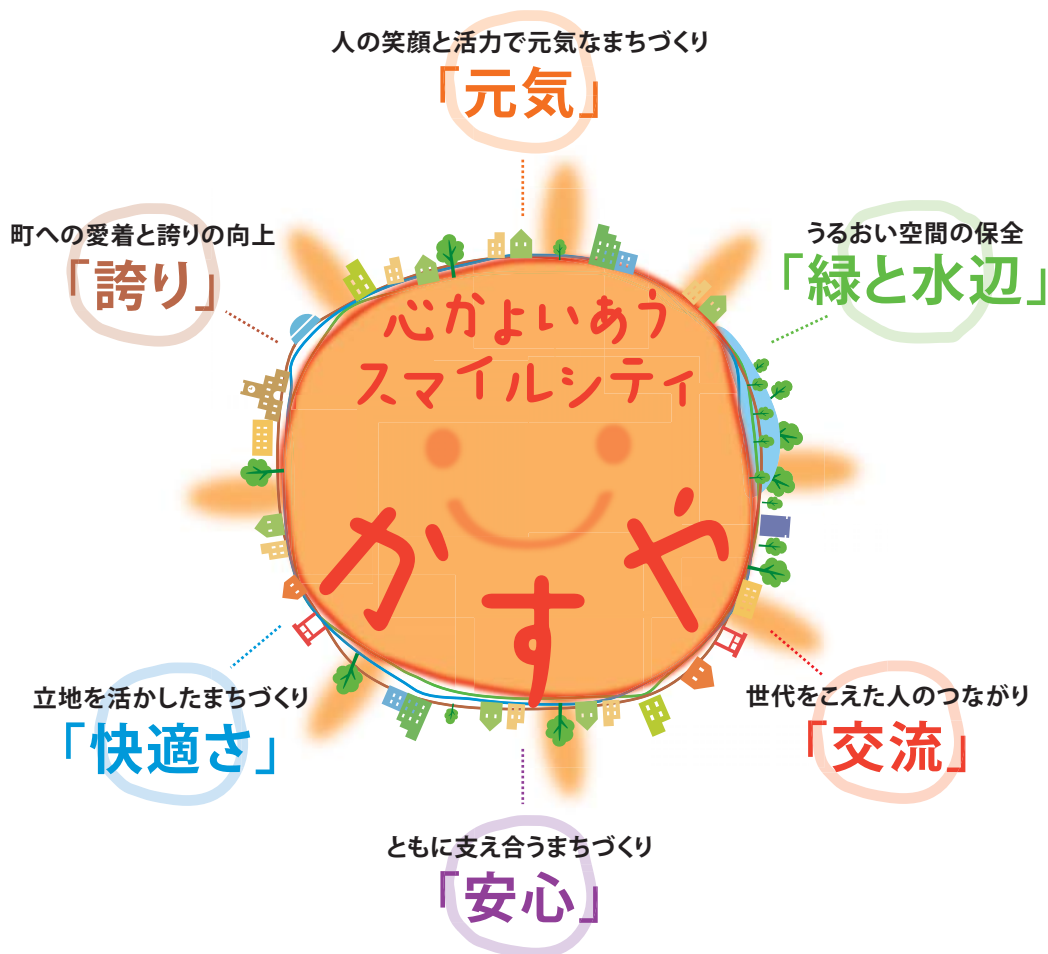
2.まちの将来像

まちづくりの基本理念である「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」を実現していくためには、豊かな自然と快適な都市機能との調和を図りながら、町民の安全で安心な暮らしを支える住みよい生活空間を創り出し、これまで以上に人と人が思いやりの心でつながり、互いに支え合い、町民が主体となった地域社会を実現し、誰もが粕屋町に住み続けたいと思うまちをめざします。

そして、粕屋町への愛着と誇りがますます高まり、次世代を担う子どもたちに笑顔があふれる明るい未来を引き継ぐことをめざし、第5次総合計画のまちの将来像を次のように掲げます。

[まちの将来像]

心がよいあう スマイルシティかすや



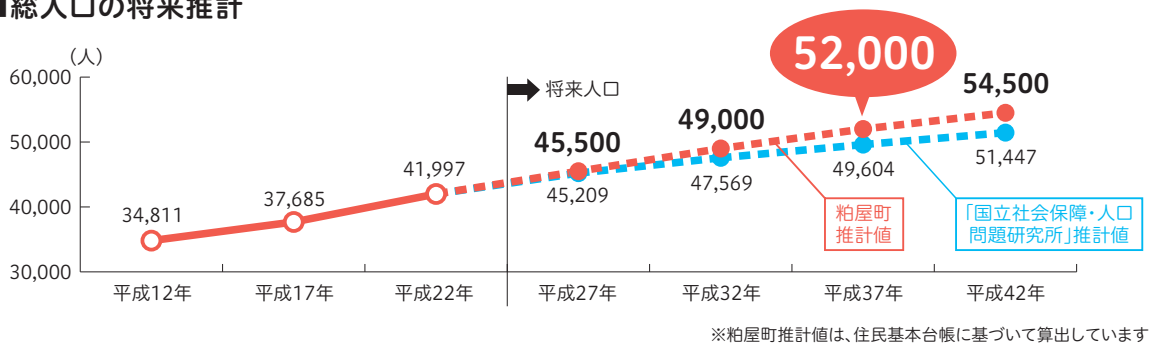
3. 粕屋町の将来フレーム

人口フレーム

	国勢調査			平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年			
総人口(人)	34,811	37,685	41,997	45,500	49,000	52,000

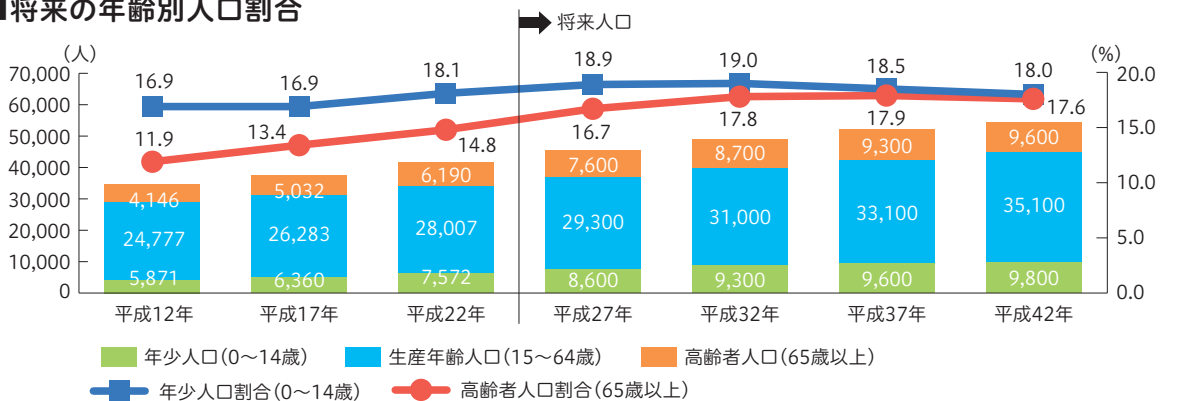
- ・第4次総合計画の将来人口フレームでは、平成22年41,000人と想定していましたが、平成22年の国勢調査の人口は41,997人で約1,000人上回っています。今後、全国的には人口減少、少子高齢化傾向にあるものの、本町の人口は、引き続き増加していくことが予想されます。

■総人口の将来推計



- ・年齢別人口は、すべての年齢階層で増加を見込んでいます。
- ・年少人口、高齢者人口の割合は、平成32年頃まで上昇し、その後横ばいとなる見通しです。

■将来の年齢別人口割合



第5次総合計画における将来人口フレーム

第5次総合計画では、計画的な土地利用の促進、地域資源を活かした産業の活性化による雇用の創出、安心して子どもを産み育てられる子育て支援等、定住化を促進する施策を展開し、平成37年の将来人口フレームを52,000人と設定します。

まちづくりの目標 (施策の大綱)

基本目標 1 つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち

地域のつながりや地域社会が果たす役割の重要性が再認識される中で、町民、地域と行政が相互に連携し、地域課題を解決する地域力の強化を図ります。

家庭、学校と地域が互いに信頼し合う連携の中で、次世代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまちをめざします。

また、先人たちが築き上げた歴史と文化を次世代に引き継ぐとともに、町民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいを持って身近に学び、交流の輪が広がるまちをめざします。

基本目標 2 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち

計画的な土地利用をさらに進め、身近に自然を感じながらも町民の生活を支える都市機能の充実を実感でき、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進め、定住促進を図ります。

また、地域の資源や特性を活用し、地域ブランドや産業の活力を創出するまちづくりを進め、粕屋町の魅力を一層高めるとともに、町内外へのシティプロモーション活動を進め、活力あるまちをめざします。

基本目標 3 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち

高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、すべての町民が住み慣れた地域の中で、地域社会の一員として、健康で自分らしく充実した生活を安心して送ることができる、互いに支え合い、ともに生きる地域社会の実現をめざします。

また、安心して産み育てられる環境の充実を図り、子育て世代が住み続けたいと思うまちをめざします。

基本目標 4 健全で持続可能な行政経営をめざすまち

限りある経営資源で、社会情勢の変化や多様化する町民ニーズを的確に捉えた改革を進めるために、行政の経営力を強化し、質を重視した行政サービスを実現するとともに、持続可能な行政経営を進めます。

第5次総合計画 体系図

基本目標 1

つながりと
交流を深め、
心豊かな人を育む
協働のまち

1. 地域のつながりを大切にしたまちづくり

2. 地域でともに助け合う安全なまちづくり

3. 未来を担う子どもたちを育むまちづくり

4. 身近な学びと交流があるまちづくり

基本目標 2

都市と自然が
調和し、
快適に暮らせる
活力あるまち

1. 自然と調和した便利で快適なまちづくり

2. 安心して快適な生活基盤を備えたまちづくり

3. 自然にやさしく住みよい環境のまちづくり

4. 地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり

基本目標 3

誰もが
安心して幸せに
暮らせる
やすらぎのまち

1. 誰もが健康で暮らせるまちづくり

2. 子育て世代が明るく暮らせるまちづくり

3. 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

4. 障がい者がともに暮らせるまちづくり

5. 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

基本目標 4

健全で
持続可能な
行政経営を
めざすまち

1. 町民のための行政経営のまちづくり

2. 健全な財政運営のまちづくり

3. 広域的な視点に立ったまちづくり



KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN

基本計画

まちづくりの進め方

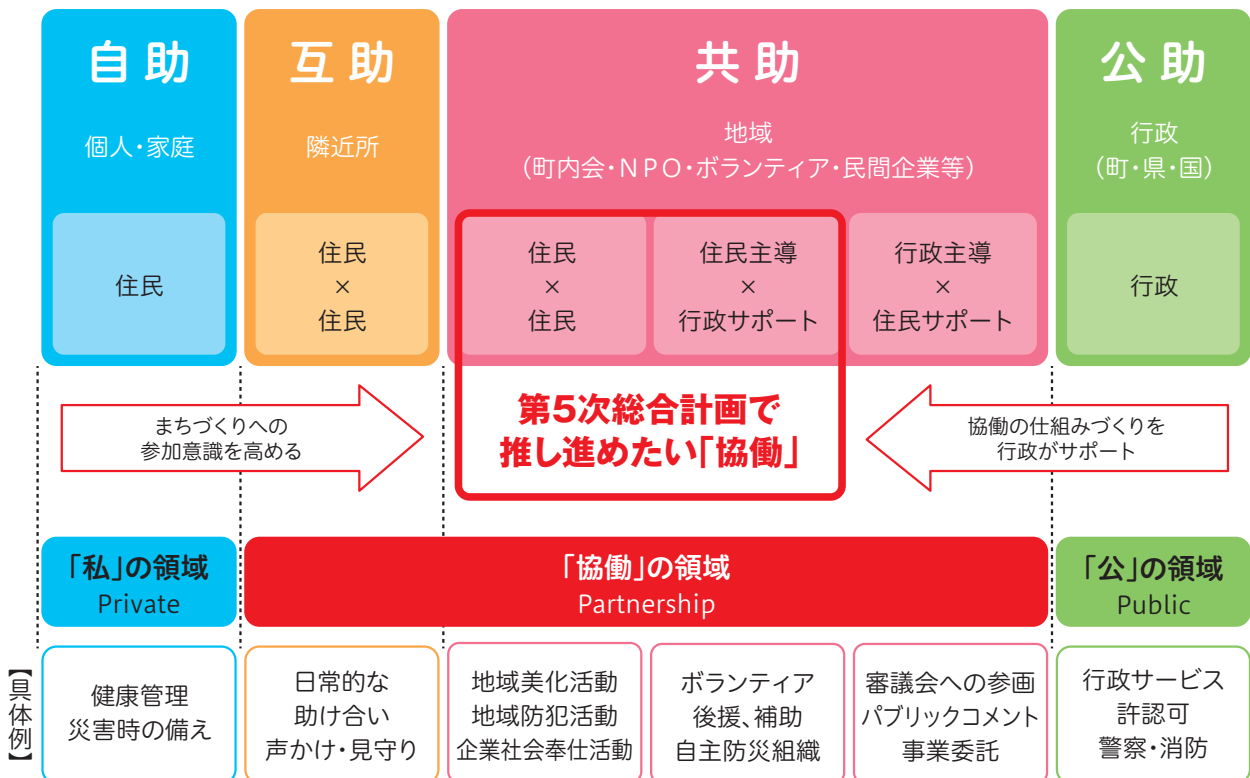
1.協働のまちづくり

第5次総合計画基本構想では、前計画のまちづくりの基本理念を継承しつつ、これからの新しい時代に向けて、町民誰もが安心して暮らせるまちを実現するために、新たに「協働でつくる安心のまち」をまちづくりの基本理念として掲げています。

これまで施策の実施にあたって、行政が主体となり町民が参画するなど、「行政主導・住民サポート型」の協働が中心となっていました。今後、協働の必要性がますます高まっている中、「住民主導・行政サポート型」「住民自立型」の協働を推し進めていくことが重要です。

基本計画の前期（平成28年度～平成32年度）においては、協働の基本的な考え方や必要性などを町職員だけでなく、まちづくりに関わるすべての人が共通の認識を持つとともに、協働の仕組みを構築し、さらなる協働のまちづくりを進めます。

協働のイメージ



- 自助：個人・家庭の力でできることは、個人・家庭で行う。
- 互助：隣近所で支え合ってできることは、隣近所で助け合う。
- 共助：地域（町内会・NPO・ボランティア・民間企業等）で力を合わせてできることは、地域で助け合う。
- 公助：個人・家庭・隣近所・地域で実現が困難なこと、行政が実施することが効率的なことは、積極的に支援する。



2.まちづくりのスマイル指標

基本計画の前期(平成28年度～平成32年度)においては、総合指標として「まちづくりのスマイル指標」を定めるとともに、基本施策ごとに指標を定め、まちの将来像「心かよいあうスマイルシティかすや」の実現に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

実感指標

指標	内容	現状値 (H27)	目標値 (H32)
幸せ指標	①粕屋町に暮らしていて幸せだと思う町民の割合 (10段階評価の7～10点の合計)	47.9%	より 幸せに!
	②粕屋町に愛着を感じている町民の割合 (「強く感じている」「感じている」の合計)	60.0%	
住みよさ指標	③今後も粕屋町に住みたいと思う町民の割合 (「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の合計)	82.2%	より 住みやすく!
	④粕屋町は住みやすいと思う町民の割合 (「とても住みやすい」「住みやすい」の合計)	79.1%	
つながり指標	⑤隣近所と付き合いのある町民の割合 (「親密な付き合いがある」「どちらかといえば付き合いがある」の合計)	65.6%	つながり を深め!
活力指標	⑥粕屋町は活力ある元気なまちだと思う町民の割合 (「そう思う」「ややそう思う」の合計)	67.1%	より活力 あるまちに!
健やか指標	⑦粕屋町は健康に暮らせるまちだと思う町民の割合 (「そう思う」「ややそう思う」の合計)	76.4%	より 健康に!

※平成27年度に実施した町民意識調査(18歳以上の町民3,000人を無作為抽出 有効回答数917)の結果をもとに、現状値を設定したものです。

客観指標

指標	内容	現状値 (H25-H26)	目標値 (H30-H31)
出生率 ^{※1}	人口に対する出生数の割合	16.20%	16.20%
社会増加率	転入、転出を要因とする人口増加の割合	0.25%	0.31%

※1 出生率：人口1,000人あたりの出生数の割合(%)

※人口移動調査(福岡県の人口と世帯年報)の数値(9月末現在)

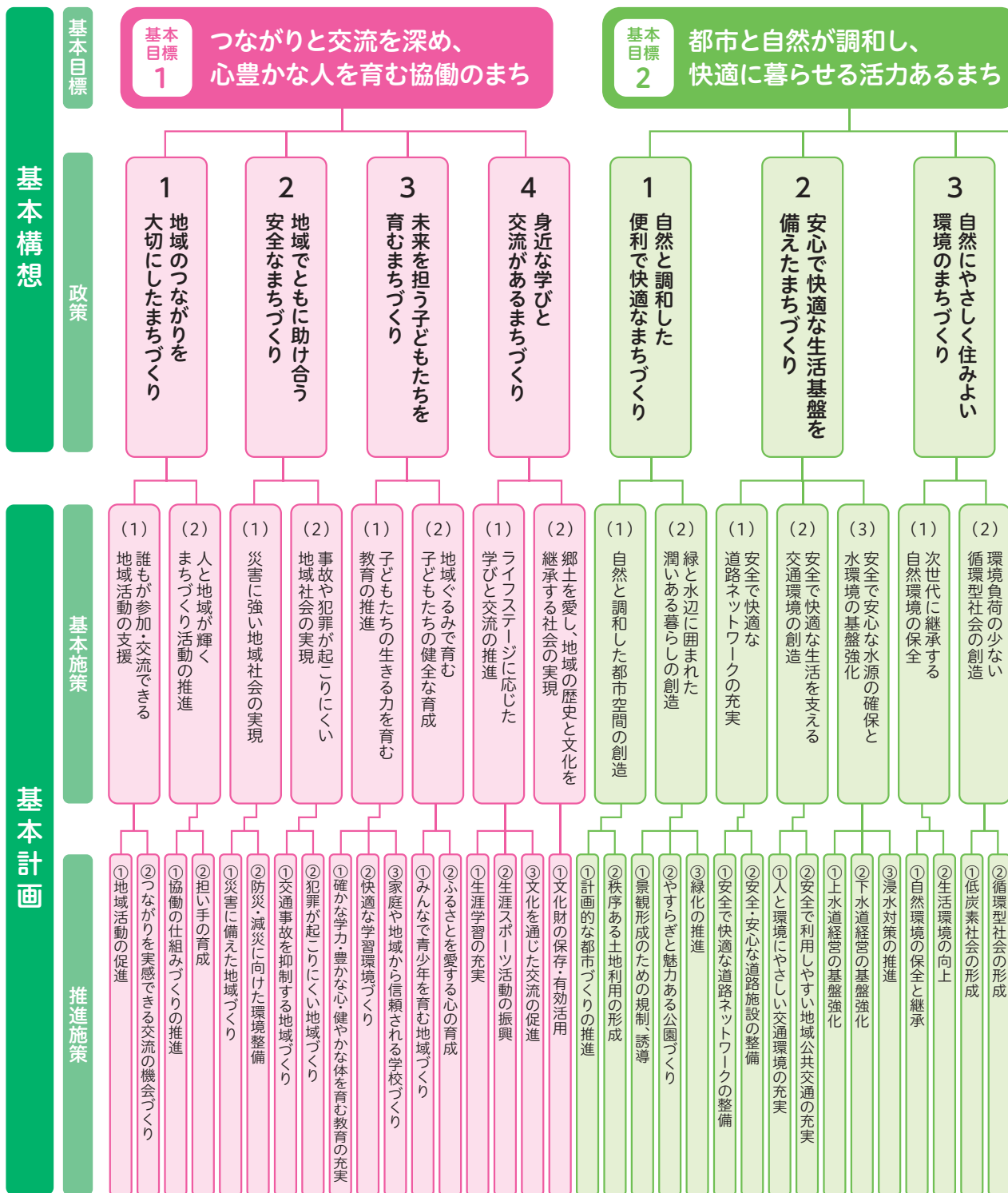
基本計画

1. 施策体系図

[前期 平成28年度～平成32年度]

将来像

心かよいあう

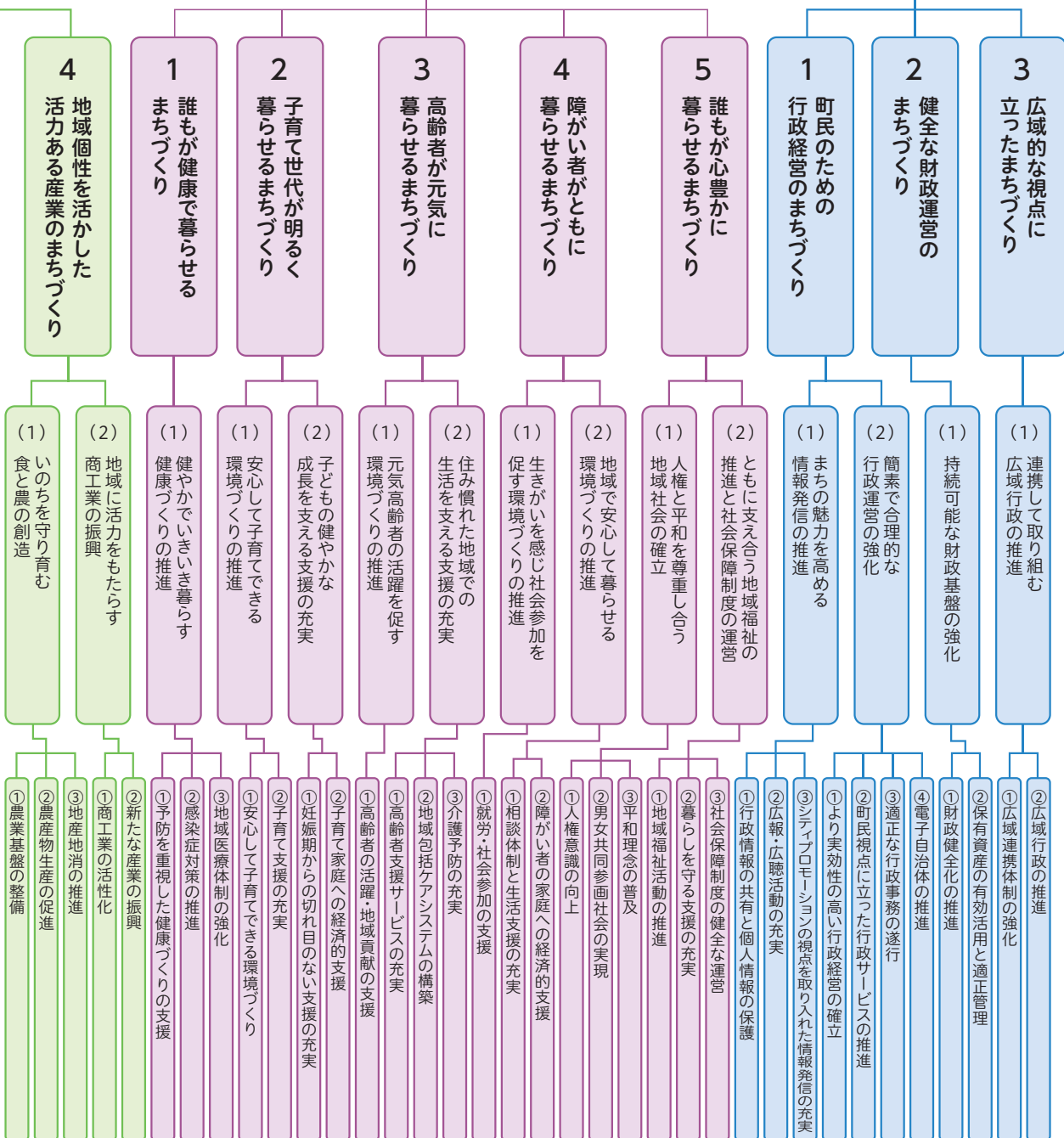




スマイルシティかすや

基本目標 3 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち

基本目標 4 健全で持続可能な行政経営をめざすまち



2.基本計画の各論

基本計画の見方

基本施策

基本目標の実現に向けて、分野ごとに基本計画の前期5年間における施策の方向性を記載しています。

基本目標1 つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち

① 地域のつながりを大切にしまちづくり

(1) 誰もが参加・交流できる地域活動の支援

基本施策

誰もがまちづくりに関心を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、町民のコミュニティ意識の向上を図るとともに、地域活動の支援を進めます。

また、地域の身近な活動拠点の利用を促進し、多様な交流機会や語り合いの場を創出します。

現状と課題

- 本計画の策定過程におけるまちづくりワークショップの中で、世代をこえて人と人とのつながりを実感できるまちづくりの大切さについて、多くの町民が共通認識を持っていることがわかりました。
- 行政区等における地域活動は、町民に身近な存在として、交流や助け合い等、地域の生活を支える基盤となるものです。しかし、近年のライフスタイルや価値観の多様化により、地域活動に参加する町民は全国的に少なくなっている傾向がみられます。
- 町民意識調査の結果では、年齢別では若い世代、住居別では集合住宅（賃貸）、職業別では会社員や学生において、地域とのつながりが薄い傾向がみられ、地域活動への参加率も低い状況がうかがえます。さらに行政区では、多くの区長が5年前と比べて活動が活発になっていると感じている一方で、地域活動への町民の関心の薄さや、担い手の高齢化、担い手不足が課題としてあげられています。今後、町民のコミュニティ意識を高めるとともに、幅広い世代が参加できる仕組みづくりが求められています。
- 本町では、子ども会や老人クラブ、婦人会等が地域で活動しており、これまでも団体間交流などが行われてきました。しかし近年、地域活動団体の中では、加入率の低下に伴い、役員負担増大、参加者や活動内容の固定化などが課題となっています。今後、より柔軟な発想を持って魅力的な地域活動が展開されるよう、世代や地域、団体の枠をこえて活動内容について共有できる場が求められています。

現状と課題

社会状況や国の動向を踏まえ、町の取組状況について、現状と課題を記載しています。

KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN



指標

基本施策の成果を測るための代表的な指標を記載しています。

実感指標

町民意識調査に基づき、町民の実感から成果を測る指標です。

客観指標

統計データ等から客観的に成果を測る指標です。

指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	地域行事に参加している町民の割合	%	35.2	
客観指標	公民館主催の生涯学習活動への参加人数	人/年	30,370	34,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の意義を広く周知し、町民のコミュニティ意識の向上を図ります。 身近な地域活動への支援を行うとともに、町民と行政が協働で、さまざまな地域課題の解決に向けた取組を推進します。 公民館等の地域活動拠点の運営を支援するとともに、活動拠点の活用を促進します。
②つながりを 実感できる 交流の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな町民が集い、世代をこえてまちづくりについて考える機会づくりを促進します。 誰もが気軽に参加できる機会づくりなど、町民による主体的な世代間交流や地域間交流を促進します。



推進施策の展開

基本施策に基づく具体的な施策名と施策の概要を記載しています。

関連する個別計画がある場合は計画名を記載しています。

主要な協働の展開

誰もが身近な地域でつながりを持てるよう、町民は地域活動に参加し、世代間交流や地域間交流を進めます。

- 地域活動への関心を持ち、積極的に参加する
- 世代間交流や地域間交流の場をつくる

町民

行政

- 町民の地域活動を支援する
- 地域活動拠点の運営を支援する

主要な協働の展開

基本施策を協働で実現するため、主要な内容について、町民と行政のそれぞれの取組をわかりやすく記載しています。

1 地域のつながりを大切にしまちづくり

(1) 誰もが参加・交流できる 地域活動の支援

基本施策

誰もがまちづくりに関心を持ち、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、町民のコミュニティ意識の向上を図るとともに、地域活動の支援を進めます。

また、地域の身近な活動拠点の利用を促進し、多様な交流機会や語り合いの場を創出します。

現状と課題

- 本計画の策定過程におけるまちづくりワークショップの中で、世代をこえて人と人とのつながりを実感できるまちづくりの大切さについて、多くの町民が共通認識を持っていることがわかりました。
- 行政区等における地域活動は、町民に身近な存在として、交流や助け合い等、地域の生活を支える基盤となるものです。しかし、近年のライフスタイルや価値観の多様化により、地域活動に参加する人は全国的に少なくなっている傾向がみられます。
- 町民意識調査の結果では、年齢別では若い世代、住居別では集合住宅（賃貸）、職業別では会社員や学生において、地域とのつながりが薄い傾向がみられ、地域活動への参加率も低い状況がうかがえます。さらに行政区では、多くの区長が5年前と比べて活動が活発になっていると感じている一方で、地域活動への町民の関心の薄さや、担い手の高齢化、担い手不足が課題としてあげられています。今後、町民のコミュニティ意識を高めるとともに、幅広い世代が参加できる仕組みづくりが求められています。
- 本町では、子ども会や老人クラブ、婦人会等が地域で活動し、これまでも団体間交流などが行われてきました。しかし近年、地域活動団体の中では、加入率の低下に伴い、役員の負担増大、参加者や活動内容の固定化などが課題となっています。今後、より柔軟な発想を持って魅力的な地域活動が展開されるよう、世代や地域、団体の枠をこえて活動内容について共有できる場が求められています。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	地域行事に参加している町民の割合	%	35.2	
客観指標	公民館主催の生涯学習活動への参加人数	人/年	30,370	34,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①地域活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の意義を広く周知し、町民のコミュニティ意識の向上を図ります。 身近な地域活動への支援を行うとともに、町民と行政が協働で、さまざまな地域課題の解決に向けた取組を推進します。 公民館等の地域活動拠点の運営を支援するとともに、活動拠点の活用を促進します。
②つながりを実感できる交流の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな町民が集い、世代をこえてまちづくりについて考える機会づくりを促進します。 誰もが気軽に参加できる機会づくりなど、町民による主体的な世代間交流や地域間交流を促進します。



かすや未来カフェ



主要な協働の展開

誰もが身近な地域でつながりを持てるよう、町民は地域活動に参加し、世代間交流や地域間交流を進めます。

- 地域活動への関心を持ち、積極的に参加する
- 世代間交流や地域間交流の場をつくる

町民

行政

- 町民の地域活動を支援する
- 地域活動拠点の運営を支援する

1 地域のつながりを大切にしまちづくり

(2) 人と地域が輝く まちづくり活動の推進

基本施策

地域活動団体やボランティア団体、NPO^{*1}、企業等がまちづくり活動に積極的に参画し、それぞれの知恵やノウハウを共有し相乗効果を得ることができるよう、協働の仕組みづくりを進めるとともに、担い手の育成を行います。

❖ 現状と課題

- 価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行等に伴い、町民のニーズも複雑・多様化しており、行政だけでは解決が困難な課題が増加しています。こうした背景から、これまでのように行政のみが公共サービスを担うのではなく、地域活動団体やボランティア団体、NPO、企業等が積極的に参画し、協働でまちづくりを推進していくことが求められています。
- 協働のまちづくりを推進していくためには、まず自ら取り組むという姿勢が必要です。本町ではこれまで、まちづくりや地域コミュニティの活性化に資する活動に対して支援を行うとともに、地域活動の情報発信に努めてきました。しかし、一部の活動団体では、参加者の固定化や高齢化がみられ、担い手の育成等が課題となっています。今後は、SNS^{*2}等も活用した新たな情報発信手段の検討や、町民の協働に対する理解促進のための啓発活動の実施、協働の担い手となる人材の発掘及び育成にも力を入れ、より時代にあった協働の仕組みを検討する必要があります。
- 本町のボランティアセンターでは、ボランティア団体への活動支援やボランティアの育成に取り組んできました。近年、町民や企業の自主的な社会貢献活動が活発になっており、本町においても、さらに多様な団体の参画を促し、地域のニーズに応じた活動が展開されるよう、ボランティアセンターの機能強化も含めて支援していく必要があります。

※1 NPO：Non Profit Organization の略語で、利益を目的としない組織のこと

※2 SNS：Social Networking Service の略語で、登録した者同士が、メッセージや写真等により相互にコミュニケーションをとることが可能なインターネット上のサービスのこと



指標

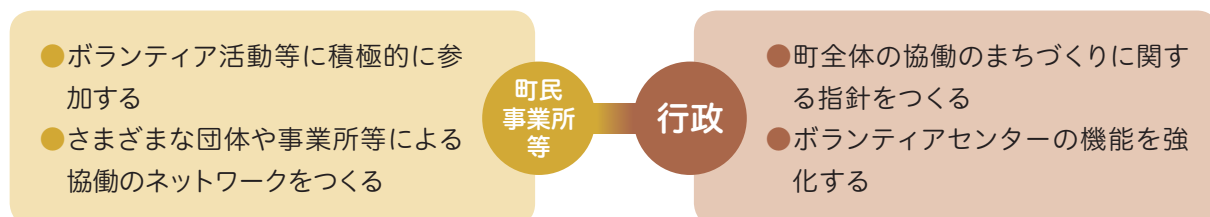
区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	まちづくりに参加したいと思う町民の割合	%	28.9	
客観指標	ボランティアセンター登録者数	人	698	750
	まちづくり活動団体支援数	団体	7	15

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①協働の仕組みづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 町民や町職員が協働についての理解を深め、共通の認識を持って、協働のまちづくりを進めるための取組を実施します。 本町のボランティア担当窓口を一本化し、ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、まちづくり活動について、新たな手段を活用した情報発信に取り組みます。 まちづくりや地域の活性化を目的とした町民の主体的な活動を積極的に支援するとともに、団体間の連携を促進します。
②担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代と活動団体を積極的につなげ、組織の新陳代謝を促し、次世代を見据えた活動団体の育成を行います。 協働のまちづくりの担い手として、団塊の世代や元気な高齢者等の地域における潜在的な人材を発掘し、活動支援に取り組みます。

主要な協働の展開

地域活動団体やボランティア団体、NPO、企業等がともに積極的にまちづくり活動に参加し、協働の仕組みをつくります。



2 地域でともに助け合う安全なまちづくり

(1) 災害に強い地域社会の実現

基本施策

近年、さまざまな災害が発生している中、「自分の身は自分で守る」という町民の防災意識の向上に努めるとともに、防災・減災に向けた、自主防災組織の活動を支援します。

また、迅速かつ効果的に災害に対処していくため、防災・危機管理体制の強化を行います。

現状と課題

- 近年、大規模地震の発生や気候変動による台風の大型化に加え、局地的集中豪雨の発生など、甚大な被害が発生する危険性が高まっています。
- 平成 25 年に災害対策基本法が一部改正され、高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特に配慮を必要とする人のうち、避難時に支援が必要な対象者名簿の作成が義務付けられました。市町村においては、避難行動要支援者を的確に把握するとともに、地域住民による日頃からの見守り活動とあわせた実効性のある支援体制づくりが求められています。また、要配慮者の避難所生活における支援も重要な課題となっています。
- 本町では、平成 25 年度に「粕屋町地域防災計画」を策定し、町民の防災力の向上をめざし、防災知識の普及や消防団への支援、自主防災組織の設置などに取り組んできましたが、今後も、町民一人ひとりの「自助」、地域社会がお互いを守る「互助・共助」、そして町や公的機関等が連携して実施する「公助」が連携しながら、さらに取組を進めていくことが重要です。



自主防災避難訓練



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	災害用備品を準備している町民の割合	%	18.1	
客観指標	自主防災組織設置率	%	45.8	100
	避難行動要支援者のうち、地域支援者が決定している人の割合	%	5.0	100

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①災害に備えた地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域の消防・防災を担う各種団体との連携をさらに進めるとともに、地域内での継続的な活動のため、人材育成や技術等の支援及び消防団組織の多様化を図ります。 公共施設や避難所等について、災害時を想定して安全性を確保するとともに、防災設備等の適切な管理を図ります。 自主防災組織の設置や避難行動要支援者の支援体制の確立を図るとともに、町民の防災意識の向上に努め、各行政区での自主的な防災活動を支援します。 大規模災害時における応急対策をより迅速に行うため、関係機関等と相互応援の協定を締結し連携強化に努めるとともに、災害ボランティアの受け入れについても、福岡県災害ボランティア本部及び粕屋町社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア活動が円滑に行える体制づくりを進めます。
②防災・減災に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害や土砂災害等が起きやすい区域を中心に、防災・減災のための対策を進めるとともに、災害発生時には、迅速な応急対策と早期復旧を図ります。

関連する計画 粕屋町地域防災計画

主要な協働の展開

災害に強いまちをつくるため、町民や事業所等は日頃からの備えを徹底し、行政は防災・減災に向けた町民意識の向上に取り組めます。

● 防災訓練への参加、災害用備品の準備など、日頃から災害時に備える

町民
事業所
等

行政

- 防災講座の充実を図るなど、町民の意識向上に取り組む
- 自主防災組織の活動支援を強化する

2 地域でともに助け合う安全なまちづくり

(2) 事故や犯罪が起こりにくい地域社会の実現

基本施策

交通死亡事故や飲酒運転の根絶に向け、関係機関と連携し、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、安全な交通環境の整備を図り、交通事故を抑制する地域づくりを進めます。

身近な地域における犯罪被害防止に向け、関係機関と連携し、防犯対策の強化や体制の充実に取り組み、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。

現状と課題

- 本町は福岡市に隣接しており、町の東西を国道や県道が横断、南北を九州自動車道が縦断し、交通量と交通事故発生件数が非常に多くなっています。今後は、交通事故が発生しにくい道路環境の整備を進めるとともに、自転車利用者も含めたすべてのドライバーのマナーアップに向けた啓発活動を強化する必要があります。
- 依然として高齢者や子どもが被害に遭う交通事故が多いため、警察や交通安全指導員、地域ボランティア団体などと連携しながら、交通弱者にやさしいまちづくりの実現に向けた交通安全対策を進めていく必要があります。
- 本町は、平成23年度に県内で初めて「飲酒運転根絶に関する条例」を制定し、飲酒運転の根絶に向けた積極的な活動に取り組んでおり、今後も町民の意識啓発等を継続していくことが必要です。
- 近年、全国的に高齢者を狙った詐欺事件や悪質商法、一人暮らし世帯や子どもを狙った犯罪が後を絶ちません。町民同士の見守り活動や防犯カメラの設置、防犯情報の共有等により、地域の中の不審な行為などを迅速に発見し、犯罪を未然に防ぐことが必要です。
- 本町では町民の安全で平穏な生活の確保をめざし、「粕屋町暴力団排除条例」に基づいた取組を進めるとともに、町民の防犯意識を高め、自主的に地域パトロールや子どもたちの見守り運動を展開するなど、今後も、防犯活動に積極的に取り組むことが重要です。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	事故や犯罪が少なく安全な町だと思 う町民の割合	%	40.2	
客観指標	交通事故発生件数	件/年	494	0~450
	犯罪発生件数	件/年	871	0~700

※交通事故発生件数や犯罪発生件数は、0であることが町民すべての願いであり、最終的な目標ではありますが、実際の発生状況を鑑み、実現可能な目標をあわせて設定しています。

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①交通事故を抑制する地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 各種教室や講演等を通して、交通死亡事故と飲酒運転の根絶等、交通安全に対する意識啓発を図ります。 交通環境の整備を進め、高齢者や子ども等の交通弱者の安全確保に向けた取組を推進します。
②犯罪が起りにくい地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪の発生を未然に防ぐため、町民への情報提供や相談支援を推進します。 警察や防犯ボランティア団体等と連携し、防犯対策の強化を図ります。 悪質商法・契約や取引に関する消費者トラブルに対応するため、かすや中南部広域消費生活センターの利用を促進します。 犯罪の未然防止活動に取り組み、犯罪が起りにくい環境づくりを進めます。

主要な協働の展開

交通事故や犯罪が起こらないよう、日頃からの見守り活動や、町民一人ひとりのマナー向上に向けて取り組みます。

- 飲酒をしたら運転しないなど、交通ルールを守る
- 防犯パトロールなど、地域の見守り活動を行う

町民
事業所
等

行政

- 交通安全や飲酒運転根絶に向けた教室を開催するなど、町民の意識向上に取り組む
- 犯罪の未然防止に向け、町民への情報提供や相談支援を行う

3 未来を担う子どもたちを育むまちづくり

(1) 子どもたちの生きる力を育む 教育の推進

基本施策

子ども一人ひとりに応じた教育が提供され、確かな学力が育まれるよう教育体制の充実に取り組むとともに、心身の豊かさや健やかさを育むための取組を展開します。

また、子どもたちが安全・安心かつ快適に学習できる環境づくりとともに、家庭や地域から信頼される学校づくりを進めます。

現状と課題

- 国では、第2期教育振興計画を策定し、基礎的な学力の向上や豊かな心の育成、体力の向上といった、「生きる力」の確かな育成をめざした方策を進めています。本町においても、このような教育改革の理念を重視し、今後も「確かな学力・豊かな心・たくましい体」を育成する学校教育の充実を図り、生きる力の定着に向けて児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな取組を推進していく必要があります。
- 本町では校舎等、教育関連施設の老朽化が進んでいるとともに、児童・生徒数の増加に伴い、計画的に改修や増築等を進めてきましたが、今後も引き続き、施設の整備が必要となっています。
- 国の法律改正により、平成27年度から教育委員会制度が変更され、首長と教育委員会の連携を強化するため、すべての地方公共団体に総合教育会議が設置されることとなりました。本町では、これまでも町長と教育委員会で定期的に教育行政に関する会議を行ってきましたが、今後は総合教育会議においても協議していくこととなります。
- 本町では、学校、教育委員会、行政、児童相談所、警察及び教育関係者で構成される「粕屋町いじめ問題対策連絡協議会」を設けています。また、重大な事態が発生した場合には、弁護士や医師等の専門家による「いじめ問題専門委員会」において、いじめ防止等のための対策を講じることとなります。今後も、すべての教育活動を通して、いじめ防止につながる道徳教育や心を豊かにする教育等を充実していく必要があります。

※1 全国学力・学習状況調査：毎年4月に文部科学省が実施する、小学校6年生及び中学校3年生の全児童・生徒を対象に、国語・算数(小学校)、国語・数学(中学校)について行う学力調査

※2 全国体力・運動能力、運動習慣等調査：毎年4月～7月に文部科学省が実施する、小学校5年生及び中学校2年生の全児童・生徒を対象に、反復横跳びや50m走など8種目について行う実技調査



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	教育環境が整っていると思う町民の割合	%	30.0	
客観指標	全国学力・学習状況調査 ^{※1} における国の平均正答率以上の教科の割合	%	75.0	87.5
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 ^{※2} における国の平均値以上の種目の割合	%	50.0	75.0

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な知識や技能を習得させるとともに、「自分の考えを持ち伝え合う」「わかりやすく説明する」など、確かな学力の育成を図ります。 ・他人を思いやる心や公共心を身に付けることができるよう、道徳教育や読書活動等を通して、豊かな心の育成を図ります。 ・体育・スポーツ活動を充実させ、健やかな体の育成を図ります。 ・学校給食等を通して、食への関心を深め、家庭や地域と連携した食育を推進します。 ・障害のある児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。 ・経済的理由によって就学困難な家庭に対する就学援助の拡充を図ります。
② 快適な学習環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が安全で快適に学習に取り組むことのできる環境を整えるため、教育関連施設や設備の充実に努めます。
③ 家庭や地域から信頼される学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質向上を図るとともに、家庭や地域の教育力の向上に向けた取組など、信頼される学校づくりを進めます。 ・いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止や早期対応に向け、きめ細かな指導や支援を行います。

関連する計画 粕屋町教育行政の目標と主要施策

主要な協働の展開

学校・家庭・地域・行政が連携して、次世代を担う子どもたちの生きる力を育みます。

● 生活習慣の形成など、家庭教育を行う

町民

学校行政

● 家庭や地域と連携し、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな取組を行う

3 未来を担う子どもたちを育むまちづくり

(2) 地域ぐるみで育む子どもたちの健全な育成

基本施策

学校・家庭・地域が連携し、青少年の自主性や社会性を育むためのさまざまな活動を支援するとともに、町全体で子どもを見守り育む環境づくりを進めます。

また、青少年が次世代を担い、町の発展のために寄与することができるよう、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

現状と課題

- 近年、核家族化や地域住民のつながりの希薄化などから、祖父母世代や地域住民が子育てに関わることがむずかしくなり、子どもや子育て家庭の孤立化が懸念されています。また、スマートフォンやタブレットの普及等、情報技術の発展は人と人とのつながり方を変え、青少年を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。学校や家庭だけでなく、地域のボランティアや企業等の協力のもと、さまざまな大人とのふれあいやつながりの中で、青少年を健やかに育む環境づくりが求められています。
- 子育ては家庭だけのものではなく、将来の地域を支えるための人づくりといえます。また、地域全体が子どもと関わりを持つことで、子どもの郷土愛を育むことも大切です。
- 子育て世帯の転入が多く、都市化が進む本町では、特に子育て支援に対するニーズが高くなっていますが、相談先がわからず子育てに不安や負担を感じる保護者もみられることから、社会的な支援が求められています。
- 中学生を対象とした意識調査では、大半が「粕屋町を好き」と回答している一方、「粕屋町に住み続けたい」もしくは「進学などで一時的に粕屋町を離れても、また戻って来て住みたい」という回答が少ないことから、将来、粕屋町を担う人材として育み、より一層町への愛着と誇りを高めていく必要があります。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	青少年の育成について学校・家庭・地域の連携が十分だと思う人の割合	%	23.2	
客観指標	家庭教育学級参加者数	人/年	3,945	4,300
	成人式参加率	%	73.1	75.0

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①みんなで青少年を育む地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校PTA連絡協議会や子ども会育成会連絡協議会等への支援を通して、学校・家庭・地域の連携を密にし、地域で子どもを育む環境づくりを進めます。 学校や地域でのボランティア活動体験等、地域住民との主体的なふれあいや助け合いを通して、青少年が心豊かに育つ環境づくりを進めます。 地域活動団体や企業等、地域の多様な主体に対し、青少年健全育成への協力を積極的に働きかけるなど、地域の教育力の向上を図ります。 青少年がインターネット上及び店頭等での有害情報にふれる機会を減らし、犯罪や非行を防止するために、見守り体制を強化します。
②ふるさとを愛する心の育成	<ul style="list-style-type: none"> 町の歴史・文化や多様な人材を活用した授業、校外学習活動、地域行事への参加等を通して、児童・生徒の町に対する愛着と誇りを育みます。 青少年が新たに地域を担う一員として自覚を持つことができるよう、意識啓発を行います。

関連する計画 粕屋町社会教育計画書、粕屋町教育行政の目標と主要施策

主要な協働の展開

青少年が心身ともに健やかに育ち、町への愛着と誇りを持てるよう、地域ぐるみで子どもたちの社会性を育む機会をつくります。

- 地域で青少年と大人がふれあう場をつくる
- 青少年に地域内での交流の場への参加を促す

町民事業所等

行政

- 地域や事業所等と連携し、多様な校外学習を行う
- 交流活動等を支援し、地域内での行事参加率を向上させる

4 身近な学びと交流があるまちづくり

(1) ライフステージ^{※1}に応じた 学びと交流の推進

基本施策

町民が生涯を通じて心身ともに豊かな生活を送ることができるよう、身近な拠点施設において生涯学習やスポーツ活動を行うことができる機会の充実を図ります。

また、日常から質の高い文化・芸術に親しむ機会を充実するとともに、町民の自主的な文化・芸術活動や文化を通じた交流活動への支援を行います。

現状と課題

- 自由時間の増大や生活様式の多様化、情報化、国際化の進展等の時代潮流の変化により、生涯を自分らしく心豊かに過ごすため、自ら学ぼうとする生涯学習への意識が高まっています。今後、生涯学習やスポーツ活動へのニーズの多様化に対応するため、ライフステージに応じた活動の充実が求められています。
- 価値観が多様化する社会において、人々の生活に潤いをもたらす文化・芸術の果たす役割は大きくなっています。今後は町民が気軽に文化・芸術に触れ、親しむことができる環境づくりや、町民参加型による取組を充実させていく必要があります。
- 本町では、町民がいつでも学習やスポーツ活動を行える拠点施設が整備されており、生涯学習センターや総合体育館等、各施設の利用者は増加しています。今後も引き続き、これらの拠点施設を有効活用した活動機会や場の提供により、町民の自主的な活動をさらに推進していくことが必要です。
- 本町では、アジア太平洋子ども会議における子どもたちの国際交流体験を通して、子どもたちが国際的な視野を広め、異文化への理解を深めるための取組を進めています。今後も、子どもたちが外国語や異文化への理解を深めるための身近な機会の充実が求められます。

※1 ライフステージ：年齢に伴って変化する生活段階のこと



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	身近に学びの機会があると思う町民の割合	%	29.3	
客観指標	粕屋町立図書館の来館者数	人/年	205,251	250,000
	粕屋町立生涯学習センターの利用者数	人/年	229,720	250,000
	粕屋町総合体育館の利用者数	人/年	240,294	250,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の拠点となる関連施設において、利用者のニーズに応じた学習や活動ができる環境づくりに努めます。 地域の人材や文化資源の活用、町民及び関係団体等への研修会の開催等を通して、生涯学習の活性化を図ります。
②生涯スポーツ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> 町の拠点施設において、さまざまな教室の開催等、スポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。 町民が気軽に参加できるスポーツ大会等を通して、町民のスポーツ活動への参加促進を図ります。 体育団体への活動支援等を通して、地域におけるスポーツ活動を推進します。
③文化を通じた交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> 町民が日常生活の中で文化・芸術に触れ、親しむ機会の充実を図るとともに、町民参画型の文化・芸術活動の促進を図ります。 町民の異文化理解を深めるため、国際交流活動への積極的な支援や機会の提供等、外国の人々との交流促進を図ります。

関連する計画 粕屋町社会教育計画書、粕屋町子ども読書活動推進計画

主要な協働の展開

町民一人ひとりの知識や経験、町のさまざまな拠点施設を活用し、町民が互いに学び合うことのできる場をつくります。

- 生涯を通じて学び続ける意欲を持ち、さまざまな学習機会に参加する
- 学習により得られた成果を地域の活性化につなげる

町民

行政

- 生涯学習やスポーツ活動等の拠点施設が有効活用されるように、事業展開を図る
- 生涯学習における町民の自主的な活動を支援する

4 身近な学びと交流があるまちづくり

(2) 郷土を愛し、地域の歴史と文化を継承する社会の実現

基本施策

本町の貴重な文化財を継承するため、調査や保存・管理に努めるとともに文化財保護に関する普及活動を行います。また、地域や学校と連携した多様な学習機会を通し、町の歴史と文化に対する理解を深めることで、町民の郷土に対する愛着や誇りを育みます。

現状と課題

- 近年のまちづくりにおいては、文化財を地域資源と捉え、人々を引きつける魅力を活用した地域の活性化に期待が寄せられていることから、文化財を保存し、次世代へ継承することが重要となっています。
- 本町においては、平成26年に古代役所の存在を示す政庁跡や倉庫群が発見されたことにより、飛鳥時代から奈良時代にかけて、糟屋郡の政治の中心地であったことが明らかになりつつあります。今後も、貴重な遺跡に対する調査や保存の取組が求められています。
- 本町では、一般の町民を対象とした歴史講座等、地域の歴史に触れる機会の創出に取り組んできました。文化財は本町の歴史や文化を正しく理解するうえで欠かせないものであるため、今後も文化財の積極的な保存・活用に取り組むとともに、多様な学習の機会を創出することで、町の歴史と文化に対する理解を深め、町民の郷土愛を育んでいく必要があります。



阿恵遺跡現地説明会



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	郷土の歴史に興味を持っている町民の割合	%	35.2	
客観指標	歴史資料館の来館者数	人/年	9,759	11,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①文化財の 保存・有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の文化財に関する調査や適切な保存・管理を行います。 ・文化財の次世代への確かな継承を図るため、文化財保護に関する普及活動を行います。 ・歴史資料館等を活用した講座の開催や、地域や学校と連携した学習支援等を通して、町の歴史や文化に対する理解を深め、町民の郷土愛を育みます。

関連する計画 粕屋町社会教育計画書



図書ボランティア団体による町の歴史布絵本

主要な協働の展開

文化財の調査・公開・活用を図るとともに、地域や学校と連携した学習の場をつくります。

- 町の歴史や文化に興味を持ち、学習機会に参加する
- 町の歴史や文化を学び、次世代へ継承する活動に取り組む

町民

行政

- 町の郷土史を広く町民に情報発信し、学習機会を提供する
- 文化財の調査や保存・管理を図り、次世代への継承に取り組む

① 自然と調和した便利で快適なまちづくり

(1) 自然と調和した都市空間の創造

基本施策

快適で魅力的な生活環境を持続的に確保していくため、利便性の高い交通基盤や、緑豊かな田園等の地域資源を活かして、都市と自然のバランスがとれたまちづくりを進めます。

現状と課題

- 本町は、福岡都市圏の中心付近に位置しており、九州自動車道の福岡インターチェンジに隣接するとともに、多くの幹線道路や町域を縦横に貫くJR篠栗線（福北ゆたか線）とJR香椎線が通るなど交通の要衝となっています。今後も、広域的な役割として、商業・物流・居住等の拠点として多様な機能が求められています。
- 今後、新たな生活空間を創出するためには、市街化区域内の農地や未利用地の活用とともに、町全体の土地利用のあり方を検討し、都市的土地利用のポテンシャルが高い地域の特性を活かし、町の発展に結びつく計画的なまちづくりを進めていく必要があります。
- 良好な都市環境の整備とともに自然環境の保全を行うために、土地利用の規制・誘導を図りながら、長期的な視点で町の振興発展を捉え、今後も、都市と自然が調和したまちづくりを進めていくことが大切です。
- 町内に位置する九州大学附属農場は、面積が約23haという広さを持つことから、その跡地は都市的土地利用のポテンシャルが高く、「新たなまちの顔となる拠点」と位置づけられています。今後も関係機関と連携しながら、計画的なまちづくりを進めていく必要があります。



土地区画整備事業によって創出されたまち並み



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	自然と調和したまちづくりが行われていると思う町民の割合	%	46.3	
客観指標	地区計画※1の策定地区件数	件	4	8

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 計画的な都市づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 交通の利便性を活かした物流施設用地、商業・サービス用地の確保を図ります。 都市的土地利用のポテンシャルが高い地域について、景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、計画的なまちづくりを推進します。 良質な生活空間を創出するため、住宅用地の確保、土地区画整理等、一体的な開発の誘導を進めるとともに、住所をわかりやすくするため、住居表示の実施を進めます。
② 秩序ある土地利用の形成	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の保全、ボタ山の開発促進などを考慮しながら、計画的に土地利用を進めます。 適切な規制（強化・緩和）や誘導により良好で秩序ある開発を促進し、都市と自然が調和したまちづくりを進めます。 地域や関係機関との協議のもと、九州大学農場跡地等の有効活用について、都市計画に沿った土地利用の誘導を行います。

関連する計画

第3次粕屋町国土利用計画、粕屋町都市計画マスタープラン
粕屋町農業振興地域整備計画、市街化調整区域の整備・保全構想

主要な協働の展開

都市と自然が調和したまちづくりを進めるため、民間事業所等とまちづくりの方向性を共有します。

● 事業所等は、都市と自然が調和したまちづくりの方向性を意識し、土地利用を進める

町民
事業所
等

行政

● 土地利用について、都市と自然の調和を実現するため、適切な規制（強化・緩和）や誘導によりまちづくりを進める

※1 地区計画：一定のまとまりのある街区において、良好な環境の市街地の形成や保全をめざした建築物に関する制限などのきめ細かいルール

① 自然と調和した便利で快適なまちづくり

(2) 緑と水辺に囲まれた潤いある暮らしの創造

基本施策

良好な景観形成を図ることにより、地域の個性を創出し、質の高いまちづくりを進めます。

また、町のシンボルである駕与丁公園をはじめ、豊かな緑や水辺環境を保全するとともに、これらの資源を活用し、町民が憩い、交流できる環境づくりを進めます。

現状と課題

- 良好な景観は、暮らしに潤いや安らぎをもたらす、地域の個性を育み、活力を与えます。都市化が進む中においても、自然環境に配慮し、地域の景観に対する親しみや心地よさを創出する景観形成が求められています。
- 公園や緑地は、人々の憩いの空間、交流の場として重要な役割を果たすと同時に、地域に潤いをもたらすものとして、町の魅力の大きな要素となっています。
また、良好な都市環境の保全だけでなく、運動等を通じた健康増進や、防災面の観点からも重要な機能として位置づけられます。
- 駕与丁公園は町のシンボルであり、町民意識調査からも多くの町民が誇りに感じていることがうかがえました。今後も安心して利用できるように施設等の維持管理に取り組むとともに、公園施設を有効に利用し、魅力的な公園づくりを進めていく必要があります。
- 町内の身近で良好な緑を保全するため、公共や民有のスペースを活用し、町民と行政が協働で緑を生み出す活動や緑にふれあう取組を進めることが求められます。



駕与丁公園



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	憩いや交流のために公園が活用されていると思う町民の割合	%	53.5	
客観指標	公園等の面積	ha	26.9	27.3

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①景観形成のための規制、誘導	<ul style="list-style-type: none"> 地域の個性を活かした景観形成の取組を検討するとともに、町民、事業所の意識啓発を図ります。 良好な景観の維持向上のため、屋外広告物許可制度の周知を図るとともに、看板類等の規制、違反広告物の撤去及び違反業者への指導を実施します。
②やすらぎと魅力ある公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> 安心して公園が利用できるよう、遊具等の定期的な施設点検を行うとともに、計画的な修繕等を実施します。 公園、緑地等は災害時の避難場所として重要な役割があるため、適切な維持管理を行うとともに、公園施設等の有効利用を図ります。 駕与丁公園を緑の拠点として、より一層魅力を高めるため、町民参画による公園づくりを進めます。
③緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな潤いがある景観を維持するため、町民と行政が協働で緑の保全を図るとともに、緑化の推進に努めます。

関連する計画 粕屋町都市計画マスタープラン、粕屋町個性ある地域づくり基本計画
粕屋町サイン計画、粕屋町緑の基本計画

主要な協働の展開

町のシンボルである駕与丁公園を緑の拠点として、多くの人々が集い・安らげる場をつくります。

- 公園等を活用した町の行事(バラまつりなど)に参画する
- 公園の維持管理等、ボランティア活動に参加する

町民

行政

- 公園等を活用した町の行事(バラまつりなど)を企画する
- ボランティアなどによる公園づくりを支援する

2 安心して快適な生活基盤を備えたまちづくり

(1) 安全で快適な道路ネットワークの充実

基本施策

安全で快適な道路ネットワーク構築のため、幹線道路の整備を計画的に進め、さらなる利便性の向上を図ります。

また、子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心して快適に通行できるよう、身近な道路環境の整備を進めます。

現状と課題

- 道路は、人々の交流や産業振興、生活インフラの設置など、住民の暮らしに欠かせない生活基盤となっています。また、災害時には避難路や緊急輸送路の役割を果たすなど、住民の暮らしを守る大切な都市基盤です。
- 本町は、東部に九州自動車道、北部に国道201号、町の中心部に県道福岡篠栗線などの幹線道路を基軸に道路網が形成されており、交通の利便性の高さが特徴となっています。
- 本町は、近隣市町から福岡市への通過点となっていることもあり、交通量が多く、慢性的に渋滞が発生しやすい状況となっており、今後も引き続き、渋滞の解消対策が必要です。また、町民意識調査では、子どもが安全・安心に通行できる道路整備等への要望が多かったことから、生活道路や歩道等の身近な道路環境の改善が課題となっています。



整備された自転車・歩行者道路



筑紫野・古賀線バイパスの整備



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	道路が円滑に通行できると思う町民の割合	%	28.6	
客観指標	防護柵の設置延長	m	41,219	44,000
	都市計画道路の整備延長	km	14.0	15.9

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①安全で快適な道路ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の確保や利便性の向上を図るため、計画的に都市間幹線道路、地域間幹線道路の整備を進めます。 道路の安全性を確保するため、橋梁等の維持補修に努めるとともに、長寿命化対策を進めます。 計画的な道路の維持管理により、安全で快適に通行できる道路環境の整備を進めます。
②安全・安心な道路施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 歩道、防護柵等の交通安全施設の設置及び維持管理により、事故のない安全な道路の整備を進めます。

関連する計画 粕屋町都市計画マスタープラン

主要な協働の展開

地域ぐるみで道路や交通安全施設を点検するなど、安全・安心な道路環境の維持に努めます。

- 行政と協力し、道路や交通安全施設を点検する
- 危険箇所を把握し、町と相談しながら安全策を講じる

町民

行政

- 地域と相談・協力しながら、交通安全施設の維持管理を行う
- 安全で安心できる歩道等の整備を行う

② 安心で快適な生活基盤を備えたまちづくり

(2) 安全で快適な生活を支える 交通環境の創造

基本施策

町民が利便性の高い公共交通を利用でき、また徒歩や自転車など環境負荷の少ない交通手段を積極的に選択できるよう、交通環境の整備を進めます。

また、誰もが安全で利用しやすい鉄道やバス等の公共交通の充実を図ります。

現状と課題

- わが国では、日常生活における自家用車の普及に伴い、鉄道やバス等の公共交通の利用者が減少し、特に都市部以外では、その存続が困難になっている地域もみられます。今後、高齢化が進行することで、自動車の運転を控える人の増加も見込まれていることから、地域の実情に即し、公共交通を継続的に維持・確保することが重要となっています。
- 地球規模の環境問題対策において、自動車から排出される二酸化炭素削減の取組が求められており、環境負荷の少ない交通環境を整えるためにも、自動車への依存を抑制するとともに、公共交通のさらなる利用促進が求められています。
- 本町は、町内に6つのJR駅を有するなど公共交通に恵まれており、各駅の乗降客数は増加傾向となっています。今後、町民が移動手段について多様な選択肢を持ち、ニーズに応じた交通サービスを利用できるように、地域公共交通の確保を図るとともに、既存の交通資源を活かした環境整備が必要です。



JR長者原駅



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	公共交通を利用しやすいと思う町民の割合	%	53.3	
客観指標	鉄道の利用者数	人/日	20,500	23,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①人と環境にやさしい交通環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等の安全を確保するとともに、自動車への依存を抑制するため、本町の平坦な地形を活かし、歩行空間や自転車走行空間の形成を進めます。 町内の JR 駅と周辺地域が連携して、バス、自動車、自転車等の利用者や歩行者がそれぞれ利用しやすいよう、公共交通拠点を中心とした環境整備を図ります。
②安全で利用しやすい地域公共交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道、路線バス等の多様な交通サービスが相互に連携した一体的な公共交通体系の形成を進めます。 移動手段を持たない交通弱者が安心して生活できるよう、公共交通空白地域の発生を防ぎ、地域公共交通の確保を図ります。 高齢者や障がい者、子育て家庭等が公共交通を利用しやすいよう、JR 駅、バス停の環境改善を図ります。

関連する計画 粕屋町都市計画マスタープラン

主要な協働の展開

公共交通機関を利用する人を増やし、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和、駅周辺のにぎわいづくりを進めます。

- マイカーを控え、公共交通機関を利用する
- 地域や事業所が連携し、駅周辺を活用した、にぎわい・交流拠点づくりを進める

町民
事業所
等

行政

- 公共交通機関の利用促進に向けた環境改善を行う
- 6つの JR 駅を活かした、駅周辺の拠点づくりに向けた支援を行う

2 安心で快適な生活基盤を備えたまちづくり

(3) 安全で安心な水源の確保と水環境の基盤強化

基本施策

町民が安全・安心でおいしい水を利用することができるよう、水質の安定した供給体制の確保を図ります。

また、衛生的で快適な生活環境を継続的に提供できるように、下水道経営の基盤強化を行います。

さらに、大雨災害等に備え、道路側溝及び河川の整備等を進めます。

現状と課題

- 本町の上水道は、自己水源と福岡地区水道企業団及び須恵町から受水した水を供給しています。水道の配水量については平成26年度現在、給水能力15,875 m^3 /日に対し、最大配水量は12,217 m^3 /日となっており、現時点での需要は満たされています。しかし、大きな自己水源を持たない本町では、異常気象や自然災害等により起こり得る渇水への対応が課題となっています。そのため、水の安定供給体制を継続的に確保するとともに、町全体で節水意識を高めていくことが求められています。
- 本町では、適正な水量・水圧で給水が行えるよう、老朽化した施設や配水管の更新を定期的に行っていますが、今後も安全・安心な水を安定供給するため、施設・設備の計画的かつ効率的な管理が必要です。
- 下水道に求められる役割は、快適で衛生的な生活環境の向上だけでなく、河川水質の保全や浸水対策など多岐にわたります。本町の公共下水道は、平成26年度現在の下水道普及率が97.8%、水洗化率が94.8%と着実に整備が進んでおり、今後は、汚水管渠の健全な維持管理を実施するとともに、雨水管渠及び調整池の適切な管理を行い、近年の異常気象に備える必要があります。
- 近年、増加している局地的な豪雨等により、家屋への浸水や道路冠水など町民生活への被害リスクが増大しています。町民の生命や財産を守るため、道路側溝や河川の整備等により浸水対策に取り組むことが必要です。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	いつでも安心して水を利用できると思う町民の割合	%	56.1	
客観指標	有収率※1	%	93.7	95.0

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 上水道経営の基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> 水資源の確保と水質管理の徹底、水道施設や配水管等の適切な管理を行うとともに、経営基盤の強化を図ります。 町民や事業所等への広報活動により、節水意識の啓発を進めます。
② 下水道経営の基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコスト※2最小化の観点で踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化計画を策定し、計画的な改築に取り組み、経営基盤の強化を図ります。
③ 浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 局地的な豪雨による浸水被害等を防ぐため、道路側溝の浚せつ等の適切な維持管理及び整備を進めます。 河川の浚せつや災害に備えた応急修繕資材の確保等、適正な維持管理に努めます。

関連する計画 粕屋町多々良川流域関連公共下水道事業計画、粕屋町污水处理構想

主要な協働の展開

「水の日(8月1日)」「水の週間(8月1～7日)」を、水の大切さを考える機会として浸透させます。

● 水資源を汚さず、大切に使うよう心がける

町民

行政

● 「水の日」「水の週間」を周知する

※1 有収率：供給した配水量に対して料金徴収の対象となった水量の割合のこと

※2 ライフサイクルコスト：構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄に至る費用のこと

3 自然にやさしく住みよい環境のまちづくり

(1) 次世代に継承する自然環境の保全

基本施策

本町の恵まれた自然環境と町民がふれあう機会を確保するとともに、次世代に継承するため、自然環境の保全活動を推進し、緑と水辺に囲まれた自然豊かな環境を守ります。

また、生活環境の向上に関する主体的な取組を促進します。

現状と課題

- 近年の経済性や利便性を重視した都市づくりは、さまざまな開発行為に伴い、かけがえない自然環境に大きな負荷をかけてきました。そうした中、地球規模での環境問題への取組が重要視されるようになり、豊かな自然を守りつつ、都市と共生する持続可能な社会の実現が求められています。
- 町内には、筑前三大大池^{※1}のひとつである駕輿丁池をはじめとする大小のため池が点在し、東西に流れる多々良川と須恵川が肥沃な平野を形成しています。こうした豊かな自然環境を守り、次世代の子どもたちへ貴重な財産として継承するため、町民と一体となった取組が必要となっています。
- 本町では、地域の環境美化活動の支援、公害の防止・環境マナーに対する啓発等の取組を行っています。今後も引き続き、良好な生活環境の向上をめざし、町民一人ひとりが環境保全を考え、地域一体となった取組が必要です。



※1 筑前三大大池：「一に白水（現春日市白水池）、二に宗像郡勝浦（現福津市牟田池）、三に糟屋の駕輿丁」と謳われた筑前国内の大池のこと

保育園児のホタル放流会



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	自然を大切にすることを心がけている町民の割合	%	79.5	
客観指標	環境美化活動の参加者数	人/年	10,837	11,500

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①自然環境の 保全と継承	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全のため、人工林の間伐の推進、住宅地周辺の森林の整備等に努めます。 自然環境の保全のため、土砂災害や崩落等の災害を未然に防ぐなど、その地域の特性に応じた取組を進めます。 次世代を担う子どもたちが自然の大切さや豊かさを実感できるように、自然とのふれあいの機会づくりに取り組みます。
②生活環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア、地域活動団体等を中心とした環境美化活動を支援します。 大気汚染、騒音、悪臭等の公害防止に向けた取組を進めます。 不法投棄、ペット等のフン害に関する啓発を行い、環境マナーの向上を図ります。



地域ボランティア清掃

主要な協働の展開

次世代に継承するため、町の自然環境を大切にするとともに、良好な生活環境づくりを進めます。

- 日頃から自然環境を汚染しないように心がける
- 地域の環境美化活動に積極的に参加する

町民
事業所
等

行政

- 自然環境汚染の未然防止に取り組む
- 環境美化活動の取組を支援する

3 自然にやさしく住みよい環境のまちづくり

(2) 環境負荷の少ない 循環型社会の創造

基本施策

日々の生活や事業活動において省エネルギーに向けた取組や、限られた資源を大切に使う3Rの取組が浸透するよう、町民一人ひとりの環境問題への関心を高めるとともに、町民や事業所の自主的な取組を促進します。

現状と課題

- 近年、わが国では環境問題への関心が高まる中、地球温暖化による気候変動、資源やエネルギーの枯渇、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境をこえた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面しています。
- 大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造を見直し、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の3R（スリーアール）を推進し、できる限り資源の消費を減らして再活用を図る循環型社会の実現が求められています。
- 県では「福岡県環境総合ビジョン」に基づき、地域レベルの自主的な取組から広域的な取組まで、県内市町村や事業所、県民が一体となった取組を進めています。
- 本町では、人口の増加に伴い、ごみの総排出量や処理量の増加が見込まれますが、今後ごみの減量に向けて町民一人ひとりの環境意識を高め、古紙類の回収活動等、より身近で自主的な取組を促進していく必要があります。



マイ・バッグの啓発



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	リサイクルを心がけている町民の割合	%	69.9	
客観指標	一日一人あたりのごみ排出量	g/日	726	700

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①低炭素社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 町民や事業所への啓発等を通して、地球温暖化対策や省資源・省エネルギーに向けた自主的な取組を促進します。
②循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ごみや廃棄物の分別や減量を進めるため、3Rを普及し、町民や事業所への意識啓発を図ります。 ごみや廃棄物の適正で効率的な処理体制を整備します。



福岡県マスコットキャラクター「エコトン」

主要な協働の展開

町民や地域、事業所などそれぞれの日常生活の中で、環境にやさしい取組を進めます。

- マイ・バッグを持参するなど、身近なエコ活動に取り組む
- エアコン設定温度を調節するなど、環境に配慮する

町民
事業所
等

行政

- 省資源・省エネルギーの啓発のため、効果的な広報を行う
- 環境に配慮した積極的な取組を支援する

4 地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり

(1) いのちを守り育む食と農の創造

基本施策

効率的で安定した農業経営の確立をめざし、農地の有効活用や担い手の確保など、農産物の安定供給に向けた支援を進めます。

また、町民の農業への理解を深めるとともに、「食」の大切さを認識するよう、地産地消を推進する取組を進めます。

現状と課題

- 農地は食料生産の役割を持つだけでなく、自然環境の保全や減災、美しい風景の形成など多面的な機能を持っています。そのため、優良な農地を次世代に引き継ぎ、町の財産として保全していく必要があります。
- 本町では、農業従事者の高齢化、後継者不足などの課題が生じており、認定農業者などの担い手の育成が必要となっています。農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農業振興における改革のひとつとして、集落営農^{※1}の組織化を推進し、農地利用の集積を図ることが必要です。
- 農産物については、鮮度や安全性などに対する消費者ニーズが高まっています。安全・安心な農産物の生産促進に向けた活動を支援するとともに、地産地消を進め、生産者や流通事業所等との連携を深めていくことが重要となっています。
- 近年、肥満や生活習慣病の増加、伝統的な食文化の危機、食の安全等、国民の「食」への関心が高まっていることから、今後も地域における「食」を支える農業を守るための取組が求められています。



学校給食における地元農産物の使用

※1 集落営農：集落を単位として、共同で農機具を所有することや農作業を行うなど、生産工程の全部または一部について共同で取り組むこと



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	できるだけ地元で採れた食材を利用して いる町民の割合	%	37.3	
客観指標	農産物直販施設の売上高	千円/年	145,806	150,000
	学校給食における地元農産物の使用量	kg/年	3,040	6,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①農業基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な農地の確保と保全のため、農地治水に関する整備及び維持管理を行います。 ・認定農業者の確保に努めるなど、農業の担い手育成を行うとともに、集落営農の組織化を進めます。
②農産物生産の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の農産物等の地域資源を活用した6次産業化やブランド化を推進します。 ・飼料用米・麦・大豆など戦略作物の転換を進め、需要に応じた生産の促進を図ります。
③地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物直販施設の維持管理を行い、地域消費者に地元農産物やその加工品等の提供を図ります。 ・生産者の顔が見える安全・安心な環境づくりを進めるため、生産者や流通事業所等との連携強化を図ります。 ・学校給食や保育所給食における地元農産物の利用等を通して、地産地消を推進します。 ・地元で生産された安全で新鮮な農産物を通して、地域の農業や食の大切さへの関心や理解を深めるために、農業にふれあう機会づくりに取り組みます。

関連する計画 粕屋町農業振興地域整備計画

主要な協働の展開

地元で採れた新鮮な農産物の良さを理解してもらうために、地元農産物の周知を図り、地産地消を進めます。

● 地元農産物への関心や理解を深める

町民
事業所
等

行政

● 地元農産物の周知や販路拡大を支援する

4 地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり

(2) 地域に活力をもたらす
商工業の振興

基本施策

地域資源を活かした活力あるまちづくりを進めるため、商工会との連携を図り、中小企業・小規模企業者等への融資や支援に取り組みます。

また、地域との協働を進め、コミュニティビジネス^{*1}の創出など創業支援に取り組み、新たな雇用の確保や魅力ある商工業の振興を進めます。

現状と課題

- 近年、郊外型大型小売店舗やコンビニエンスストアの増加、インターネット通信販売の活用など、町民の買い物のあり方が変化しています。一方で、日頃の買い物に不便や不安を感じている高齢者など、買物弱者の問題が顕在化しています。
- 地域の人材や資源等を活用することにより、新たな雇用やコミュニティの活性化に寄与するコミュニティビジネスが、全国的な広がりを見せています。
- 町の中心地域の商業地は、一定のにぎわいを維持しているものの、町全体としては、規模の小さな企業が多いため、経営基盤が弱く、後継者不足も問題となっています。
- 本町では、これまでも商工会と連携して地域振興事業を実施してきました。また、近隣4町の広域(新宮町・篠栗町・久山町・粕屋町)による創業支援事業計画に基づき、地域一体となった創業支援体制の整備に取り組んでいます。

今後も、商工会との連携を含めた広域的な連携により、地域の需要・雇用の促進が求められています。



創業塾

※1 コミュニティビジネス：地域が抱える課題や地域資源を活かしながら、ビジネス的な手法によって解決する事業のこと



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	地域の商工業が活性化していると思う町民の割合	%	16.7	
客観指標	創業塾・創業セミナーの参加者数	人/年	—	25

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①商工業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内商工業の振興を図るため、商工会及び中小企業・小規模企業者等に対する支援を実施します。 ・ 町民ニーズと町内の企業(店舗・商店)とのマッチングを図るなど、国及び県と連携しながら商工業の活性化に取り組みます。
②新たな産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業や経営支援に関する情報を共有し、地域の特性を活かしたビジネスや起業を誘導します。 ・ 創業支援事業計画に基づき、創業者、創業希望者に対する支援を実施します。 ・ 企業(店舗・商店)、商工会、町民、学校等の連携により、多様な地域資源を活用した商品開発や既存商品の魅力向上をめざした取組を進めるとともに、効果的な情報発信に努めます。

関連する計画 創業支援事業計画

主要な協働の展開

商工業の活性化を図るために、店舗や商店は地域に密着したサービスを行います。

- できる限り町内で買い物をする
- 地元の企業(店舗・商店)と協力し、地域の行事を行う

町民
事業所
等

行政

- 商工業の活性化に向けた情報発信等の支援を行う
- 新たな起業家の創業支援を行う

1 誰もが健康で暮らせるまちづくり

(1) 健やかでいきいき暮らす 健康づくりの推進

基本施策

町民一人ひとりが普段の生活の中で、健康への意識を高め、健康づくりを家庭や地域でサポートし合うことができるように支援します。

また、感染症に対して危機管理体制を確立するとともに、地域医療体制の強化を図ります。

現状と課題

- 生涯を通じて心豊かに暮らすためには、心身ともに健康であることが最も重要な要素といえます。町民一人ひとりが自らの健康に関心を持つとともに、家庭や地域の支え合いによって、個々の健康づくりがより一層促進されるよう、社会全体で支援する環境づくりが求められています。
- 近年、少子高齢化の進行やライフスタイルが多様化する中で、生活習慣病が増加し、医療や介護を必要とする人が年々増加しています。そのため、町民一人ひとりが予防を重視し、健康づくりに励むことが求められます。
- 本町では、「粕屋町健康増進事業計画（健康かすや 21）」に基づき、町民の健康課題やライフステージに応じた健康づくり活動を進めています。今後も計画に基づき、各種がん検診や特定健診の受診勧奨から食生活、運動、喫煙、こころの健康など幅広い分野での支援が必要です。
- 感染症のまん延予防については、国で推奨される定期予防接種や町独自の事業として高齢者肺炎球菌に対する助成を行っていますが、今後も適切な情報提供を行い、さらなる周知が必要です。また、新たな感染症に対し、迅速で適切な情報提供や危機管理体制を確立する必要があります。
- 休日診療や平日夜間における第二次救急医療体制については、近隣市町や粕屋医師会との連携により整備されていますが、今後も町民の多様なニーズに対応できる医療体制の充実が求められています。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	運動や食事など自分の健康に気をつけている町民の割合	%	64.8	
客観指標	胃がん検診の受診率	%	20.7	35.0

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 予防を重視した健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> がん検診や特定健診の受診を促進することにより、町民が自ら体の状態を正確に把握し、適切に体調管理できるように支援します。 町民や地域活動団体とともに健康づくりに関する意識啓発を図り、地域ごとの健康課題に応じた具体的な活動を展開します。 健康づくりの拠点として、町民が利用しやすいよう健康センターの機能強化を図ります。
② 感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防の意識啓発に努めるとともに対象者への適切な情報提供を行い、感染症予防の周知を図ります。 町が実施している任意予防接種について、広報などを活用し啓発に努めます。 新型インフルエンザ等新たな感染症の発生に備え、危機管理体制を確立し迅速な対応を図ります。
③ 地域医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 医師会と連携することにより、休日診療や救急医療体制を強化し、町民の生命と健康を守るための医療体制の確保に努めます。 日頃から「かかりつけ医」を持つことを啓発し、医療や福祉、介護との連携強化を図ります。

関連する計画

粕屋町健康増進事業計画(健康かすや 21)
粕屋町国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画
新型インフルエンザ等対策行動計画

主要な協働の展開

生涯を通じて健康で過ごせるよう、各年代に応じた地域ぐるみの健康づくり活動を進めます。

● 生活習慣病予防についての正しい知識を持ち、定期的に健康診断を受診する

町民

行政

● 広報やホームページ、町行事などを活用し、生活習慣病の予防や健康診断の必要性を周知する

② 子育て世代が明るく暮らせるまちづくり

(1) 安心して子育てできる 環境づくりの推進

基本施策

すべての子どもが健やかに育ち、保護者が子育てに喜びを感じることができるよう、質の高い就学前の教育・保育を提供するとともに、さまざまな子育て支援の充実を図ります。

特に、子どもの遊び場や子育てに関する相談の場の確保、親子・子ども同士・子育て家庭と地域の交流機会の充実など、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

❖ 現状と課題

- わが国では急速な少子化が続いており、同時に核家族化や高齢化の進行等、地域社会の変容により子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子ども・子育て支援法では、子育ての第一義的責任は保護者にあることを基本的な考え方としています。子育て世代が楽しみながら心豊かに子育てができるよう支援していくことが求められています。
- 子どもが健やかに育つためには、家庭や保育所、幼稚園、学校だけでなく、地域の多様な人々とのふれあいや、地域における見守りが欠かせません。家庭や保育所、幼稚園、学校、地域等が連携し、社会全体で子育てをする環境づくりが必要です。
- 本町では、育児の相互援助活動を行うファミリー・サポートや地域の公民館で開催する親子サロン等の子育て支援を行っていますが、保育所や幼稚園等を利用していない子どもへの支援や、子どもが安心して遊べる場所の確保に対する要望は依然高い状況です。今後、かすやこども館等を活用し、妊娠期から子どもが18歳になるまで、切れ目のない包括的な子育て支援を行うなど、子育て世代が安心して住み続けることができる施策を展開する必要があります。
- 全国的に少子化が進行している中、本町では子どもや子育て世代が増加し続けており、出生率は県下1位となっています。そうした中、保育ニーズが増大しており、保育所の新規開設等により定員増を図ってきましたが、待機児童の解消には至っていません。今後、待機児童の解消に向けた環境整備はもちろんのこと、より質の高い就学前の教育・保育の提供体制を確保することが必要です。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	子育て環境が整っていると思う町民の割合	%	34.5	
客観指標	ファミリー・サポート事業の全会員数に対するまかせて会員数の割合	%	30.7	33.2
	地域の公民館等における親子サロンの開設数	か所	10	15

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①安心して子育てできる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度に基づき、身近な地域におけるきめ細かな子育て支援サービスを充実します。 就学前の教育・保育の一体的な提供をめざし、町内の認定こども園の状況等を踏まえた環境づくりを進めます。 保育士・幼稚園教諭や学童保育指導員の資質向上や、保育所・幼稚園・小学校等の連携を強化するなど、就学前から就学後まで、総合的に教育・保育の質の向上を図ります。
②子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> かすやこども館における子育てに関する情報発信や相談の場を充実させるとともに、地域の公民館や公園等も活用し、子どもの遊び場確保や、親子・子ども同士・子育て家庭と地域住民の交流など、子育て支援拠点の機能強化を図ります。 妊娠期から子どもが18歳になるまで、切れ目のない包括的な子育て支援の充実を図ります。 子育てボランティアの育成や交流支援等を通して、公民館での子育て支援の強化など、地域における子育て支援体制の充実を図ります。 保健師や子育てアドバイザー等による相談体制を充実するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携を強化します。

関連する計画 粕屋町子ども・子育て支援事業計画

主要な協働の展開

子どもや子育て家庭が身近な地域で見守られながら、楽しく子育てできる地域づくりを進めます。

- 公民館等での子育てボランティアに参加する
- 親子や親同士の交流の場に参加する

町民

行政

- 子育てボランティア増加に向けて働きかける
- 親子や親同士の交流の場を提供する

② 子育て世代が明るく暮らせるまちづくり

(2) 子どもの健やかな成長を支える支援の充実

基本施策

子どもと保護者の心身の健康づくりを支援するため、さまざまな母子保健に関する取組を充実させるとともに、多様な機会を活かした相談支援体制を強化します。特に、子どもの発育・発達に不安を持つ保護者が多いことから、相談支援や早期療育体制の充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種支援を実施します。

現状と課題

- 子どもの健康づくりは、生涯にわたり健康な生活を送るための基盤として、子ども自身や保護者にとって重要なものです。心身の健やかな成長のため、妊娠・出産期から乳幼児期、就学後に至るまでの継続的な支援が必要です。
- 本町では、妊娠期から子育て期までの総合的な支援として、妊婦健診や乳幼児健診、妊娠期からの子育てに関する各種教室・相談、出産後の家庭訪問や発育や発達に関する相談事業などに取り組んでいます。また、子育て世代の悩みは多様化しており、育児不安や育児支援のニーズが増える中、さらなる切れ目のない支援が求められています。
- 発達(身体・精神)に遅れがみられる子どもに対し、乳幼児の段階から一人ひとりの発達状況や、保護者のニーズ・心理状態等に応じた継続的な支援が求められています。
- 子ども・子育て支援の観点から、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することが求められています。今後も引き続き、各種手当や医療費助成により、子どもの健康の保持、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る必要があります。



2歳児歯科健診



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	妊娠・出産期における支援が充実していると思う町民の割合	%	19.5	
客観指標	2歳児歯科健診受診率	%	93.3	100

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 安心して出産や子育てができるように、出産後の家庭訪問、乳幼児健診や各種教室・相談等を通して、子どもの健康づくりを支援するとともに、妊娠期から出産・子育て期に至るまで、切れ目のない支援を実施します。 発達に遅れがみられる子どもについて、早期療育による発達支援及び保護者への理解促進を図るとともに、巡回相談により、保育所や幼稚園等の集団場面への支援も実施します。
② 子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図るため、各種手当の支給、医療費助成等を実施し、さらに安心して子育てできるように、子どもが病気やケガ等をした場合の医療費助成の対象年齢範囲の拡大を図ります。

関連する計画 粕屋町子ども・子育て支援事業計画

主要な協働の展開

出産や子育てに対する不安や心配事が募ることのないよう、保護者と地域、関係機関とのつながりを強めます。

- 妊婦健診や乳幼児健診等を必ず受診する
- 妊娠・出産や子育て、子どもの発達に不安や心配事がある保護者は、教室や相談機関を利用する

町民

行政

- 乳幼児健診等の確実な周知、受診しやすい体制づくりを行う
- 各種教室や相談機能をわかりやすく周知し、子どもに関わる関係機関との連携強化により、早期支援につなげる

3 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

(1) 元気高齢者の活躍を促す 環境づくりの推進

基本施策

高齢者一人ひとりが知識や経験を活かし、いきいきと暮らすことができるよう、関係機関や地域活動団体と連携し、高齢者の社会参加や生きがいづくり、多様な活動の場づくりを推進します。また、元気な高齢者が担い手としてボランティア活動や介護予防活動等に貢献できるよう、互いに「支え・支えられる」仕組みづくりを推進します。

現状と課題

- 近年、急速な高齢化に伴い、わが国の高齢化率は平成37年には30%を超えることが予測されています。本町の高齢化率は、平成27年4月1日現在で16.7%と、県の25.0%や全国の26.4%と比較すると低い状況ではありますが、今後、高齢化は進行していくことが見込まれます。
- わが国は、すべての国民がともに支え合い、健康で幸せに暮らせる社会をめざしています。高齢者も生きがいを持ち、誰もが自立した生活を送れるように、健康寿命を伸ばすことが重要です。
- 高齢者の社会参加は、生きがいづくりだけでなく、介護予防や閉じこもり防止にも効果的です。高齢者がいきいきと暮らせるよう、一人ひとりの経験や能力、価値観やライフスタイル等に応じ、地域貢献や就労ができる多様な機会づくりが求められています。
- 超高齢社会においては、高齢者は支えられるだけでなく、支える側として、担い手の役割も期待されています。元気で活力ある高齢者が担い手となり、ボランティアや地域の見守り、支え合い活動に積極的に取り組める仕組みづくりが必要です。
- 本町では、身近な地域の高齢者の交流の場及び介護予防として「ゆうゆうサロン」を実施しています。このサロンは、町民主体の介護予防のサービスであり、各公民館でボランティアが活躍しています。今後、サロン開催地区の増加に伴い、支援するボランティアの育成が求められています。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	元気な高齢者が活躍する場があると思う町民の割合	%	25.7	
客観指標	ゆうゆうサロン参加高齢者数	人/年	16,087	19,400
	ゆうゆうサロンボランティア登録者数	人/年	237	260

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 高齢者の活躍・地域貢献の支援	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸につながるように、高齢者が役割を持てる地域づくりを支援します。 老人クラブの活動支援やシルバー人材センターの就業支援等を通して、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援します。 老人クラブ等の地域活動団体への支援を通して、地域の子どもたちとの世代間交流を推進します。 公民館等を活用し、高齢者の交流や健康づくりに努めます。 元気な高齢者が支える側として活動できるように、町民主体のサービスの構築を進めます。

関連する計画 粕屋町高齢者福祉計画
粕屋町介護保険事業計画



ゆうゆうサロン

主要な協働の展開

高齢者の知識や経験、能力をまちづくり活動に活かしながら、楽しく仲間づくりや支え合うことができる地域づくりを進めます。

- 公民館等を活用し、仲間づくりや高齢者が集う機会をつくる
- 高齢者の社会参加の場を提供する

町民
事業所
等

行政

- ゆうゆうサロンをはじめとした高齢者の交流や健康づくりを支援する
- 高齢者が活躍できる機会をつくる

3 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

(2) 住み慣れた地域での生活を支える 支援の充実

基本施策

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた高齢者支援サービスを提供するとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、日常における活動機会を増やし、社会参加を促すことで介護予防を促進し、誰もが参加できる町民主体の介護予防活動を推進します。

現状と課題

- わが国の団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向けて、本町においても高齢化が進み、一人暮らしや認知症の人など支援を必要とする高齢者が増加することが予測されます。そうした中、誰もが住み慣れた家庭や地域において、尊厳を持っていきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築が必要とされています。
- 平成27年4月の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けて、予防給付の見直しと地域支援事業の充実が図られることとなりました。新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、介護保険サービス事業所だけでなく、NPOや民間事業所、ボランティア等の多様な担い手が参画できるようになることから、サービスの提供・利用を通して、高齢者を取り巻く地域のネットワークが構築されることが期待されています。
- 本町では、これまで高齢者の身体機能にあわせた状態別の介護予防教室が主体でした。今後は、すべての高齢者が自分らしく、生きがいを持ち、可能な限り介護を必要とすることなく、活発な毎日を過ごすことができるよう、町民主体の生活支援のサポーターなどを育成し、新しい介護予防の仕組みづくりを早期に構築することが求められています。
- 本町においても認知機能の低下がみられる高齢者が増加することが予測されるため、認知症に関する知識を広く町民へ普及することで、認知症高齢者に対する理解者が増え、地域での見守りが円滑にできることが期待されています。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	高齢者に対する支援が充実していると思う町民の割合	%	18.5	
客観指標	介護予防サポーター数	人	23	150
	介護認定率	%	14.6	15.1

※介護認定率の低下に向けて取組を進めていきますが、高齢者数の増加に伴う上昇が見込まれます。

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 高齢者支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護の必要性の有無に関わらず利用できる高齢者在宅福祉サービスを継続的に実施します。
② 地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム構築に向けて、中核となる地域包括支援センターの機能を強化するとともに、地域課題の把握・解決に向けた仕組みづくりを推進します。 高齢者が必要な医療や介護を受けながら地域で暮らすことができるよう、在宅医療と介護の連携を図ります。 高齢者一人ひとりの状況に応じた住まいで、自分らしく安心して生活できるよう、多様なサービスの充実を図ります。 高齢者や家族をはじめ、地域住民の認知症に対する理解を促進するとともに、介護や医療の専門職の連携により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 認知症の人が地域での生活を継続できるよう、地域住民や事業所等による見守り体制の充実を図ります。
③ 介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が可能な限り要介護状態や認知症にならず元気に暮らすことができるよう、高齢者の状態に応じた適切な介護予防を推進するとともに、多様な主体が参画できる支援体制を構築します。

関連する計画 粕屋町高齢者福祉計画、粕屋町介護保険事業計画

主要な協働の展開

支援の必要な高齢者が公的サービスとあわせて、地域住民、ボランティア等の支援を受けながら安心して暮らせる地域づくりを進めます。

- 支援を必要とする高齢者に、地域住民やボランティア、NPO による日常生活上の支援を行う
- 可能な限り介護を必要としない生活を送れるように意識する

町民
事業所
等

行政

- 公的サービスと住民やボランティア等との連携の仕組みをつくる
- 多様な介護予防事業を展開する

4 障がい者がともに暮らせるまちづくり

(1) 生きがいを感じ社会参加を促す環境づくりの推進

基本施策

障がい者が生きがいを持ち自立して暮らせるよう、相談支援や就労支援等、関係機関と連携して総合的な支援体制づくりを推進します。

また、障がい者の主体的かつ積極的な社会参加を促すため、地域や事業所等との協働により合理的な配慮を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等への参加を支援します。

現状と課題

- わが国では、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正や、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」の成立などの法整備を経て、平成26年に「障害者権利条約」が批准されました。
- 「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、障がい者が日常生活や社会生活を送るうえでの社会的障壁を取り除くための必要な配慮や調整（合理的配慮）を行わなければならないことが規定されました。
- 本町では、障がい者（児）に関わる事業所・組織を対象に行ったアンケート調査において、障がい者の雇用促進に関するニーズがみられました。今後、障がい者の雇用や就労等、さまざまな課題について、近隣市町や事業所等との連携により対応していく体制づくりが必要です。
- 本町では、障がい者が生活しやすいよう公共施設や道路環境等のバリアフリー化を進めるとともに、町民との協働によりバリアフリーマップの作成等に取り組んできました。今後も引き続き、障がい者が快適に生活できるよう総合的な支援が必要です。
- 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化・生涯学習活動への参加者数は年々増加しており、これらの活動に対する障がい者のニーズは高いことから、今後も情報提供の充実と活動機会の確保が求められています。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	障がい者が地域や社会の中でともに暮らしていると思う町民の割合	%	14.9	
客観指標	地域活動支援センターの利用者数	人/年	4,508	5,100

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①就労・社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、各種就労支援とともに、障がい者雇用を促進します。 糟屋中南部障害者(児)地域自立支援協議会等において、情報を共有し、地域課題の解決に向けた取組を実施します。 障がい者が生活しやすいよう、地域住民や事業所等と連携し、生活環境の整備や移動手段等の充実を図ります。 障害の有無や種類に関わらず、気軽にスポーツ・レクリエーション活動や文化活動等、社会参加の機会を持てるよう支援します。

関連する計画 第4期粕屋町障害者計画・障害福祉計画



車いすバスケット体験

主要な協働の展開

障がい者も生きがいを感じ社会の一員として暮らしていけるよう、地域でのつながりを広げ、支え合う地域づくりを進めます。

- 障害を持つ人への理解を深める
- 障がい者の就労の場、交流の場を増やす

町民
事業所
等

行政

- 障がい者が社会参加できるよう支援する

4 障がい者がともに暮らせるまちづくり

(2) 地域で安心して暮らせる環境づくりの推進

基本施策

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、情報提供や相談支援の充実を図ります。

障がい者一人ひとりの障害の状況やニーズに応じた適切な保健、医療、福祉サービスの提供に努めるとともに、経済的負担を軽減するため、各種支援を実施します。

現状と課題

- 障害の種類や程度、年齢などによって、障がい者が抱える悩みや相談は異なります。家族や友人等がいる地域で安心して暮らし続けていくためには、障がい者が気軽に相談でき、円滑に情報を入手・利用できる環境づくりが必要です。
- 障がい者本人や介護者である保護者の高齢化に伴い、保護者が亡くなった後など将来の生活についての不安が増大していることから、障がい者が安心して生活することができるサービス基盤の充実が求められています。
- 障がい者が地域で安心して生活するためには、家族だけでは負担が大きいことから、保健、医療、福祉サービス等の多方面にわたる生活基盤の充実が求められています。
- 障がい者それぞれの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成が必須となっており、本町においても、サービスを利用する障がい者に対するケアプランの作成と適切な支援を行う必要があります。
- 本町では、障がい者の家庭に対し、医療費助成等による経済的支援を行っているものの、将来の生活に対する不安は大きいことから、引き続き、経済的負担の軽減を図る必要があります。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	障がい者に対する支援が充実していると思う町民の割合	%	11.1	
客観指標	障がい者(児)のサービス利用者数	人/年	4,570	8,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 相談体制と生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口及び障がい者相談員の周知を図るとともに、民生委員・児童委員等と連携し、気軽な相談や障がい者への声かけができる地域づくりに努めます。 障がい者が情報提供機能を支障なく利用できるよう配慮するとともに、日常生活に不可欠な情報やコミュニケーションに関する支援を行います。 地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携により、障がい者一人ひとりの状況に応じた適切な支援体制を構築します。 サービス等利用計画の円滑な作成に向けた体制を整備するとともに、障がい者のニーズに応じた福祉サービスを提供します。
② 障がい者の家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の家庭に対し、各種補助の支給、医療費助成等による経済的支援を行います。

関連する計画 第4期粕屋町障害者計画・障害福祉計画

主要な協働の展開

障がい者も地域で安心して暮らせるよう、心配事や困ったことなどを気軽に相談でき、適切な支援につなげることができる地域づくりを進めます。

● 地域住民と民生委員・児童委員等が連携し、相談や声かけを行う

町民事業所等

行政

● 民生委員・児童委員等との連携を強め、適切な支援につなげる

5 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

(1) 人権と平和を尊重し合う 地域社会の確立

基本施策

一人ひとりが互いに認め合い、個性と能力を十分に発揮できるまちの実現をめざし、町民の人権意識の向上を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

また、恒久平和の理念を根付かせ、次世代に継承していくため継続的な啓発活動に取り組みます。

現状と課題

- 町民一人ひとりが輝くまちを実現するためには、地域や学校、職場など身近な生活環境において人権が尊重され、町民がお互いに協調し合い、個性や能力、可能性を十分に発揮できる差別のないまちづくりが求められています。
- 本町では、街頭啓発、人権を尊重する町民のつどい、人権講演会・研修会の開催、人権啓発冊子の全戸配布を行い、広く町民に人権意識の啓発を進めています。今後もすべての町民に対して継続的に啓発活動を行っていくとともに、研修等を通して身近な人権問題の解決に向けた力を養うことが求められています。
- 平成27年度を初年度とする「粕屋町男女共同参画計画」の策定により、すべての男女が互いの人権を尊重しながら、対等な構成員として個性と能力を発揮できる社会の実現をめざすための理念や道筋が示されました。性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが個性を活かし、家庭や地域社会等さまざまな分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 戦争体験者の高齢化が進む中、本町では平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に伝えるため、粕屋町平和週間において、原爆パネル展の実施、リーフレットの配布等による啓発活動や長崎平和祈念式典等各種大会の参加促進を図っています。今後も戦争の記憶を風化させないよう、平和の尊さを継続的に呼びかけていく必要があります。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	一人ひとりの人権が尊重されていると思う町民の割合	%	20.8	
客観指標	各種審議会の女性の参加率	%	26.8	40.0

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①人権意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発や講演会、コンサート等による人権啓発の機会を充実させ、人権意識の向上を図ります。 ・地域での講座等を通して、身の回りにおける人権問題に対する学習機会の充実を図ります。
②男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・「粕屋町男女共同参画計画」に基づき、町民、事業所、行政が連携して男女がともに参画できる環境づくりに取り組みます。 ・身近な地域における情報提供や講座・研修会の開催等を通して、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。 ・配偶者等からの暴力等さまざまな問題を解決するため、相談窓口を設置し、相談・支援体制の充実を図ります。
③平和理念の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・平和理念を次世代へ継承するため、原爆パネル展の開催等を通して、恒久平和について継続的な意識啓発を図ります。

関連する計画

粕屋町社会教育計画書、粕屋町男女共同参画計画
粕屋町社会人権教育・啓発推進計画書

主要な協働の展開

町民一人ひとりが人権意識を高く持ち、地域や学校、職場など身近な生活環境において多様性を認め合う、差別や偏見のない人権を尊重する地域づくりを進めます。

- 人権に関する学びの機会に参加する
- 差別や偏見をなくす力を養う

町民
事業所
等

行政

- 地域や学校、職場などにおいて、人権に関する啓発や学びの機会づくりを行う

5 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

(2) ともに支え合う地域福祉の推進と 社会保障制度の運営

基本施策

誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、見守りや支え合い活動が積極的に行われる地域づくりを推進します。

また、生活困窮者等、支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、関係機関と連携した総合的な支援体制を構築するとともに、社会保障制度の健全な運営を行います。

現状と課題

- 近年、核家族化等に伴い地域のつながりの希薄化が進んでいます。そうした中、子育て・介護の負担増大、いじめ・不登校、虐待、うつ等、地域社会を取り巻く課題は複雑・多様化しています。こうした課題の中には、既存の制度やサービスでは対応がむずかしいものも少なくありません。そのため、身近な地域における見守りや支え合いの重要性が高まっているとともに、いざというときに必要な支援が受けられる仕組みづくりが求められています。
- わが国では急速に少子高齢化が進み、平成37年には、団塊の世代がすべて75歳以上となる超高齢社会を迎える中で、医療費や介護給付費など増え続ける社会保障費についての対策が必要な状況となっています。国においては、平成25年に成立した社会保障改革プログラム法により、社会保障制度改革の全体像、進め方が明示され、誰もが安心できる持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療保険制度や介護保険制度の各種改革が実施されています。
- 国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度については、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担うようになるなど、制度創設以来の大きな改革が実施されることとなります。
- 本町においても、社会経済情勢の悪化による生活保護受給者の増加、医療費や介護給付費の増大など、社会保障制度は厳しい運営を余儀なくされています。今後もできる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう継続的・安定的な制度運営を図るため、平成30年度から開始される国民健康保険事業の県との共同運営など、制度改革に合わせた対応を図る必要があります。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	困ったときの福祉相談窓口を知っている町民の割合	%	31.1	
客観指標	国民健康保険税収納率(現年度分)	%	89.93	92.00

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアを養成するとともに、地域福祉活動の支援を行います。 小・中学校における福祉教育や地域行事等を通して、町民の福祉意識の向上を図ります。
②暮らしを守る支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 個別分野では対応がむずかしい福祉課題に対応する総合相談を充実させるとともに、関係機関の連携を強化します。 生活保護に至る前の生活困窮者の把握に努め、関係機関との連携による相談支援・自立支援を行います。 生活保護受給者に対する助言・指導・支援に努め、早期の自立促進を図ります。 町営住宅の築年数に対応した適切な維持管理を計画的に実施し、安全・安心に暮らせる住環境の確保に努めます。
③社会保障制度の健全な運営	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等について、適正な賦課・徴収に努めるとともに、健康増進事業等と連携し、医療費の抑制を図ります。 介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の適正な運営に努めます。 国民年金受託事務の適正な運営に努めます。

関連する計画 粕屋町地域福祉計画、粕屋町営住宅長寿命化計画

主要な協働の展開

誰もが住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう、助け合い、支え合える地域づくりを進めます。

● 隣近所での支え合い、ボランティア活動、地域での見守り活動等に積極的に参加する

町民
事業所
等

行政

● 社会福祉協議会が実施する地域福祉活動を支援する
● 支え合いの仕組みづくりに向けた関係機関の連携体制をつくる

1 町民のための行政経営のまちづくり

(1) まちの魅力を高める情報発信の推進

基本施策

地域の特性を活かし、まちの魅力を高めるために、多様な情報発信手段を活用しながら、行政情報やまちづくりに関する情報を正確かつ速やかに発信します。

また、町民ニーズや意見を的確に把握し、町政に反映できる広聴活動に取り組みます。

現状と課題

- 行政情報が公開され透明性が確保されたうえで、町政や地域に関する情報の共有化を進め、町政への理解及び参画を促進することが必要となっています。
- 近年、ボランティアなどの各種団体が、さまざまな地域の課題を自発的な取組によって解決していこうとしています。今後、さらに多様な主体がまちづくりに関わることができるよう、町民、地域と行政の情報の共有化を図る必要があります。
- 本町では、行政情報やまちづくりに関する情報をわかりやすく発信することに努めていますが、今後も町民のまちづくりへの関心を高め、積極的な参画を図り、協働のまちづくりを進めていくためにも、町民ニーズの的確な把握と町民の意見を町政に反映できる広報・広聴体制を推進していく必要があります。
- 本町の人口は、今後も増加することが見込まれていますが、転入・転出が多く、市町村間の移動率が高い状況となっています。今後、町への愛着や誇りを高め、定住人口の確保につなげていくために、シティプロモーション^{※1}の視点を取り入れ、町の魅力を町内外に積極的に発信することにより、町の認知度を向上させ、「選ばれる自治体」になっていく必要があります。

※1 シティプロモーション：選ばれるまちをめざすため、町の魅力を「地域ブランド」に昇華させ、町内外に総合的かつ戦略的に発信すること



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	広報やホームページ等、町からの情報発信が充実していると思う町民の割合	%	54.1	
客観指標	ホームページユーザー数	人/月	24,576	50,000

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①行政情報の共有と個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開及び個人情報保護制度の適切な運用を図ります。 ・透明性が高く信頼される行政をめざし、正確でわかりやすい行政情報を積極的に公開します。
②広報・広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ等を通して、町政に関する情報発信、広報活動に努めます。 ・町政に対する町民の意見や提言を行財政運営に反映させるため、開かれた町政の実現に向けて広聴活動の充実に努めます。 ・情報通信技術を活用した迅速な情報発信や広聴活動を推進します。
③シティプロモーションの視点を取り入れた情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町の魅力を町内外に広くわかりやすく発信し、町のイメージや地域活力の向上につなげます。 ・新たな広報媒体など、さまざまな技術や機会を活用した情報発信を効果的に実施します。 ・町民や事業所と連携し、町の現状や課題、求められている情報などの把握に努め、情報発信力の向上に取り組みます。

主要な協働の展開

町のイメージアップをめざし、町民や事業所はまちづくりに関心を持ち、情報共有を行うとともに、町の魅力を町内外に発信します。

- 町政やまちづくりに関心を持ち、積極的に情報収集を行う
- 町内外に対して町の魅力を積極的に発信する

町民
事業所
等

行政

- 町政やまちづくりについて、わかりやすく情報を発信する
- 町内外に対して町の魅力を効果的に発信する

1 町民のための行政経営のまちづくり

(2) 簡素で合理的な行政運営の強化

基本施策

社会構造の変化や多様化する町民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供していくため、経営的な視点で、より一層簡素で合理的な行政運営を図ります。

また、町民の声が反映された透明性の高い行政運営を図り、町民の視点に立ったまちづくりを推進します。

現状と課題

- 地方分権の進展に伴い、地方公共団体は自らの責任において政策を決定し、地域の特性を活かしたまちづくりを行うことが求められており、住民に最も身近な基礎自治体の果たす役割はますます重要なものとなっています。また、少子高齢化などによる社会構造の変化に伴う行政ニーズの拡大や、住民ニーズの多様化に対し、柔軟に対応できる自治体経営を行っていく必要があります。
- 本町では、行政評価と公会計情報によるコストの可視化を活用した行政経営マネジメント（PDCAサイクル）を取り入れ、計画の進行管理や成果の検証を行っていますが、今後も町民への説明責任と客観性の向上を図り、透明性の高い行政運営に努めることが必要です。
- 時代に即した行政サービスの提供や町民満足度の向上に向けて、職員一人ひとりの能力や可能性を十分に引き出し、活用していくことができるよう、町職員の適正な配置に努めるとともに、専門的な知識や技術を習得させるなど人材育成が必要です。
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、新たな社会基盤が整備され、国民の利便性の向上や行政事務の効率化が図られようとしています。町民に開かれた行政運営や質の高い行政サービスを実現するためには、情報通信技術を有効に活用した情報化の推進が重要となります。情報セキュリティ対策への強化を図りつつ、情報通信技術を効果的に活用し、町民が利便性を実感できる行政サービスの充実を図る必要があります。



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	町民のニーズに応えた行政運営が行われていると思う町民の割合	%	19.2	
客観指標	第5次粕屋町総合計画前期基本計画における指標の進捗割合	%	—	100

推進施策の展開

施策名	施策の概要
①より実効性の高い行政経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルに基づく事務事業の継続的な改善・見直しを行うとともに、町民に対する説明責任を果たす仕組みづくりを強化します。 ・多様化する町民ニーズに対し、的確に対応できる豊富な知識や高い能力を持った職員の育成を図ります。 ・町民、事業所等が持つ技術力や発想力を活用することが有効な分野では、協働による事業展開を図ります。
②町民視点に立った行政サービスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・引越しなどに伴う行政手続の総合窓口サービスを提供するとともに、町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上を図ります。
③適正な行政事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な事務の遂行に向けて行政事務の効率化を行うとともに、有効な管理機能の強化を図ります。
④電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会に対応した情報システムの運用を行うとともに、セキュリティシステムの強化に取り組みます。 ・情報通信技術を活用し、町民の利便性が高い行政サービスの向上、コストの削減を図ります。 ・情報セキュリティポリシーを遵守し、大切な行政資産である個人情報等の適正管理に努めます。

関連する計画 粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略、粕屋町情報セキュリティポリシー

主要な協働の展開

町民視点のまちづくりが行われるよう、町民は町政やまちづくりに関心を持ち、行政は町民ニーズに応じた行政運営を行います。

● 町民視点のまちづくりが行われているか、町政に関心を持つ

町民

行政

● 町民視点・経営視点に立った行政運営を行う

2 健全な財政運営のまちづくり

(1) 持続可能な財政基盤の強化

基本施策

将来にわたる安定した行政サービスの提供、及び持続可能な財政基盤の強化を図るため、長期的な視点に立った計画的な財政運営を行い、財源の適正配分、新たな財源確保に努めます。

また、町の保有資産については、有効に活用し、適正管理を行います。

❖ 現状と課題

- わが国の財政状況は、景気悪化に伴う税収等の減少により、財政赤字が続いており、地方においても、高齢化の進行等による社会保障関係費の増加により、大幅な財源不足が生じている状況にあります。
- 本町では、限られた財源を有効に活用し、自主性・自立性を高めるまちづくりを展開していくために、今後も経常経費の削減や事務事業の見直しを行うとともに、各施策と連動した計画的かつ重点的な財源の適正配分、徴収体制の強化や新たな財源の確保を図る必要があります。
- 全国の地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、適切な配置を実現するとともに、財政負担を軽減・平準化することが必要となっています。
- 本町では、老朽化が進む公共施設等の町の保有資産について、いつまでも安全・安心に利用できるよう改修・修繕等に取り組んでいますが、今後も総合的かつ計画的な維持管理と中・長期的な財政計画により、健全な財政運営を図る必要があります。



町内小学校の耐震化対策工事



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	税金が有効に使われていると思う町民の割合	%	13.6	
客観指標	経常収支比率	%	87.9	87.0
	実質公債費比率	%	13.7	11.0

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 財政健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価を活用し、限られた財源の中で効果的、効率的な予算編成を行うとともに、義務的経費の縮減、国や県の補助金等の有効活用、新たな財源の確保に努めます。 町の財政状況について、町民にわかりやすい情報提供に努め、透明性ととともに、財政運営におけるマネジメント力の向上を図ります。 町税の適正な賦課と適切な徴収に取り組み、収納率の向上に努めます。
② 保有資産の有効活用と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 町の保有資産の状況を的確に把握し、維持管理を図るとともに、有効に活用します。 町が保有する公共施設等について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化など、効率的な資産管理を進めます。

主要な協働の展開

安定的・持続的なまちづくりのため、町民は町の財政に関心を持ち、行政は計画的な財政運営を行います。

● 税金が有効に使われているか、町の財政状況に関心を持つ

町民

行政

● 税金を有効に使い、財政の健全化を進める

3 広域的な視点に立ったまちづくり

(1) 連携して取り組む広域行政の推進

基本施策

地域の実情に応じた多様で質の高い行政サービスを提供するため、町の自主性及び自立性を尊重しながら、あらゆる資源を活用した広域連携を図ります。

また、さまざまな公共施設や行政サービスの機能的、効率的な展開を図ることにより、広域行政の推進を図ります。

❖ 現状と課題

- 社会経済活動の高度化、交通手段や情報通信手段の発達等により、町民や事業所の活動範囲が広がることに伴い、広域行政に対するニーズも高まっています。行政区域をこえた課題やニーズに対応するためには、広域的な自治体間連携の強化が必要となっています。
- 国においては人口減少時代に対する地方創生の取組が進められており、これまでの地域振興を目的とした一律的な広域行政圏での施策から、地域の実情に応じた自主的な取組に転換されています。そのため、行政区域をこえた社会資本の有効活用や社会機能の役割分担など広域的な連携が重要です。
- さまざまなサービスの提供や利便性の向上、町単独による財政面の限界に対応するため、本町では、消防・水道・環境などの行政分野において、広域的に取り組んでいます。また、交通網の発達、地域情報化の進展及び町民生活の多様化が進んでいることから、今後は特定の事務を共同で行うだけでなく、複合的、総合的に連携して取り組み、地域の特色を活かして地域全体で魅力的なまちづくりを進めることが求められています。



かすや中南部広域消費生活センター



指標

区分	指標名	単位	現状値(H27)	目標値(H32)
実感指標	他自治体と連携や協力が行われていると思う町民の割合	%	14.6	
客観指標	広域で行っている事業数	件	16	20

推進施策の展開

施策名	施策の概要
① 広域連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・糟屋地域や福岡都市圏等の一員として、広域連携による効率的な事業展開を図ります。 ・広域的な課題等について、近隣自治体と連携を図りながら、調査研究を進めます。 ・公共施設等の活用だけでなく、企業や研究機関等、それぞれの地域が有しているノウハウや知的資源も活用し、産官学の広域連携を図ります。
② 広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との連携による行政事務の共同処理など、業務の効率化を図ります。 ・共同利用や共同調達など、利便性の高い広域行政サービスの向上を図ります。 ・多様化するニーズに応じ、新たな共同事業の検討など、広域行政を推進します。



福岡都市圏地域共同事業で作成したガイドブック

主要な協働の展開

近隣自治体とともに魅力的な地域をつくるため、広域的な視点で人材や資源を共有・活用するなど、広域連携を進めます。

● 近隣自治体にある施設等、広域資源を有効に活用する

町民

行政

● 近隣自治体と連携し、町民ニーズに応じた広域行政サービスを提供する



KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN

資料編

基本計画の指標

(1) 指標の目的

第5次総合計画基本計画の前期（平成28年度～平成32年度）の成果を把握するため、総合指標である「まちづくりのスマイル指標」、また基本施策ごとに「基本施策の指標」を設定しました。指標は、町民との協働により基本計画を推進することで、5年間で達成すべき数値目標の項目と水準を示すものです。

まちづくりのスマイル指標

まちの将来像「心かよいあう スマイルシティかすや」の実現に向けて、基本計画の成果全体を把握するための総合指標です。

基本施策の指標

基本計画の基本施策ごとの進捗状況及び成果を把握するための指標です。

(2) 指標設定の基本的な考え方

指標設定にあたっては、以下の6点に留意しました。

- ①目標達成に向けて、効果的な取組になっていること
- ②目標達成まで継続的にチェックできること
(経年的に計測できる、計測にコストや時間がかからない)
- ③町の理念や、他の目標と矛盾していないこと
- ④客観的な内容になっていること
- ⑤わかりやすいこと(専門用語等を使っていない)
- ⑥事務事業等のアウトプット指標(行政が何をしたか)ではなく、アウトカム指標(施策を推進した結果どんな成果につながったか)になっていること

(3) 町民意識調査(平成27年度)の実施

基本計画の指標設定にあたっては、平成27年度に町民意識調査を実施しました。

調査概要

調査地域：粕屋町全域

調査対象者：粕屋町在住の18歳以上の町民3,000人を無作為抽出

調査期間：平成27年7月下旬～8月中旬

調査方法：郵送による配布・回収

配布数(A)	回収数	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
3,000	920	917	30.6%



(4) 実感指標と客観指標

「まちづくりのスマイル指標」「基本施策の指標」は、それぞれ実感指標と客観指標を設定しました。

実感指標	町民意識調査(平成27年度)に基づき、町民の実感から成果を測る指標です。
客観指標	統計データ等から客観的に成果を測る指標です。

(5) 評価方法

実感指標は町民意識調査の実施、客観指標は統計データ等の把握により、毎年度指標を評価します。指標の評価は、基本施策の推進状況の把握や、基本施策に基づく事業の改善・見直しのための基礎資料として活用し、効果的な行政運営を図ります。

(6) 現状値と目標値の考え方

❖ まちづくりのスマイル指標

実感指標	現状値	<ul style="list-style-type: none"> 現状値は、町民意識調査(平成27年度)の結果に基づき設定しました。 幸せや住みよさ、つながり、活力、健やかさに関する町民の実感を把握するため、項目ごとに評価基準を設け、総合指標としました。
	目標値	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画を推進することで、町民のまちづくりに対する評価が総合的に上昇することをめざします。 目標年次は平成32年度としています。
客観指標	現状値	<ul style="list-style-type: none"> まちの将来像の実現に向け、子育て環境の充実と定住化の状況を把握するため、「出生率」及び「社会増加率」を総合指標としました。 福岡県発表の人口移動調査(福岡県の人口と世帯年報)の数値(平成25年10月1日～平成26年9月30日)を現状値としています。
	目標値	<ul style="list-style-type: none"> 第5次総合計画基本構想の将来人口フレーム等を勘案して目標値を設定しました。 目標年次は平成30年10月1日～平成31年9月30日としています。

❖ 基本施策の指標

実感指標	現状値	<ul style="list-style-type: none"> 現状値は、町民意識調査(平成27年度)の結果に基づき設定しました。 基本施策に関する町民の実感を把握するため、基本施策に基づく30項目それぞれについて、「そう思う」から「そう思わない」までの5段階のうち、「そう思う」「ややそう思う」と評価した割合の合計値を指標項目としました。
	目標値	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策を推進することで、町民のまちづくりに対する評価が上昇することをめざします。 目標年次は平成32年度としています。
客観指標	現状値	<ul style="list-style-type: none"> 指標項目ごとに、現時点で把握できる最新データの数値を設定しました。
	目標値	<ul style="list-style-type: none"> 過去の推移、県内の動向、関連データなどから目標値を設定しました。 目標年次は平成32年度としています。

(7)まちづくりのスマイル指標一覧

実感指標

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
幸せ指標	粕屋町に暮らしていて幸せだと思う町民の割合	47.9%		<ul style="list-style-type: none"> ・町民の幸福度を高める取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、10段階評価の7～10点の合計から算出。
	粕屋町に愛着を感じている町民の割合	60.0%		<ul style="list-style-type: none"> ・町への愛着を高める取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、「強く感じている」「感じている」の合計から算出。
住みよさ指標	今後も粕屋町に住みたいと思う町民の割合	82.2%		<ul style="list-style-type: none"> ・町民の定住への意向を高める取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」の合計から算出。
	粕屋町は住みやすいと思う町民の割合	79.1%		<ul style="list-style-type: none"> ・町の住みやすさを高める取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、「とても住みやすい」「住みやすい」の合計から算出。
つながり指標	隣近所と付き合いのある町民の割合	65.6%		<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの活性化に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、「親密な付き合いがある」「どちらかといえば付き合いがある」の合計から算出。
活力指標	粕屋町は活力ある元気なまちだと思う町民の割合	67.1%		<ul style="list-style-type: none"> ・町の活力を高める取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、「そう思う」「ややそう思う」の合計から算出。
健やか指標	粕屋町は健康に暮らせるまちだと思う町民の割合	76.4%		<ul style="list-style-type: none"> ・町民への健康増進に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、「そう思う」「ややそう思う」の合計から算出。

客観指標

指標項目		現状値 (H25-26)	目標値 (H30-31)	指標設定の考え方
出生率	人口に対する出生数の割合	16.20‰	16.20‰	<ul style="list-style-type: none"> ・町の未来を担う子どもたちの増加に向けた取組の成果が、出生率の維持に反映されている状況を把握する。
社会増加率	転入、転出を要因とする人口増加の割合	0.25%	0.31%	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加に向けた取組の成果が、社会増加に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、下記の式より算出。 (10月～翌年9月の年間転入数－年間転出数) ÷ 9月末現在の人口 × 100



(8) 基本施策の指標一覧

基本目標 1 つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち

1 地域のつながりを大切にしまちづくり

(1) 誰もが参加・交流できる地域活動の支援

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	地域行事に参加している町民の割合	35.2%	▲	・地域活動支援の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	公民館主催の生涯学習活動への参加人数	30,370人/年 (H26年度)	34,000人/年	・交流機会や語り合いの場として公民館が利用されている状況を把握する。

(2) 人と地域が輝くまちづくり活動の推進

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	まちづくりに参加したいと思う町民の割合	28.9%	▲	・まちづくり活動推進の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	ボランティアセンター登録者数	698人 (H26年度)	750人	・ボランティア活動が、より多くの町民により行われている状況を把握する。 ・年間10人の増加をめざす。
	まちづくり活動団体支援数	7団体 (H26年度)	15団体	・まちづくり活動が、より多くの団体により行われている状況を把握する。 ・年間1団体の増加をめざす。(平成27年度助成金交付団体数は10団体)

2 地域でともに助け合う安全なまちづくり

(1) 災害に強い地域社会の実現

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	災害用備品を準備している町民の割合	18.1%	▲	・防災に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	自主防災組織設置率	45.8% (H26年度)	100%	・防災講座等の啓発活動が、町民の防災意識向上につながっている状況を把握する。 ・今後5年間で、24行政区すべてに自主防災組織を設立することをめざす。
	避難行動要支援者のうち、地域支援者が決定している人の割合	5.0% (H26年度)	100%	・災害時において、地域住民の相互協力による避難体制が確立している状況を把握する。 ・今後5年間で、避難行動要支援者すべてが避難の際に必要な支援を受けられることをめざす。

(2) 事故や犯罪が起こりにくい地域社会の実現

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	事故や犯罪が少なく安全な町だと思ふ町民の割合	40.2%		・交通安全・防犯に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	交通事故発生件数	494件/年 (H26年度)	0~450件/年	・交通事故を抑える取組の成果が、発生件数の低減に反映されている状況を把握する。
	犯罪発生件数	871件/年 (H26年度)	0~700件/年	・犯罪を抑える取組の成果が、発生件数の低減に反映されている状況を把握する。

3 未来を担う子どもたちを育むまちづくり

(1) 子どもたちの生きる力を育む教育の推進

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	教育環境が整っていると思ふ町民の割合	30.0%		・教育環境の充実にに向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	全国学力・学習状況調査における国の平均正答率以上の教科の割合	75.0% (H26年度)	87.5%	・確かな学力を育む取組の成果が、全国的な調査結果に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、毎年4月に文部科学省が実施する小学校6年生及び中学校3年生の全児童生徒を対象に行う学力調査の結果から算出。 ・小学校は国語・算数、中学校は国語・数学の教科で、それぞれ基本・応用の計8項目。
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における国の平均値以上の種目の割合	50.0% (H26年度)	75.0%	・健やかな身体の育成を図る取組の成果が、全国的な調査結果に反映されている状況を把握する。 ・現状値は、毎年4~7月に文部科学省が実施する小学校5年生及び中学校2年生の全児童生徒を対象に行う実技調査の結果から算出。 ・反復横跳びや50m走など8種目の男女別・小・中学校別で計32項目。

(2) 地域ぐるみで育む子どもたちの健全な育成

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	青少年の育成について学校・家庭・地域の連携が十分だと思ふ町民の割合	23.2%		・地域ぐるみによる青少年育成支援の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	家庭教育学級*参加者数	3,945人/年 (H26年度)	4,300人/年	・家庭教育学級への参加を通して家庭教育に取り組んでいる状況を把握する。
	成人式参加率	73.1% (H26年度)	75.0%	・成人したことへの自覚を持つことに加え、新たに地域を担う一員として町への愛着度を把握する。

*家庭教育学級…家庭学習に関する学習機会の充実を図るため、町内の幼稚園・小中学校で親同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動を行っていく場



4 身近な学びと交流があるまちづくり

(1) ライフステージに応じた学びと交流の推進

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	身近に学びの機会があると思う町民の割合	29.3%	↑	・各種拠点を活用した生涯学習環境づくりの成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	粕屋町立図書館の来館者数	205,251人/年 (H26年度)	250,000人/年	・生涯学習の拠点として、図書館が利用されている状況を把握する。
	粕屋町立生涯学習センターの利用者数	229,720人/年 (H26年度)	250,000人/年	・生涯学習の拠点として、生涯学習センターが利用されている状況を把握する。
	粕屋町総合体育館の利用者数	240,294人/年 (H26年度)	250,000人/年	・体力づくり・健康づくりの拠点として、総合体育館が利用されている状況を把握する。

(2) 郷土を愛し、地域の歴史と文化を継承する社会の実現

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	郷土の歴史に興味を持っている町民の割合	35.2%	↑	・歴史・文化の継承活動の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	歴史資料館の来館者数	9,759人/年 (H26年度)	11,000人/年	・町民が郷土の歴史に興味を持ち、歴史資料館を活用している状況を把握する。




アジア太平洋子ども会議


基本目標 2 都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち

1 自然と調和した便利で快適なまちづくり

(1) 自然と調和した都市空間の創造


指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	自然と調和したまちづくりが行われていると思う町民の割合	46.3%		・自然と調和したまちづくりの成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	地区計画の策定地区件数	4件 (H26年度)	8件	・良好な生活空間を創出するための取組が、計画的なまちづくりに反映されている状況を把握する。 ・現状値は、地区計画の建築条例化件数から算出。

(2) 緑と水辺に囲まれた潤いある暮らしの創造

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	憩いや交流のために公園が活用されていると思う町民の割合	53.5%		・憩いや交流に向けた公園づくりの成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	公園等の面積	26.9ha (H26年度)	27.3ha	・公園等の面積により、潤いある暮らしを創造するための環境が整備されている状況を把握する。

2 安心で快適な生活基盤を備えたまちづくり

(1) 安全で快適な道路ネットワークの充実

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	道路が円滑に通行できると思う町民の割合	28.6%		・安全で快適な道路環境づくりの成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	防護柵の設置延長	41,219m (H26年度)	44,000m	・安全に歩行者が通行できる環境の整備状況を把握する。 ・既存道路に年間 500m の防護柵の設置をめざす。
	都市計画道路の整備延長	14.0km (H26年度)	15.9km	・都市間幹線道路の整備状況を把握する。



(2)安全で快適な生活を支える交通環境の創造

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	公共交通を利用しやすいと思う町民の割合	53.3%		<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な道路ネットワーク整備の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	鉄道の利用者数	20,500人/日 (H26年度)	23,000人/日	<ul style="list-style-type: none"> 生活を支える交通環境として、公共交通の利用状況を把握する。 現状値は、1日あたり町内6駅の鉄道利用者数の年間平均から算出。

(3)安全で安心な水源の確保と水環境の基盤強化

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	いつでも安心して水を利用できると思う町民の割合	56.1%		<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な水道経営の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	有収率	93.7% (H26年度)	95.0%	<ul style="list-style-type: none"> 水道経営の基礎となる水道水の効率的な運用ができていない状況を把握する。 現状値は、下記の式より算出。 年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100

3 自然にやさしく住みよい環境のまちづくり

(1)次世代に継承する自然環境の保全


指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	自然を大切にすることを心がけている町民の割合	79.5%		<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全や生活環境向上に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	環境美化活動の参加者数	10,837人/年 (H26年度)	11,500人/年	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化活動を通して町民の生活環境向上への意識を把握する。

(2)環境負荷の少ない循環型社会の創造

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	リサイクルを心がけている町民の割合	69.9%		<ul style="list-style-type: none"> 3R活動等の促進に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	一日一人あたりのごみ排出量	726g/日 (H26年度)	700g/日	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化が進んでいる状況を把握する。

4 地域個性を活かした活力ある産業のまちづくり

(1)いのちを守り育む食と農の創造

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	できるだけ地元で採れた食材を利用している町民の割合	37.3%		・農業や「食」への理解、農業の活性化に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	農産物直販施設の売上高	145,806千円/年 (H26年度)	150,000千円/年	・農産物直販施設の売上高が増加することにより地産地消の推進状況を把握する。
	学校給食における地場農産物の使用量	3,040kg/年 (H26年度)	6,000kg/年	・学校給食における使用量により地産地消の推進状況を把握する。

(2)地域に活力をもたらす商工業の振興

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	地域の商工業が活性化していると思う町民の割合	16.7%		・地域活性化に向けた商工業振興への取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	創業塾・創業セミナー※の参加者数	— (H26年度)	25人/年	・創業・起業希望者のための創業塾等を通じた創業の支援状況を把握する。

※創業塾・創業セミナー…新宮町、篠栗町、久山町、粕屋町の4町で行う産業競争力強化法に基づく創業支援事業



消費者交流会 (いも掘り体験)



基本目標 3 誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち

1 誰もが健康で暮らせるまちづくり

(1) 健やかでいきいき暮らす健康づくりの推進

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	運動や食事など自分の健康に気をつけている町民の割合	64.8%		・ 予防を重視した自主的な健康づくりの推進に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	胃がん検診の受診率	20.7% (H26年度)	35.0%	・ 胃がんの罹患率が他のがんより高いことから、その受診率を上げることにより、健康づくりの推進状況を把握する。 ・ 粕屋町健康増進事業計画(健康かすや21)に基づき目標値を設定。

2 子育て世代が明るく暮らせるまちづくり

(1) 安心して子育てできる環境づくりの推進

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	子育て環境が整っていると思う町民の割合	34.5%		・ 各種子育て支援の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	ファミリー・サポート事業の全会員数に対するまかせて会員数の割合	30.7% (H26年度)	33.2%	・ 住民同士における子育て支援の人的な受け皿が広がっている状況を把握する。 ・ 現状値は、下記の式より算出。 (まかせて会員数+どっちも会員数) ÷ 総会員数 [*] × 100
	地域の公民館等における親子サロンの開設数	10か所 (H26年度)	15か所	・ 地域における子育て支援の拠点活用状況を把握する。 ・ 年に1か所の新設をめざす。

※総会員数 = まかせて会員数 + おねがい会員数 + どっちも会員数 (各会員の重複はありません。)


(2) 子どもの健やかな成長を支える支援の充実

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	妊娠・出産期における支援が充実していると思う町民の割合	19.5%		・ 妊娠期からの切れ目ない支援の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	2歳児歯科健診 [*] 受診率	93.3% (H26年度)	100%	・ 町独自の健診であり、他の乳幼児健診より若干受診率が低いため、子どもの健やかな成長の支援状況を把握する。 ・ 現状値は、下記の式より算出。 受診者数 ÷ 対象者数 × 100 ・ 粕屋町子ども・子育て支援計画に基づき目標値を設定。


※2歳児歯科健診…1歳6か月児から3歳児健診の間に実施される歯科診察と保健相談を中心とする町独自の事業

3 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

(1) 元気高齢者の活躍を促す環境づくりの推進

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	元気な高齢者が活躍する場があると思う町民の割合	25.7%		・元気高齢者の活躍を促す取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	ゆうゆうサロン参加高齢者数	16,087人/年 (H26年度)	19,400人/年	・元気高齢者が増加している状況を把握する。 ・年間で各地区1名の参加者増加をめざし、年間予定延べ人数を勘案して目標値を設定。
	ゆうゆうサロンボランティア登録者数	237人/年 (H26年度)	260人/年	・元気高齢者はゆうゆうサロンボランティアとして活躍できるため、支える側の増加数を把握する。 ・年間でボランティア5名増加をめざす。

(2) 住み慣れた地域での生活を支える支援の充実

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	高齢者に対する支援が充実していると思う町民の割合	18.5%		・高齢者支援の取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	介護予防サポーター [※] 数	23人 (H26年度)	150人	・住み慣れた地域での生活を支える住民ボランティアである介護予防サポーター数を把握する。 ・現状値は、下記の式より算出。 生活支援サポーター登録者 + 運動支援サポーター登録者
	介護認定率	14.6% (H26年度)	15.1%	・介護予防事業の充実により、高齢化が進む中で介護認定を受けずに過ごす高齢者を増やす取組の推進状況を把握する。 ・現状値は、下記の式より算出。 第1号介護認定者数 ÷ 第1号被保険者数 × 100 ・第6期介護保険事業計画に基づき目標値を設定。

※介護予防サポーター…地域でボランティアとして活躍する生活支援サポーターと運動支援サポーター



人権の花運動



4 障がい者がともに暮らせるまちづくり

(1) 生きがいを感じ社会参加を促す環境づくりの推進

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感 指標	障がい者が地域や社会の中でともに暮らしていると思う町民の割合	14.9%		・障がい者の社会参加に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観 指標	地域活動支援センターの利用者数	4,508人/年 (H26年度)	5,100人/年	・障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営み、創作的・生産的活動をしている状況を把握する。

(2) 地域で安心して暮らせる環境づくりの推進

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感 指標	障がい者に対する支援が充実していると思う町民の割合	11.1%		・各種障がい者支援の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観 指標	障がい者（児）のサービス利用者数	4,570人/年 (H26年度)	8,000人/年	・障がい者（児）一人ひとりの障害の状態に応じたサービスが利用されている状況を把握する。

5 誰もが心豊かに暮らせるまちづくり

(1) 人権と平和を尊重し合う地域社会の確立

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感 指標	一人ひとりの人権が尊重されていると思う町民の割合	20.8%		・人権意識向上に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観 指標	各種審議会の女性の参加率	26.8% (H27年度)	40.0%	・政策決定や各行政分野の方針決定の場における女性の参加率を把握する。 ・粕屋町男女共同参画計画での成果指標（平成36年度の目標を50%に設定）を勘案して設定。

(2) ともに支え合う地域福祉の推進と社会保障制度の運営

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感 指標	困ったときの福祉相談窓口を知っている町民の割合	31.1%		・複雑多様な課題に対応する総合的支援に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観 指標	国民健康保険税収納率（現年度分）	89.93% (H26年度)	92.00%	・国民健康保険制度が継続的・安定的に運営することができる状況を把握する。

基本目標 4 健全で持続可能な行政経営をめざすまち

1 町民のための行政経営のまちづくり

(1) まちの魅力を高める情報発信の推進

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	広報やホームページ等、町からの情報発信が充実していると思う町民の割合	54.1%		・町からの情報発信の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	ホームページユーザー数*	24,576人/月 (H26年度)	50,000人/月	・ホームページを通して町の情報に関心がある人が増加する状況を把握する。 ・現状値は、下記の式により算出。 年間ユーザー数 ÷ 12ヶ月

*ホームページユーザー数…選択した期間内に町ホームページに1回以上セッションが発生したユーザー数

(2) 簡素で合理的な行政運営の強化

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	町民のニーズに応えた行政運営が行われていると思う町民の割合	19.2%		・町民ニーズに応じた行政運営の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	第5次粕屋町総合計画前期基本計画における指標の進捗割合	— (H27年度)	100%	・総合計画に掲げたまちづくりに向けた行政運営の進捗状況を把握する。 ・目標値は、下記の式により算出。 現状値から進捗(改善)した客観指標の数 ÷ 指標全体の数 × 100 ・基本施策の客観指標すべての目標値を達成することをめざす。

2 健全な財政運営のまちづくり

(1) 持続可能な財政基盤の強化

指標項目		現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	税金が有効に使われていると思う町民の割合	13.6%		・財政健全化に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	経常収支比率	87.9% (H26年度決算)	87.0% (H31年度決算)	・財政状況の硬直化が抑えられている状況を把握する。
	実質公債費比率	13.7% (H26年度決算)	11.0% (H31年度決算)	・財政の健全化判断の重要な指標のひとつであるため、財政の健全化を把握する。



3 広域的な視点に立ったまちづくり

(1) 連携して取り組む広域行政の推進

	指標項目	現状値	目標値	指標設定の考え方
実感指標	他自治体と連携や協力が行われていると思う町民の割合	14.6%		・広域連携に向けた取組の成果が町民の実感に反映されている状況を把握する。
客観指標	広域で行っている事業数	16件 (H26年度)	20件	・広域行政の推進状況を把握する。



粕屋町ホームページ



粕屋町商工会との共催による花火大会

町民意識調査等の概要

(1) 調査の目的

第5次総合計画の策定にあたり、町民の意識や施策ニーズ、中学生の町への誇りや将来イメージ、近隣市町住民の粕屋町への認知度等を把握し、よりよいまちづくりの推進に向けた参考資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

※ 町民意識調査(平成26年度)※

調査地域：粕屋町全域

調査対象者：粕屋町在住の20歳以上の町民3,000人を無作為抽出

調査期間：平成26年8月下旬～9月中旬

調査方法：郵送による配布・回収

配布数(A)	回収数	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
3,000	1,246	1,241	41.4%

※町民意識調査は、平成27年度も実施しています。その調査概要は、資料編「基本計画の指標」に掲載しています。

※ 中学生アンケート

調査対象者：粕屋中学校及び粕屋東中学校の3年生379人

調査期間：平成26年9月上旬～中旬

調査方法：学校での配布・回収

配布数(A)	回収数	有効回収数(B)	有効回収率(B/A)
379	379	376	99.2%

※ インターネット調査

調査地域：糟屋郡、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福岡市

調査期間：平成26年9月上旬～中旬

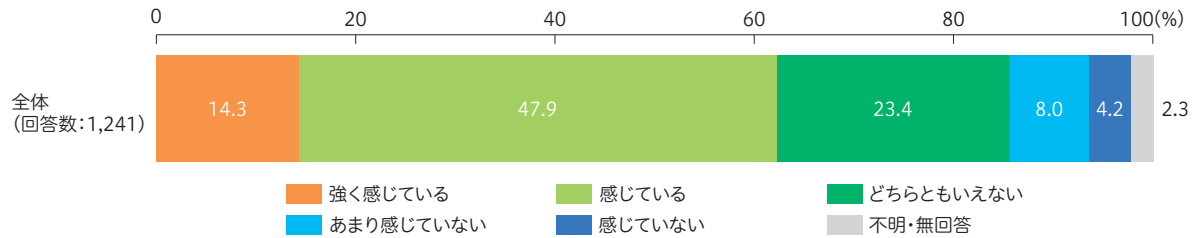
調査方法：インターネットによるアンケート

有効回収数：1,034件



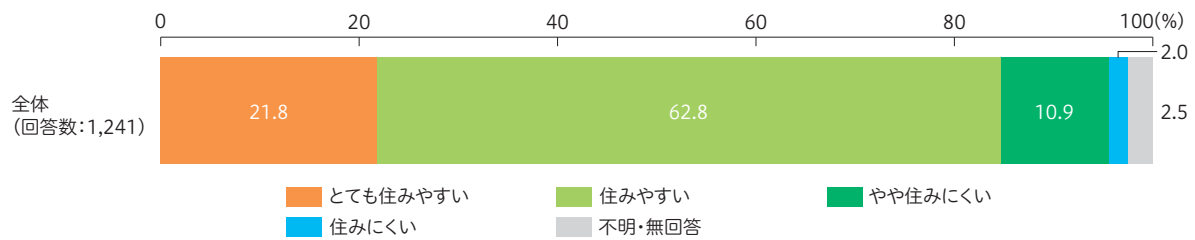
(3) 主な調査結果

町民(H26) 粕屋町に、どのくらい愛着を感じますか。(単数回答)



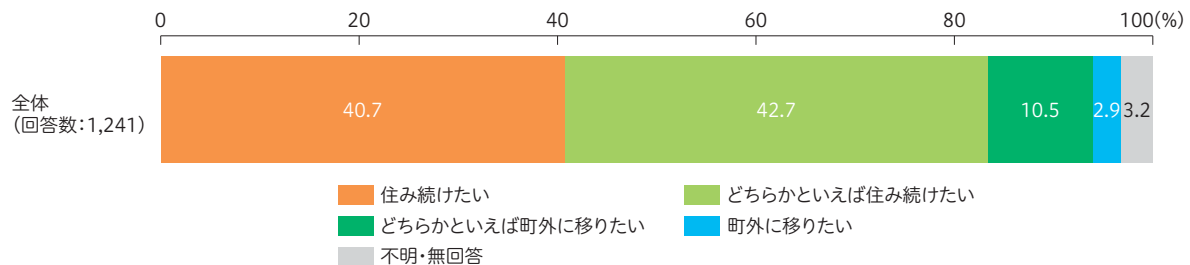
粕屋町への愛着についてみると、「強く感じている」と「感じている」をあわせた割合が62.2%、「感じていない」と「あまり感じていない」をあわせた割合が12.2%となっており、粕屋町に愛着を持っている人が多いことがうかがえます。

町民(H26) 粕屋町は、住みやすいと思いますか。(単数回答)



粕屋町が住みやすいと思うかについてみると、「とても住みやすい」と「住みやすい」をあわせた割合が84.6%、「住みにくい」と「やや住みにくい」をあわせた割合が12.9%となっており、粕屋町が住みやすいと思っている人が多いことがうかがえます。

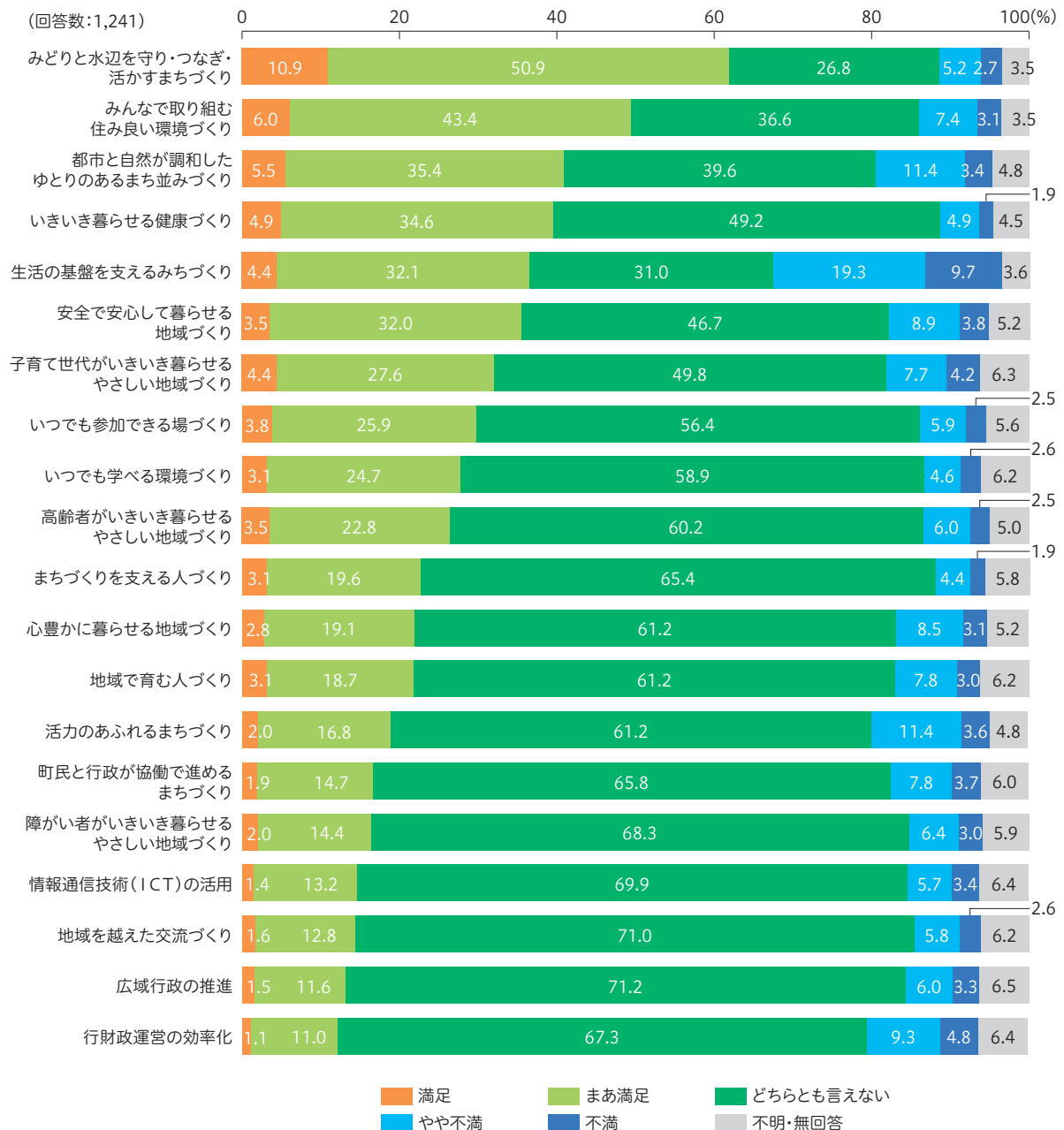
町民(H26) 今後も粕屋町に住みたいと思いますか。(単数回答)



今後も粕屋町に住み続けたいと思うかについてみると、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」をあわせた割合が83.4%、「町外に移りたい」と「どちらかといえば町外に移りたい」をあわせた割合が13.4%と、今後も粕屋町に住み続けたいと考えている人が多くなっています。

町民(H26) 粕屋町では、以下の施策について取り組んでいます。あなたのお考えに近いものを選んでください。(単数回答)

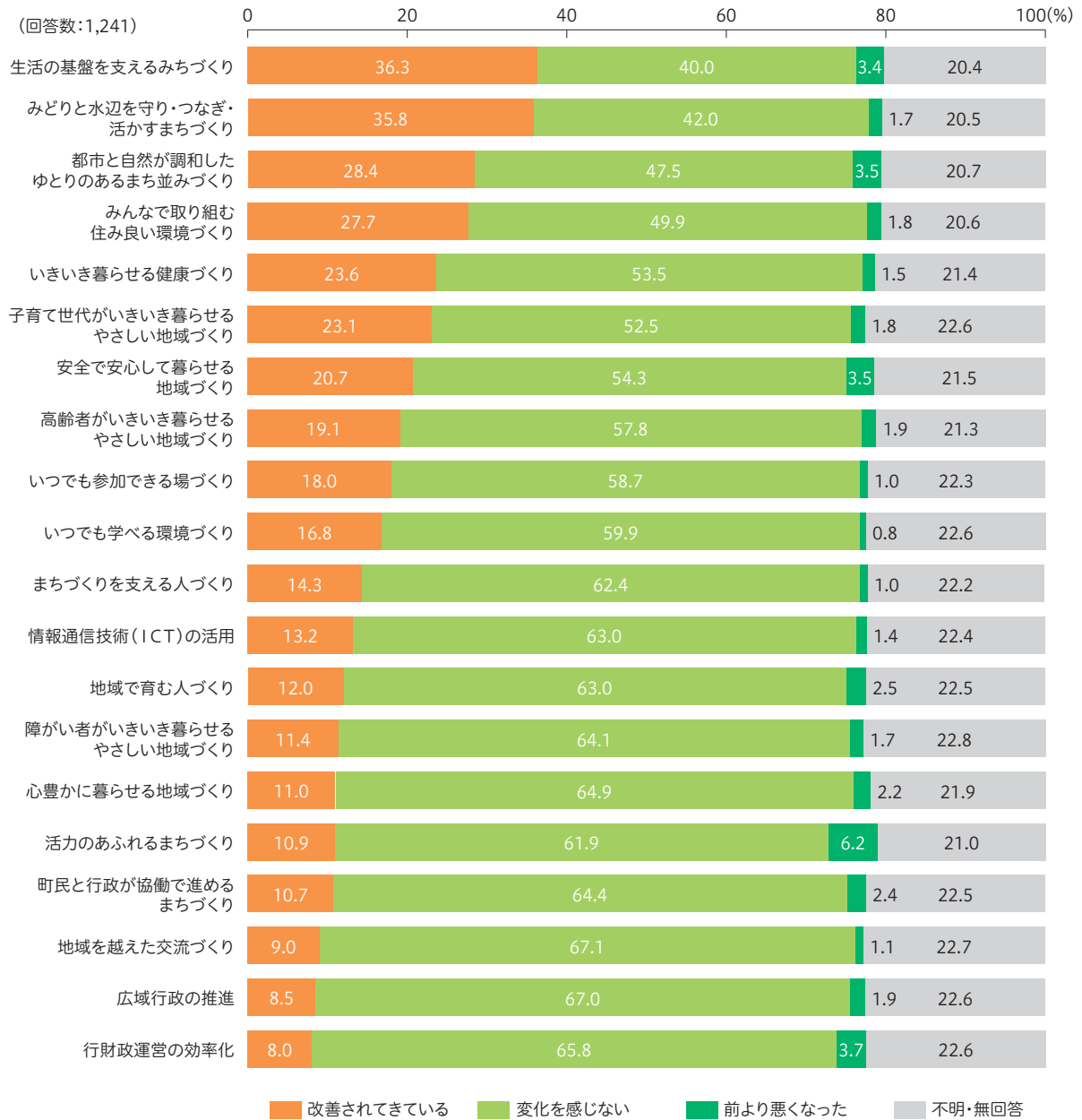
●満足度：現在満足をしているか



粕屋町の施策に対する満足度についてみると、「満足」と「まあ満足」をあわせた割合が[みどりと水辺を守り・つなぎ・活かすまちづくり]で61.8%と最も高く、次いで、[みんなで取り組む住み良い環境づくり]で49.4%、[都市と自然が調和したゆとりのあるまち並みづくり]が40.9%となっています。一方、「不満」と「やや不満」をあわせた割合が[生活の基盤を支えるみちづくり]で29.0%と他の項目と比較して高くなっています。

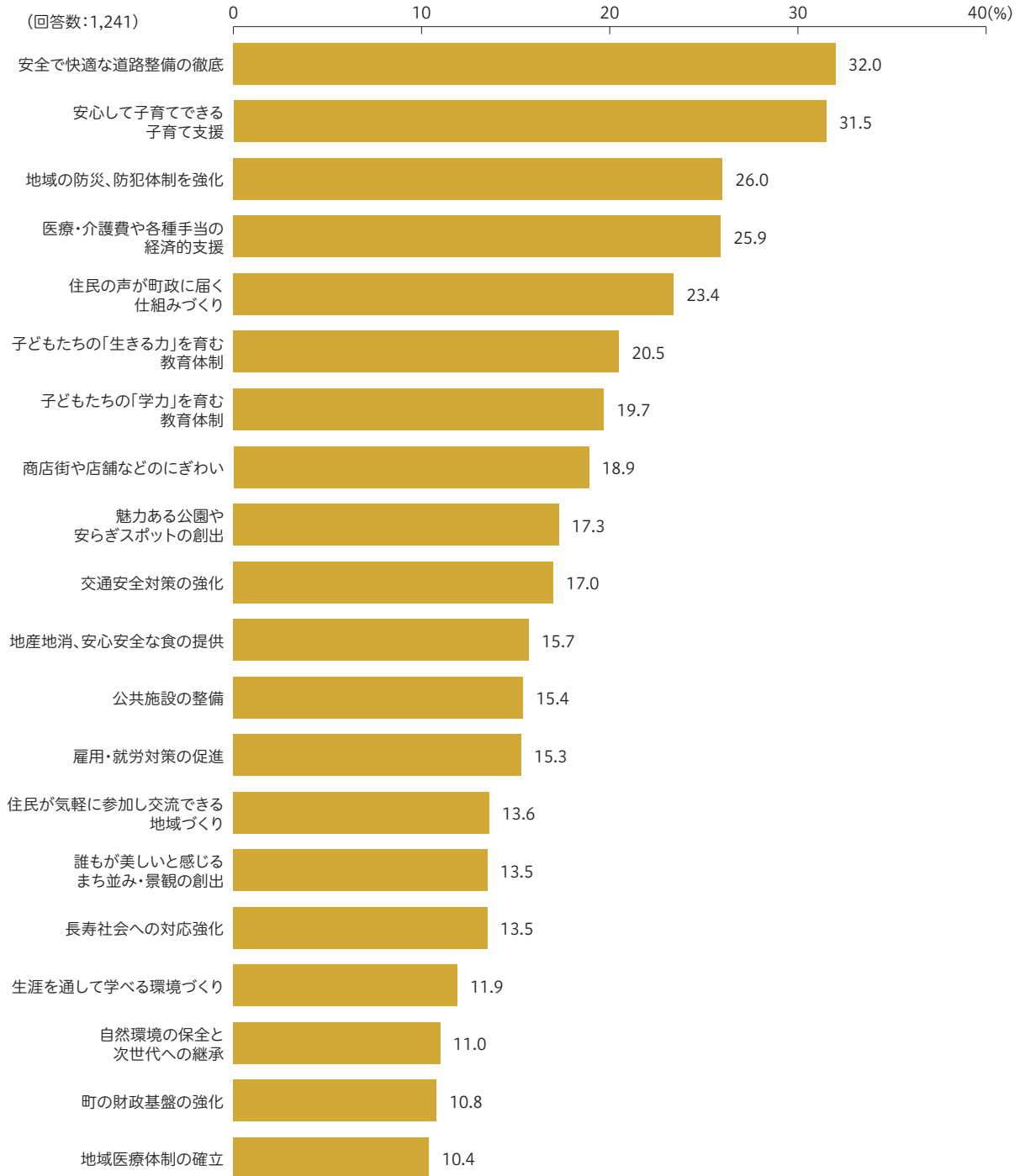


●改善度：5年前と比べて改善されているか



粕屋町の施策に対する改善度についてみると、「改善されてきている」の割合が[生活の基盤を支えるまちづくり]で36.3%と最も高く、次いで、[みどりと水辺を守り・つなぎ・活かすまちづくり]で35.8%、[都市と自然が調和したゆとりのあるまち並みづくり]で28.4%となっています。一方、「前より悪くなった」の割合が[活力のあふれるまちづくり]で6.2%と他の項目と比較してわずかに高くなっています。

町民(H26) 今後のまちづくりを進めていくうえで、次に掲げる項目のうち、重点的に取り組む必要があると思うものを選んでください。(複数回答)

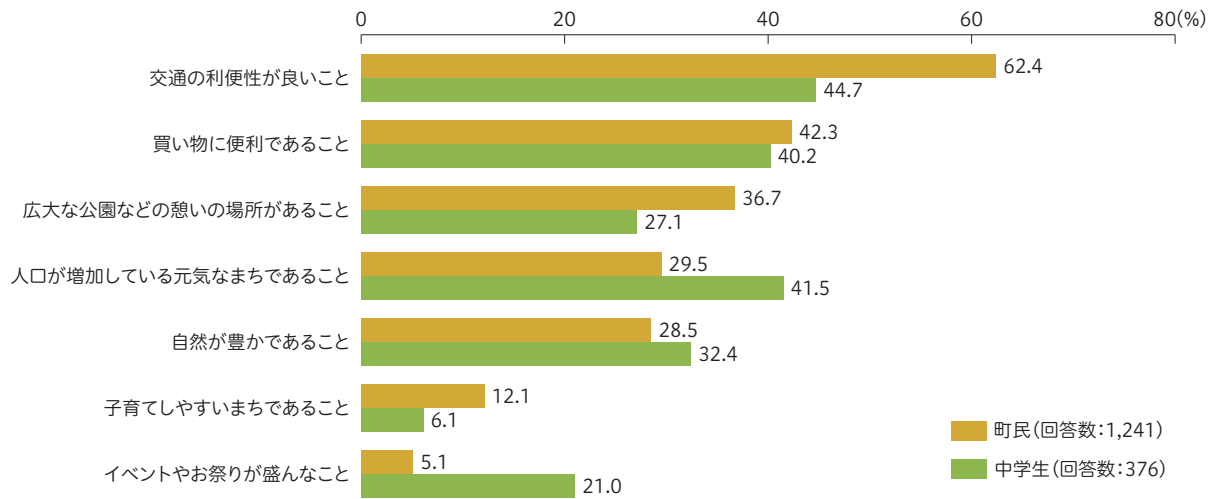


※10%以上の項目のみ掲載しています。

今後のまちづくりを進めていくうえで、重点的に取り組む必要があるものについてみると、「安全で快適な道路整備の徹底」が 32.0%と最も高く、次いで、「安心して子育てできる子育て支援」が 31.5%、「地域の防災、防犯体制を強化」が 26.0%となっています。



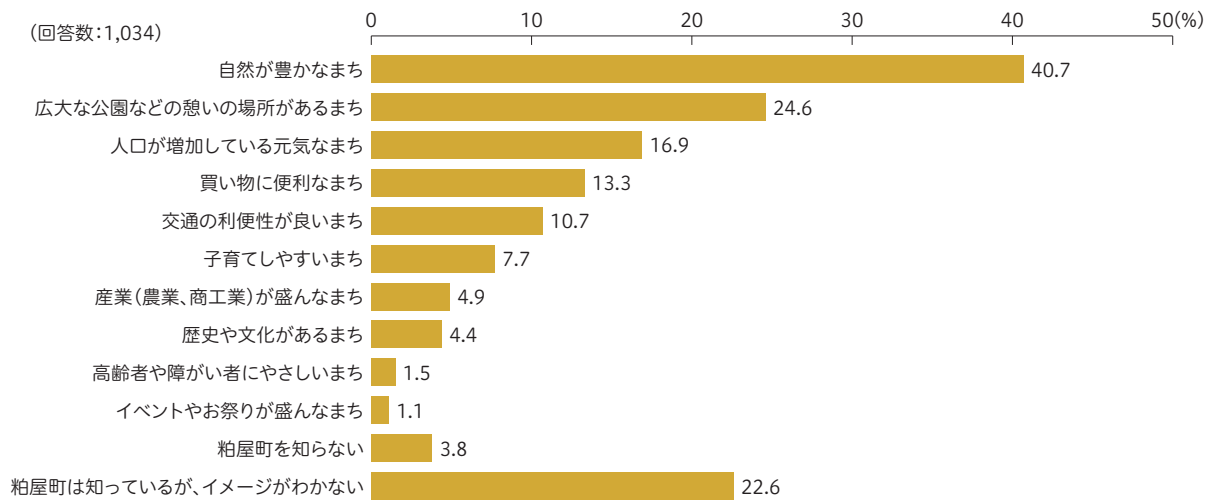
町民(H26) **中学生** あなたが思う、粕屋町の誇りはどのようなことですか。(複数回答)



※どちらかが10%以上の項目のみ掲載しています。

粕屋町の誇りについてみると、「交通の利便性が良いこと」が62.4%と最も高く、次いで、「買い物に便利であること」が42.3%、「広大な公園などの憩いの場所があること」が36.7%となっています。中学生では、「交通の利便性が良いこと」が44.7%と最も高く、次いで、「人口が増加している元気なまちであること」が41.5%、「買い物に便利であること」が40.2%となっています。

インターネット あなたは「粕屋町」について、どのようなイメージをお持ちですか。(複数回答)



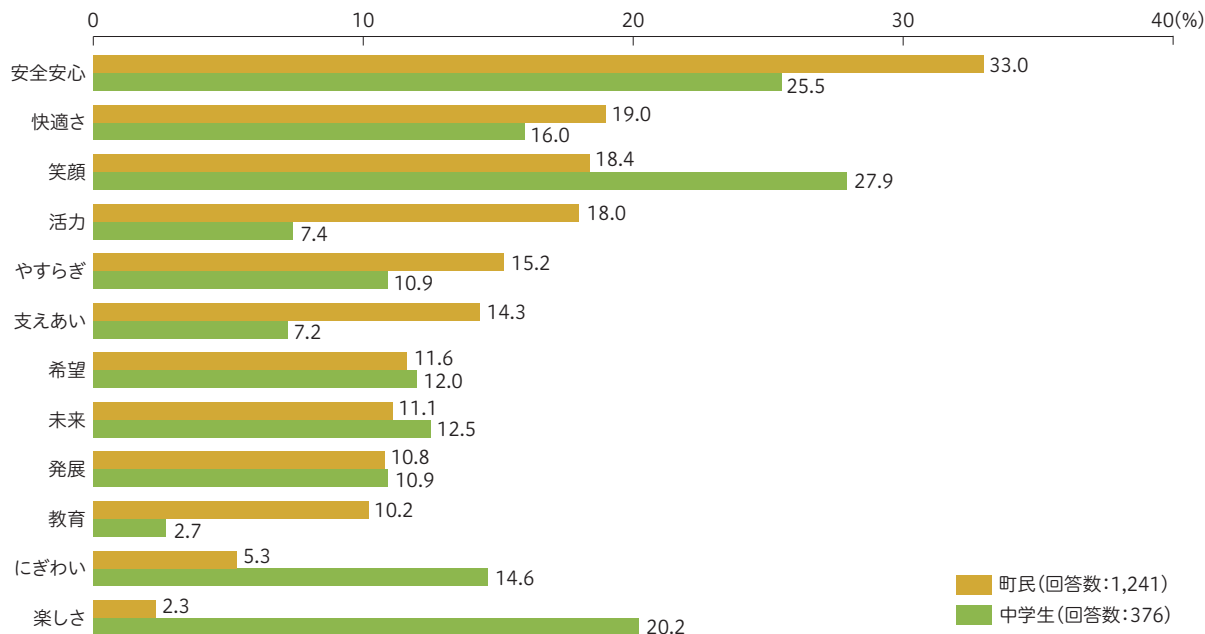
※1%以上の項目のみ掲載しています。

粕屋町のイメージについてみると、「自然が豊かなまち」が40.7%と最も高く、次いで、「広大な公園などの憩いの場所があるまち」が24.6%、「粕屋町は知っているが、イメージがわからない」が22.6%となっています。

町民(H26)

中学生

今後、粕屋町がめざすべき将来像として、どのような「言葉(キーワード)」がふさわしいと思いますか。(複数回答)

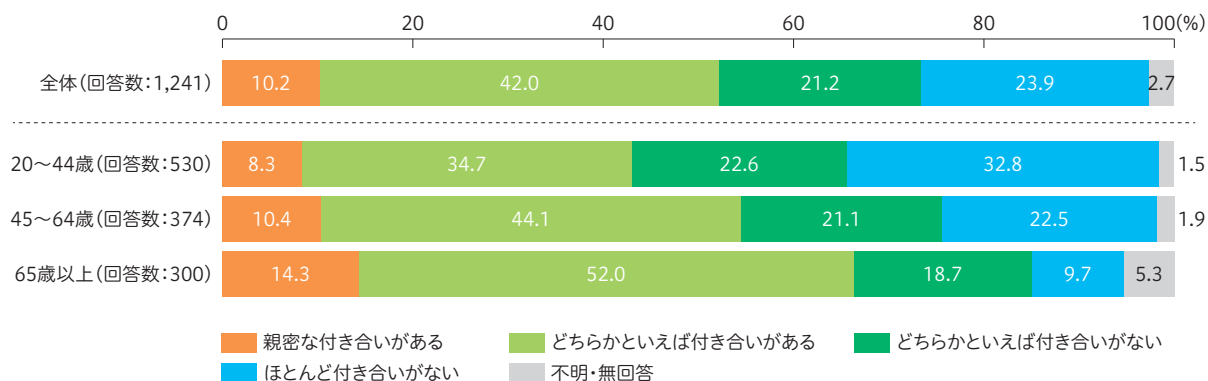


※どちらかが10%以上の項目のみ掲載しています。

今後、粕屋町がめざすべき将来像についてみると、町民では「安全安心」が33.0%と最も高く、次いで、「快適さ」が19.0%、「笑顔」が18.4%となっています。中学生では、「笑顔」が27.9%と最も高く、次いで、「安全安心」が25.5%、「楽しさ」が20.2%となっています。

町民(H26)

隣近所とはどの程度のお付き合いをされていますか。(単数回答)

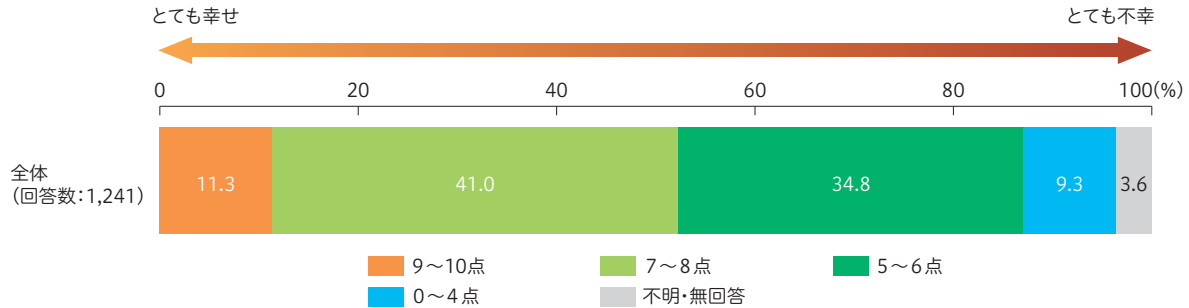


隣近所との付き合いの程度についてみると、「どちらかといえば付き合いがある」が42.0%と最も高く、次いで、「ほとんど付き合いがない」が23.9%、「どちらかといえば付き合いがない」が21.2%となっています。

年齢別でみると、年齢が上がるほど「親密な付き合いがある」「どちらかといえば付き合いがある」の割合が高くなる傾向がみられます。

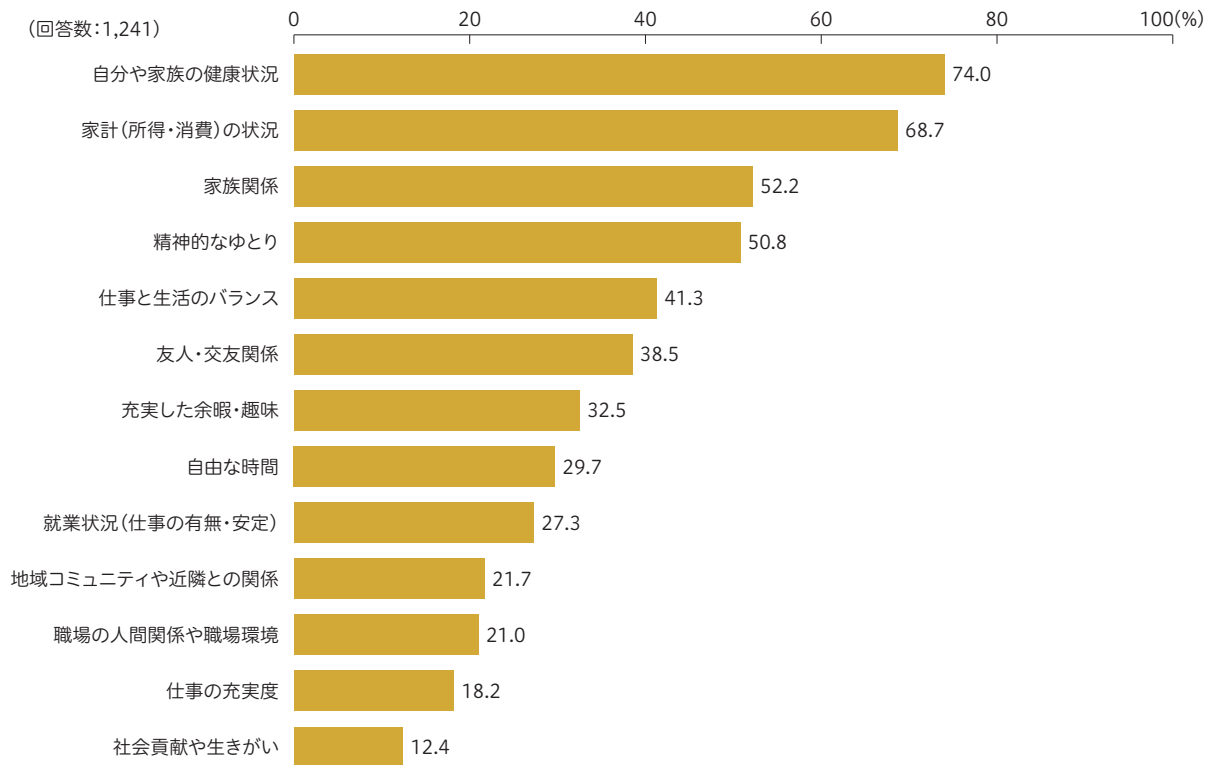


町民(H26) 現在、あなたは粕屋町で暮らしてどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として、何点くらいになると思いますか。(単数回答)



粕屋町で暮らしてどの程度幸せかについてみると、「7～8点」が41.0%と最も高く、次いで、「5～6点」が34.8%、「9～10点」が11.3%となっており、全体的にやや幸せと感じている人が多い状況となっています。

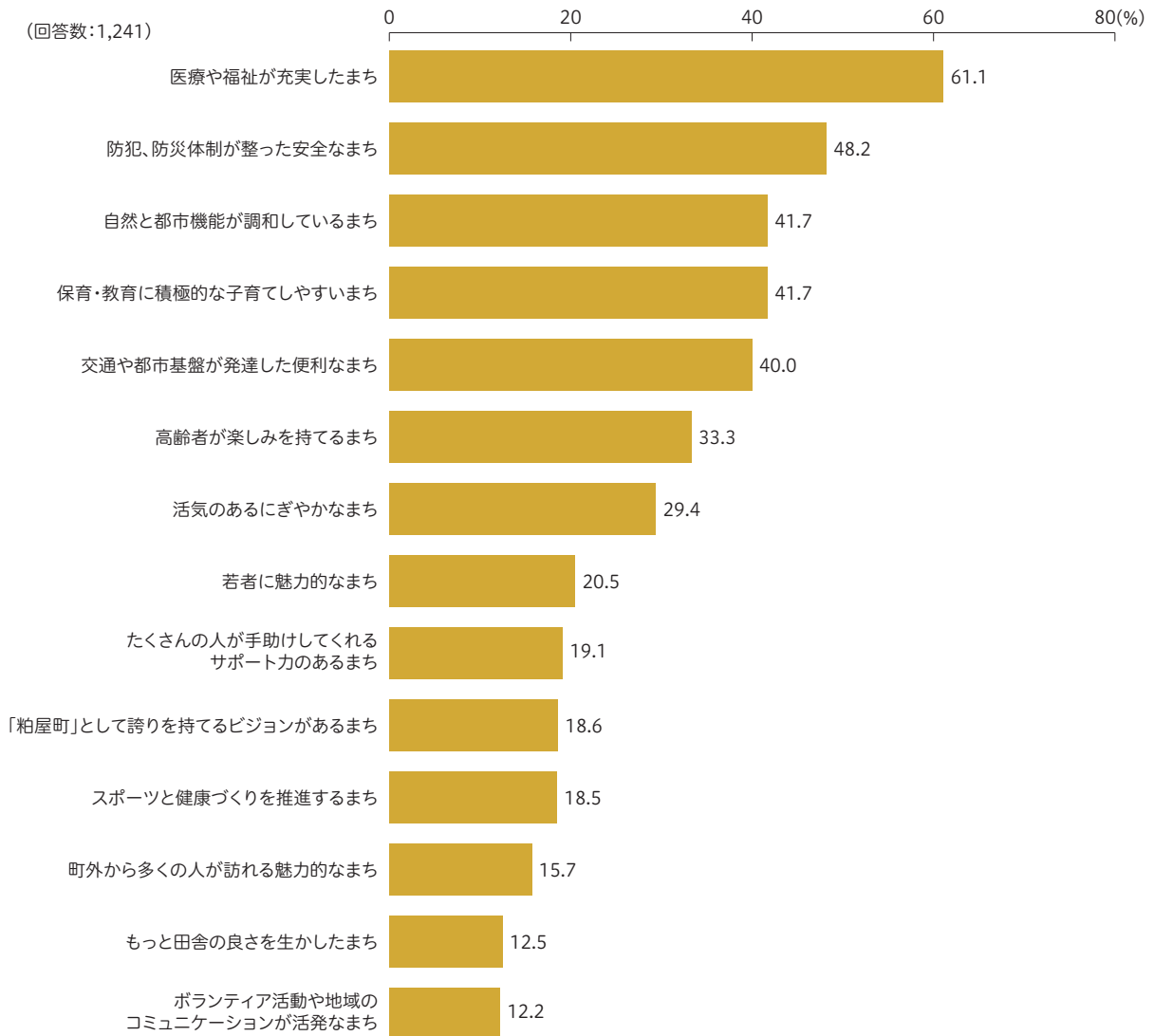
町民(H26) あなたが幸せであるために重要だと思うことは何ですか。(複数回答)



※10%以上の項目のみ掲載しています。

幸せであるために重要だと思うことについてみると、「自分や家族の健康状況」が74.0%と最も高く、次いで、「家計(所得・消費)の状況」が68.7%、「家族関係」が52.2%となっています。

町民(H26) 粕屋町がどのようなまちであればあなたの幸福度を上げることができますか。(複数回答)



※10%以上の項目のみ掲載しています。

粕屋町がどのようなまちであればあなたの幸福度を上げることができるかについてみると、「医療や福祉が充実したまち」が61.1%と最も高く、次いで、「防犯、防災体制が整った安全なまち」が48.2%、「自然と都市機能が調和しているまち」、「保育・教育に積極的な子育てしやすいまち」が41.7%となっています。



かすや未来カフェ

❖ 目的

第5次総合計画を策定するにあたり、町の未来や今後のまちづくりについて、町内外を問わず幅広く意見交換を行うとともに、町民の新しい出会いと交流を促進する場として、「かすや未来カフェ」を実施しました。

❖ 開催時期・開催場所・参加者

	日程・時間	開催場所	参加者数
第1回 【暮らしのこと、安心のこと】	平成26年9月3日(水) 14:00~16:30	サンレイクかすや ラウンジ	35名
第2回 【人・地域・文化を愛する人】	平成26年9月23日(火) 14:00~16:30	和カフェ×骨董雑貨 ぼたり	24名
第3回 【ふれあいと交流について】	平成26年10月4日(土) 16:00~18:30	駅前カフェ 3ca8	34名
第4回 【まちづくりと自然の調和】	平成26年10月20日(月) 15:00~17:30	西部ガスエネルギー4階	43名
第5次 総合計画策定シンポジウム	平成26年12月6日(土) 13:00~17:00	サンレイクかすや 多目的ホール	102名
まちづくりフォーラム	平成27年9月27日(日) 13:00~16:30	サンレイクかすや 多目的ホール	80名

❖ 内容

平成26年度に開催した「かすや未来カフェ」では、設定されたテーマで参加者同士の語り合いを行いました。各回では、前半に「ワールド・カフェ方式ワークショップ」、後半に「未来新聞ワークショップ」を行い、参加者全員でまちの将来像を共有しました。

「第5次総合計画策定シンポジウム」では、ゲストによる「トークライブ」と参加者全員による「ワールド・カフェ方式ワークショップ」を行いました。

平成27年度に開催した「まちづくりフォーラム」では、自由会議(OST)という対話型ワークショップにより、語り合いたいテーマを参加者が持ち寄り、好きなテーマに分かれて、テーマ毎に参加者同士で話し合いを行いました。

平成26年度 かすや未来カフェ

前半は、町民の感覚を重視し、町民の言葉で「粕屋町の将来像」を表現できるよう、ワールド・カフェ方式でワークショップを行いました。

ワールド・カフェ方式とは、たびたびの席替えによって多様な視点を得ながら語り合うことで、建設的な未来思考を行うことのできる対話手法で、多くのまちづくりにおいて活用されている進行プログラムです。

自らの暮らしを振り返ることから、自然と将来に目を向けていく進行により、町民の等身大の将来像を語り合うことができました。



後半は、前半の語り合いから得られた町民の声から、将来本町において実現したい内容を「未来新聞」として作成するワークショップを行いました。

グループで未来新聞を作成した後は、参加者全員で完成した未来新聞のギャラリーウォークを行い、町の未来をつくるヒントやアイデアを共有しました。





平成26年度 第5次総合計画策定シンポジウム

前半は、子育てや住民主体の地域づくり等の観点から、ゲストの豊富な経験や多角的な視点を交えたトークライブが繰り広げられました。後半は、トークライブを踏まえ、ゲストと住民が同じテーブルを囲み、これからのまちづくりを語り合うワールド・カフェ方式ワークショップを行いました。



平成27年度 まちづくりフォーラム

自由会議（OST）とは、語り合いたいテーマを参加者が持ち寄り、小グループで、楽しく語り合う手法です。本町のまちづくりについての情報交換を前提に、最も話し合いたいテーマを参加者から募集し、17のテーマがあげられました。参加者は好きなテーマに分かれて話し合いを行い、最後にそれぞれのテーマでどんな話がされたかについて、全体で共有しました。



総合計画ワークショップ

目的

総合計画ワークショップは以下の目的で行いました。

1. 基本計画につながる各施策における協働の取組を検討する
2. 地方創生の観点から「選ばれるまち」であるために、粕屋町のブランド(独自性・魅力)を検討する
3. 参加者自身の関係づくり(協働のきっかけ)とする



参加者

参加者は、公募町民をはじめ、町内のさまざまな活動団体、町職員で構成する37名で、第5次総合計画の基本目標に基づき「地域づくり・教育部会」「インフラ産業・環境部会」「健康・福祉・子育て部会」の3部会を設置しました。

区分	参加者	人数
本町のまちづくりに関心のある20歳以上の在住、在勤または在学している者	公募町民	7名
町政に関係する団体等から推薦を受けた者	町内の公共的団体や各行政分野の個別計画策定の委員等	7名
町職員	総合計画策定作業部会のプロジェクトメンバー	23名

開催時期・開催場所

上記の参加者により、計4回のワークショップを行いました。

	日程・時間	開催場所
第1回	平成27年4月26日(日) 14:00～16:00	サンレイクかすや(多目的ホール)
第2回	平成27年5月31日(日) 14:00～16:00	健康センター(多目的室)
第3回	平成27年6月27日(土) 14:00～16:00	健康センター(多目的室)
第4回	平成27年7月25日(土) 14:00～16:00	サンレイクかすや(多目的ホール)



❖ 内容

ワークショップでは、町の魅力・強みを活かして課題を解決するための柔軟で魅力的なアイデアが数多く話し合われました。中でも特に重要なアイデアを掘り下げて話し合い、各部会から3つずつのプロジェクトアイデアが提案されました。

第1回 ワークショップ

参加者それぞれの協働のアイデアを自由に出し合いながら、参加者同士の関係性を深めました。



第2回 ワークショップ

本町ならではの魅力や強みを出し合いました。そして、協働のアイデアと町の魅力・強みをかけあわせた「アイデアの種」を生み出しました。



第3回 ワークショップ

参加者個々が生み出した「アイデアの種」同士の化学反応を起こし、より魅力的なアイデアに昇華させるため、部会をシャッフルしてアイデアトレードを行いました。そして、部会ごとに実現したいアイデアをプロジェクトとしてまとめました。



第4回 ワークショップ

部会ごとのプロジェクトアイデアをさらに掘り下げるとともに、アイデアの実現に向けたシナリオを作成し、参加者全員でアイデア実現に向けての願い・想いを共有しました。



統計データ

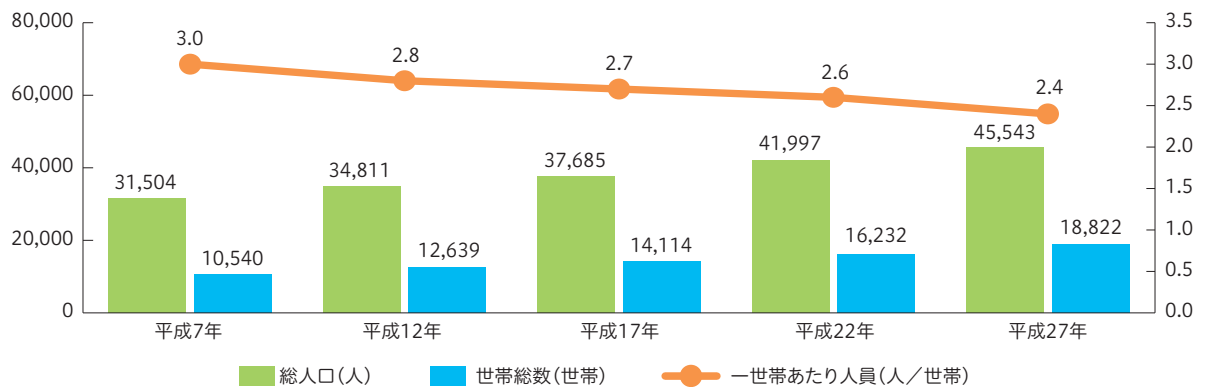
(1)人口の動向(人口・世帯数)

総人口及び世帯数の推移

人口増加が続いていると同時に、核家族化が進行しています。

本町の総人口及び世帯総数の長期推移をみると、総人口・世帯総数ともに増加が続いています。一世帯あたり人員は減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

図表 総人口及び世帯総数等の推移



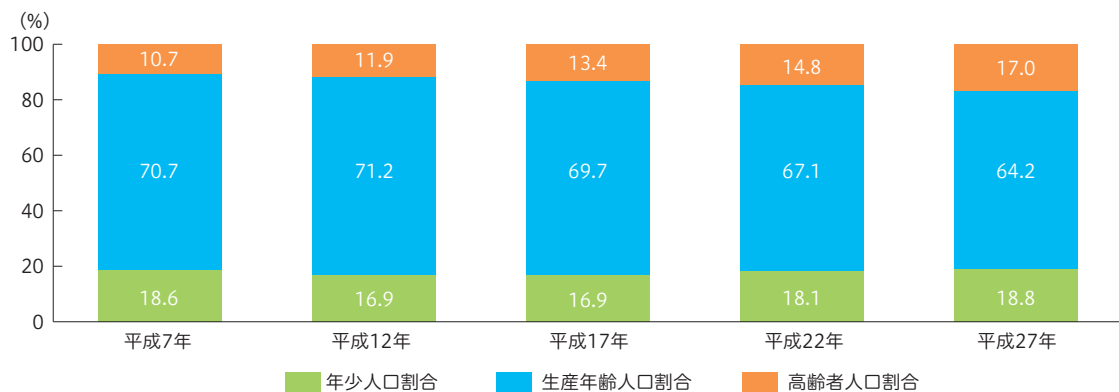
(資料)総務省「国勢調査」、平成27年：住民基本台帳(平成27年9月30日現在)

年齢階層別人口の推移

年少人口割合が増加していると同時に、高齢化も着実に進行しています。

本町の年齢階層別人口は、平成12年以降、生産年齢人口割合が減少傾向、年少人口割合及び高齢者人口割合(高齢化率)が増加傾向となっています。平成27年の高齢化率は17.0%となっています。

図表 年齢階層別人口割合の推移



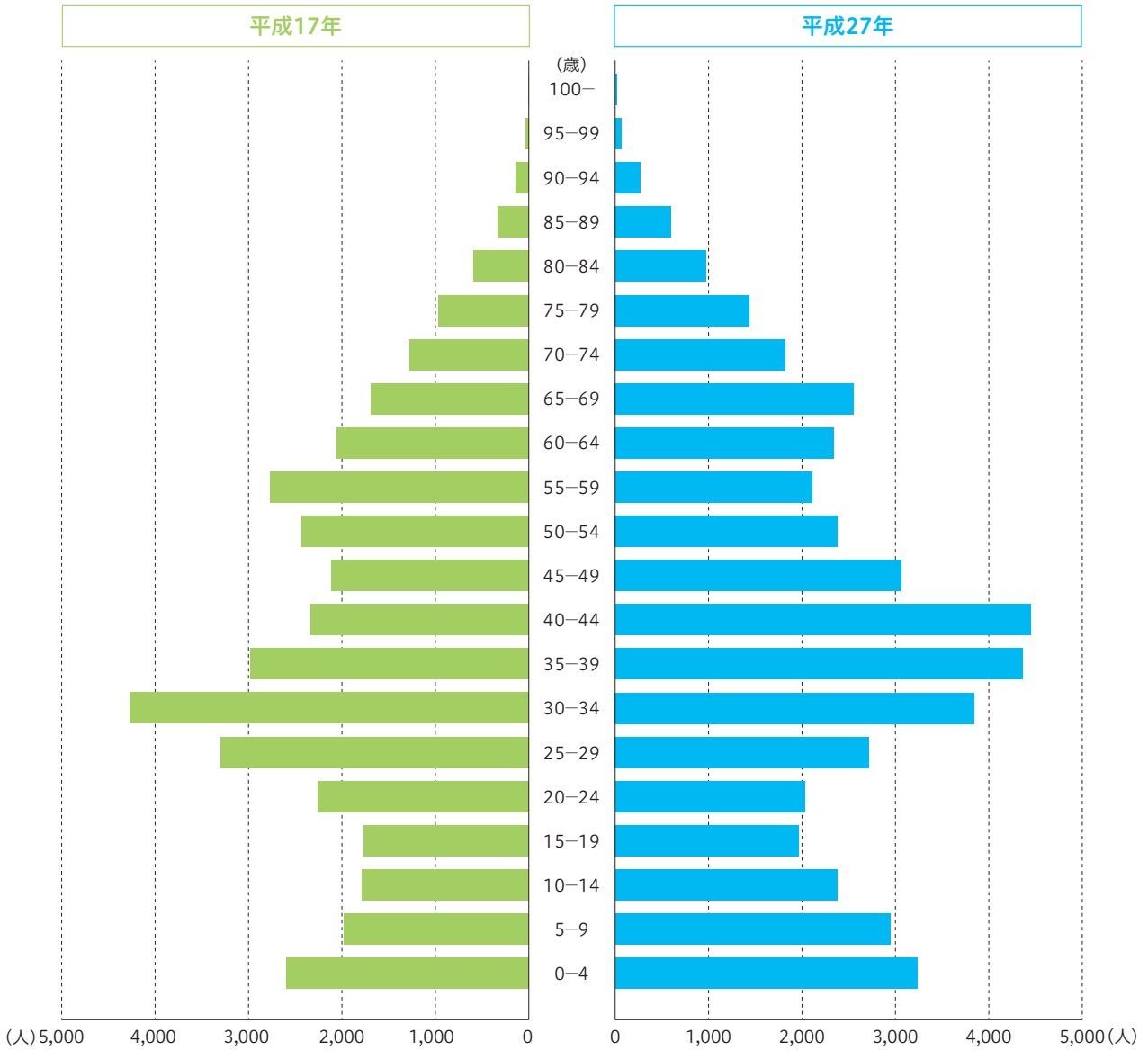
(資料)総務省「国勢調査」、平成27年：住民基本台帳(平成27年9月30日現在)



人口ピラミッド

平成17年から平成27年にかけて、35～49歳の子育て世代が特に増加しており、それに伴い0～19歳の子どもの人口も増加しています。

図表 人口ピラミッド(平成17年・平成27年)



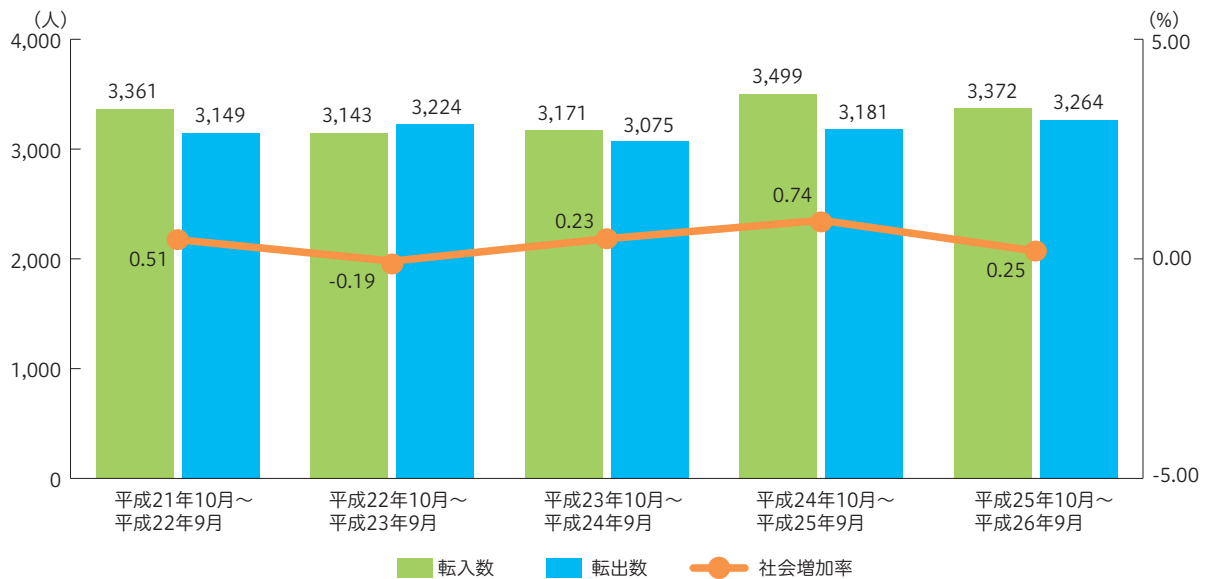
(資料)平成17年:総務省「国勢調査」、平成27年:住民基本台帳(平成27年9月30日現在)

人口動態の推移

平成23年10月以降、転入・出生ともに上回り、社会増及び自然増が続いています。

本町の転入・転出の状況は、平成22年10月～平成23年9月に一度、転出が上回っていますが、その他の年は転入が上回っています。

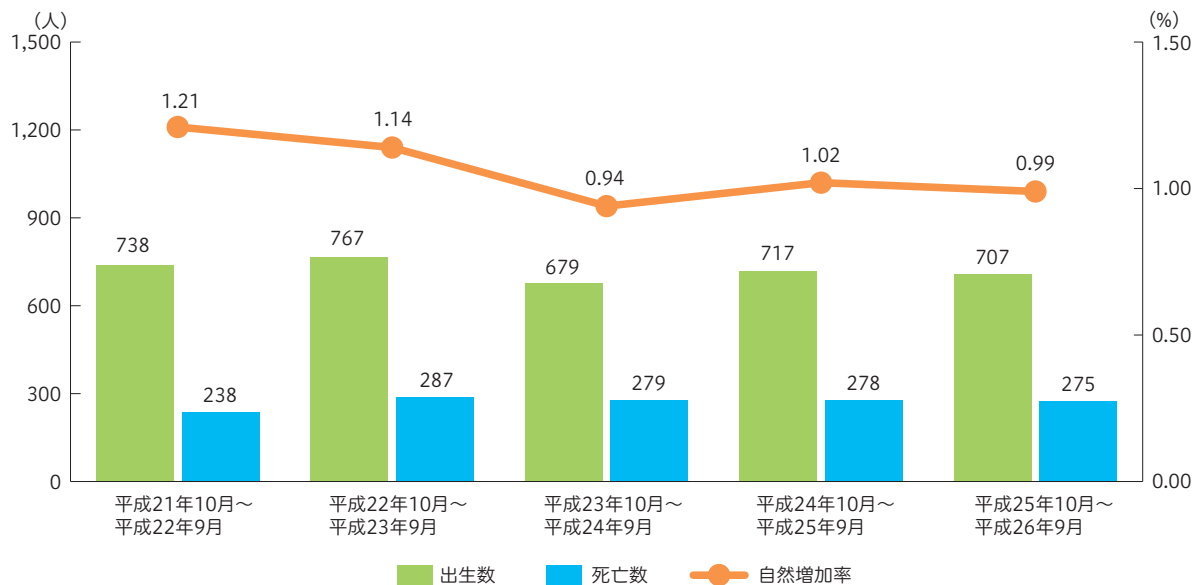
図表 転入数・転出数等の推移



(資料)福岡県の人口と世帯年報

本町の出生・死亡の状況は、すべての年で出生数が死亡数を400人以上、上回っています。増減率で見ると、平成24年9月に向けて減少し、その後横ばいとなっています。

図表 出生数・死亡数等の推移



(資料)福岡県の人口と世帯年報

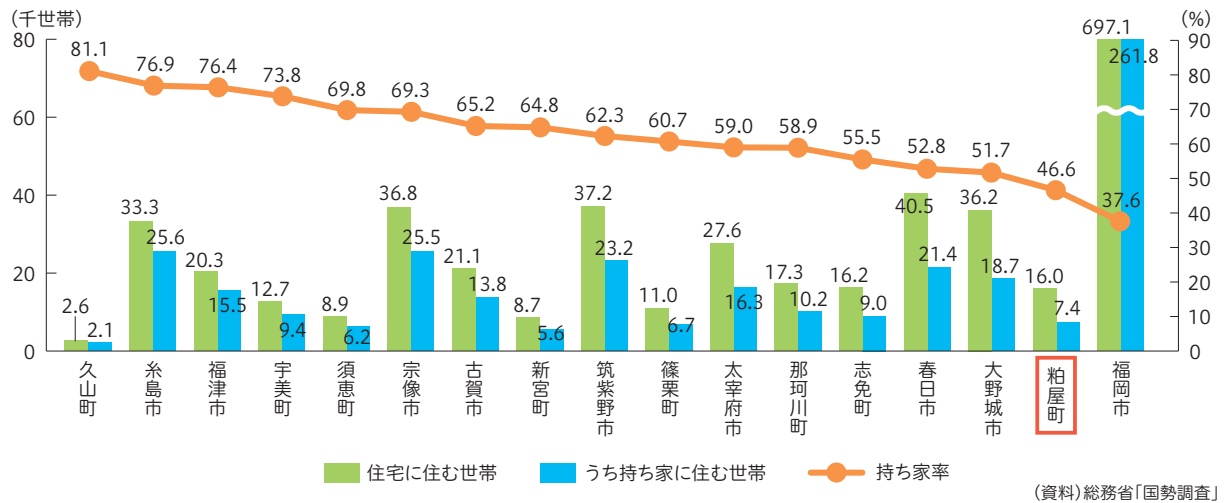


❖ 持ち家率(福岡都市圏内比較)

本町の持ち家率は5割を下回っており、福岡都市圏内では福岡市に次いで低くなっています。

平成22年の本町の持ち家率は46.6%となっています。福岡都市圏内9市8町のうち16番目と、下位となっています。

図表 持ち家率(平成22年)

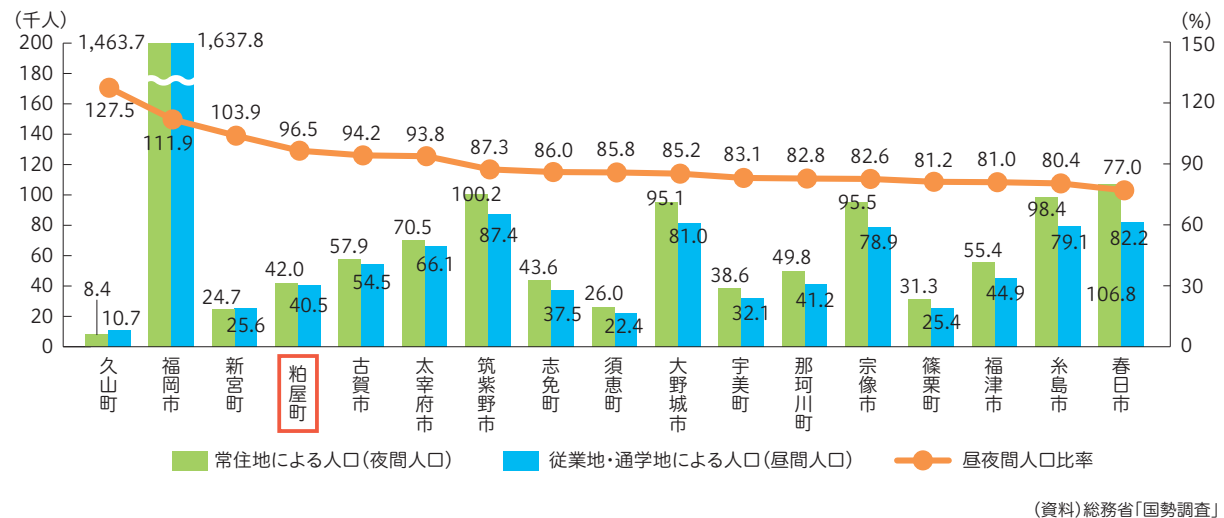


❖ 昼夜間人口比率(福岡都市圏内比較)

本町の昼夜間人口比率は96.5%と、福岡都市圏内では比較的上位となっています。

平成22年の本町の常住人口(夜間人口)は従業地・通学地人口(昼間人口)を上回っています。昼夜間人口比率は96.5%となっており、福岡都市圏内9市8町のうち4番目となっています。

図表 昼夜間人口比率(平成22年)



行政区別人口の状況

校区別では西小学校区の高齢化率が最も低く、行政区ごとでは高齢化率に大きな差がみられます。

平成 27 年の本町全体の高齢化率は 17.0%と低くなっていますが、校区別にみると仲原小学校区で 18.8%、西小学校区で 13.1%と、5.7%の差がみられます。

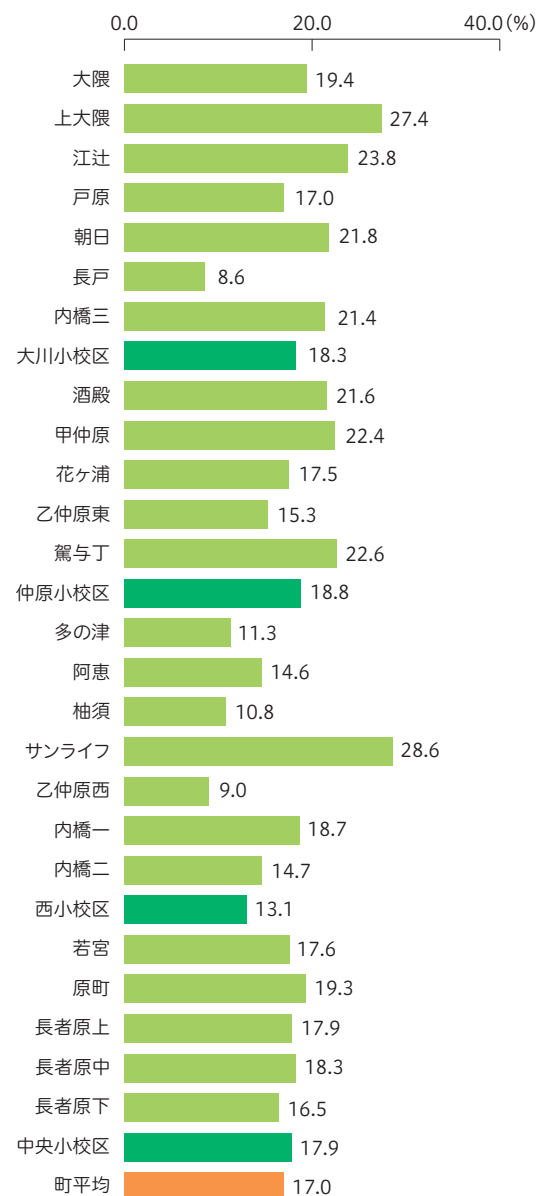
また、行政区別にみると高齢化率 20%を超える行政区が 8 つ、高齢化率 10%を下回る行政区が 2 つあり、行政区ごとに大きな差がみられます。

図表 行政区別人口・年齢階層別構成比(平成27年)

	行政区	平成 27 年			
		人口 (人)	年少 人口割合 (%)	生産年齢 人口割合 (%)	高齢者 人口割合 (%)
大川小学校区	大隈	1,428	13.9	66.7	19.4
	上大隈	818	9.9	62.7	27.4
	江辻	1,514	15.1	61.2	23.8
	戸原	2,754	21.5	61.5	17.0
	朝日	620	17.4	60.8	21.8
	長戸	1,945	28.6	62.8	8.6
	内橋三	1,050	15.5	63.0	21.4
	計	10,129	19.0	62.7	18.3
仲原小学校区	酒殿	1,584	18.6	59.8	21.6
	甲仲原	2,018	16.9	60.7	22.4
	花ヶ浦	4,124	19.8	62.8	17.5
	乙仲原東	2,748	18.6	66.1	15.3
	駕与丁	915	21.5	55.8	22.6
	計	11,389	19.0	62.2	18.8
西小学校区	多の津	291	12.4	76.3	11.3
	阿恵	1,269	22.3	63.1	14.6
	柚須	3,820	18.1	71.0	10.8
	サンライフ	545	14.5	56.9	28.6
	乙仲原西	3,120	22.1	68.9	9.0
	内橋一	1,710	15.3	66.0	18.7
	内橋二	1,095	16.6	68.7	14.7
計	11,850	18.8	68.2	13.1	
中央小学校区	若宮	2,312	19.7	62.7	17.6
	原町	2,863	16.7	64.0	19.3
	長者原上	2,071	18.0	64.2	17.9
	長者原中	2,265	18.5	63.2	18.3
	長者原下	2,664	19.6	63.9	16.5
	計	12,175	18.5	63.6	17.9
町合計	45,543	18.8	64.2	17.0	

(資料)粕屋町「住民基本台帳」(平成27年9月30日現在)

図表 行政区別高齢化率





(2) 生活環境(交通・ごみ処理・都市公園・安全安心など)

☘ 鉄道の利用状況

本町にはJR 6 駅があり利便性が高く、鉄道利用者数は長者原駅、柚須駅を中心に増加しています。

図表 粕屋町内鉄道駅の利用者数の推移

1日平均乗降客数(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
JR長者原駅	6,300	6,600	6,700	6,900	7,000
JR原町駅	2,000	2,200	2,200	2,400	2,400
JR柚須駅	4,700	5,200	5,500	5,900	6,100
JR門松駅	2,200	2,200	2,300	2,500	2,600
JR伊賀駅	1,100	1,200	1,200	1,300	1,300
JR酒殿駅	900	1,000	1,000	1,100	1,100
計	17,200	18,400	18,900	20,100	20,500

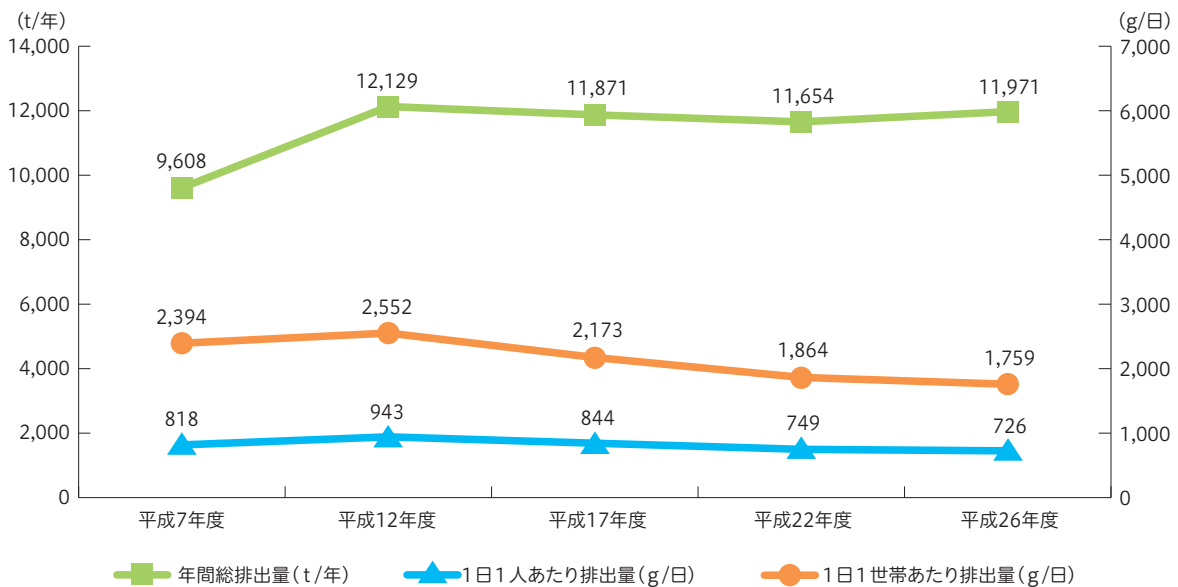
(資料)粕屋町

☘ ごみ排出量の推移

1人あたり、1世帯あたりのごみ排出量は減少傾向となっています。

本町のごみ処理の状況を見ると、年間総排出量は平成12年度以降横ばい傾向、1日1人あたりや1世帯あたりの排出量はゆるやかな減少傾向となっています。

図表 ごみの年間総排出量・1日1人あたり及び1世帯あたり排出量の推移



(資料)粕屋町

交通安全及び犯罪の状況

本町の犯罪発生件数及び交通事故発生件数は、粕屋警察署管内で最も多くなっています。

本町の犯罪発生件数のうち、窃盗犯が約 80%を占めています。

人口1万人あたりの交通事故発生件数は、福岡県平均に比べ多い状況です。

図表 粕屋郡内の犯罪発生件数(平成26年)

(単位:件)

	校区名	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
粕屋町	大川	141	0	11	97	3	2	28
	粕屋中央	157	0	6	113	6	1	31
	仲原	453	2	9	379	4	8	51
	粕屋西	120	0	4	104	2	0	10
粕屋町合計		871	2	30	693	15	11	120
古賀市		628	2	26	458	11	20	95
宇美町		309	7	14	233	7	5	43
篠栗町		275	2	20	202	6	2	43
志免町		677	3	29	505	18	12	110
須恵町		269	2	18	202	4	3	40
新宮町		369	1	17	290	7	2	52
久山町		107	3	6	87	2	2	7

(資料)福岡県警

図表 粕屋郡内の交通事故発生状況(平成26年)

	発生件数 (件)	人口 (平成26年末) (人)	1万人 あたり 発生件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)
県下合計	41,168	5,063,272	81.3	147	54,507	1,268	53,239
粕屋町	494	44,726	110.5	0	622	11	611
古賀市	417	57,935	72.0	1	529	11	518
宇美町	175	37,519	46.6	1	222	9	213
篠栗町	166	31,406	52.9	1	228	5	233
志免町	423	45,411	93.1	1	533	12	521
須恵町	179	27,208	65.8	0	238	8	230
新宮町	288	29,513	97.6	0	409	7	402
久山町	124	8,290	149.6	1	163	3	160

(資料)福岡県警

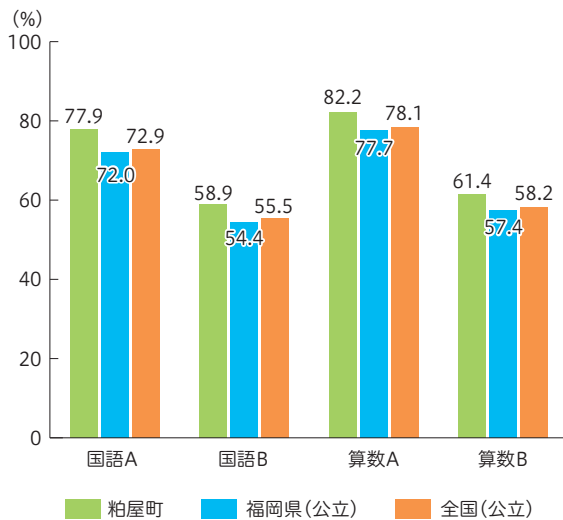


(3) 学校教育・社会教育

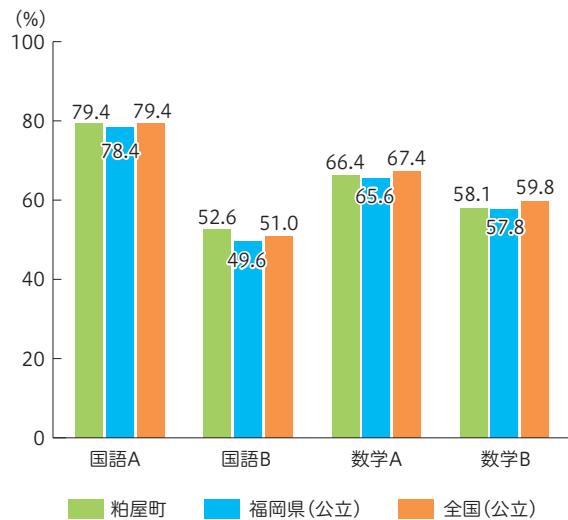
❖ 学力の状況

本町の小学生の学力は国・県の平均を上回る水準、中学生の学力は国・県とほぼ同水準です。

図表 小学校の科目別平均正答率(平成26年度)



図表 中学校の科目別平均正答率(平成26年度)

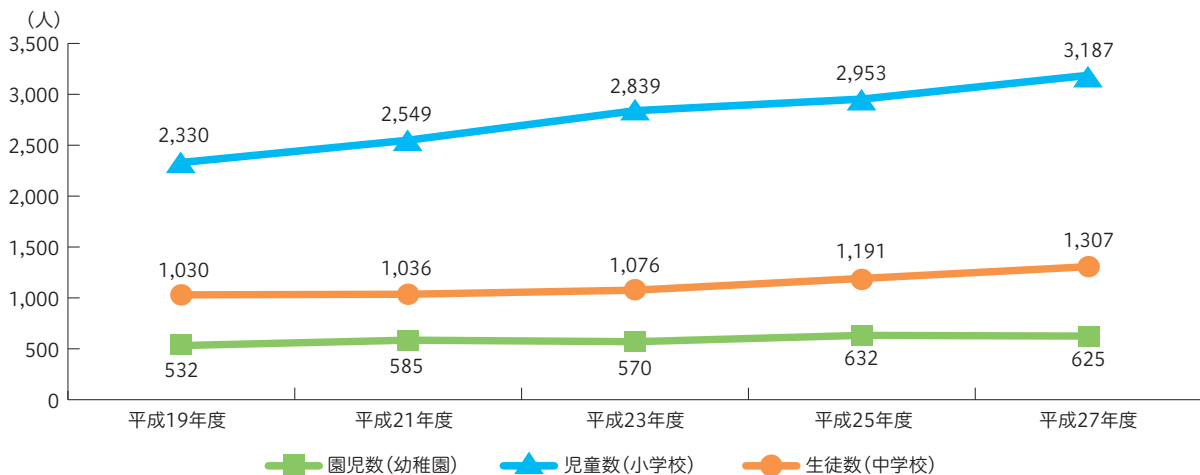


(資料) 柏屋町教育委員会

❖ 園児・児童・生徒数の推移

本町の園児・児童・生徒数は増加を続けています。特に小学校の児童数は急増しており、町内の小学校は増改築を続けています。

図表 園児・児童・生徒数の推移



(資料) 文部科学省「学校基本調査」(各年5月1日現在)

社会教育施設利用者数の推移

社会教育施設の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

平成 25 年度までサンレイクかすや、かすやドーム（体育館、プール）で増加していますが、平成 26 年度は減少に転じています。

図表 社会教育施設の年間延利用者数の推移

(単位:人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
サンレイクかすや (生涯学習センター)	219,656	221,698	223,260	240,358	229,720
かすやドーム (体育館)	160,829	159,428	163,589	166,718	164,278
かすやドーム (プール)	71,836	73,758	75,377	76,305	76,016
かすやフォーラム (図書館)	224,589	219,281	216,551	221,762	205,251
かすやフォーラム (歴史資料館)	10,168	9,430	9,756	9,709	9,759

(資料)粕屋町

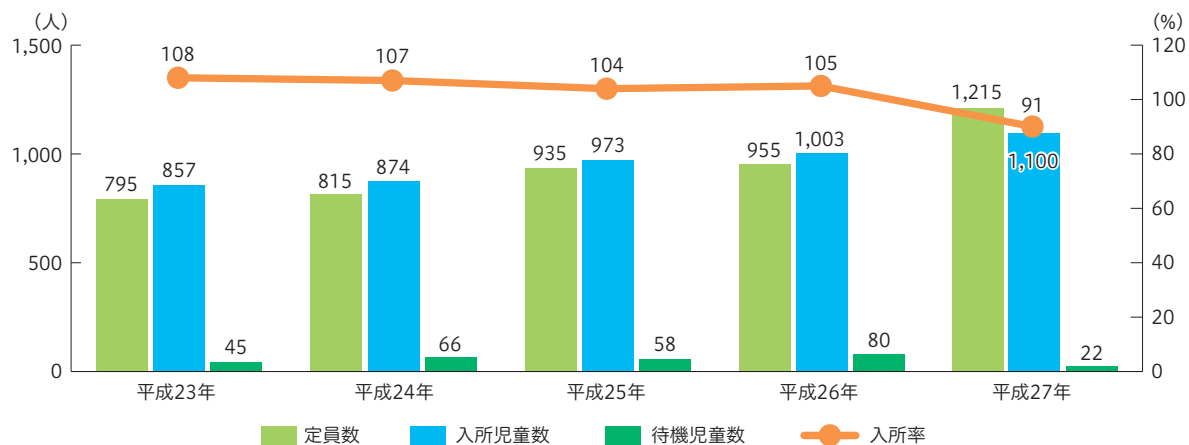
(4) 保健・医療・福祉

保育所の入所児童数等の推移

認可保育所等の開設により定員は増加していますが、待機児童は解消されない状況が続いています。

平成 27 年は新園で年齢の高い児童の入所数がまだ少ないため、入所率が低くなっています。

図表 認可保育所の定員数・入所児童数等の推移



(資料)粕屋町(4月1日)

※私立認可保育所の開設:平成23年 大川保育園、平成25年 青葉はるまち保育園、平成27年 星の子保育園・はこぶね認定こども園(保育)



高齢者数と要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向、認定率は平成27年に減少に転じています。

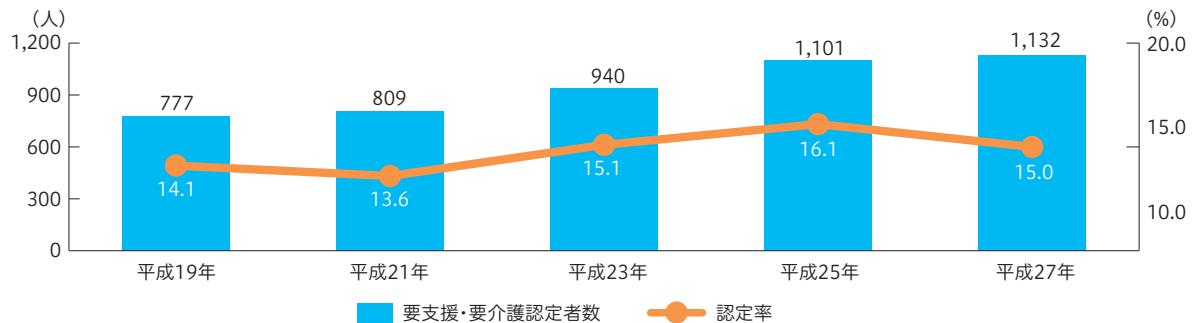
高齢者数（第1号被保険者数）と要支援・要介護認定者数はともに増加傾向となっています。認定率は福岡県の認定率を下回った状況で推移しており、平成27年に減少に転じています。

図表 要支援・要介護認定者数の推移

		平成19年	平成21年	平成23年	平成25年	平成27年
第1号被保険者被保険者（人）		5,495	5,953	6,244	6,853	7,548
要支援・ 要介護 認定者数 （人）	要支援1	230	235	115	201	230
	要支援2			114	128	120
	要介護1	127	131	165	202	255
	要介護2	135	121	172	173	150
	要介護3	104	138	142	141	137
	要介護4	95	96	118	144	127
	要介護5	86	88	114	112	113
	計	777	809	940	1,101	1,132
認定率（%）	14.1	13.6	15.1	16.1	15.0	
福岡県の認定率（%）	18.1	17.6	18.5	19.2	—	

（資料）粕屋町（4月1日）、県：介護保険状況報告（3月末）

図表 要支援・要介護認定者数の推移



障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は増加傾向となっています。

図表 障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
身体障害者手帳所持者数	1,371	1,349	1,414	1,482	1,448
療育手帳所持者数	249	244	267	295	319
精神障害者保健福祉手帳所持者数	233	196	226	268	282

（資料）粕屋町（4月1日）

巻末資料

第5次粕屋町総合計画 策定経過

町民参画

年	月	日	内容	備考
26	8	下旬	H26 町民意識調査実施	20歳以上 3,000人無作為抽出 (有効回収率 41.4%)
	9	3	第1回かすや未来カフェ	テーマ「暮らしのこと・安心のこと」
	9	23	第2回かすや未来カフェ	テーマ「人・地域・文化を愛する人」
	9	中旬	中学生アンケート実施	粕屋中学校、粕屋東中学校の3年生 379人対象
	9	中旬	行政区長アンケート実施	24行政区対象
	9	中旬	インターネット調査実施	調査地域…糟屋郡、春日市、大野城市、宗像市、古賀市、福岡市
	10	4	第3回かすや未来カフェ	テーマ「ふれあいと交流について」
	10	20	第4回かすや未来カフェ	テーマ「まちづくりと自然の調和」
	12	6	かすや未来カフェ シンポジウム	テーマ「まちと私の未来づくり」
	12	中旬	各種団体アンケート実施	24団体対象
27	2	23～	基本構想(案) パブリックコメント実施	期間2/23～3/25(意見件数10件)
	4	26	第1回総合計画ワークショップ	ワークショップ概要説明、意見交換
	5	31	第2回総合計画ワークショップ	テーマ「まちの魅力、協働について」
	6	27	第3回総合計画ワークショップ	テーマ「協働のアイデアについて」
	7	下旬	H27 町民意識調査実施	18歳以上 3,000人無作為抽出 (有効回収率 30.6%)
	7	25	第4回総合計画ワークショップ	テーマ「協働のアイデアについて」
	9	19～	基本計画(案) パブリックコメント実施	期間9/19～10/19(意見件数9件)
	9	27	かすや未来カフェ フォーラム	参加者から提案された17のテーマで自由会議

議会

年	月	日	内容	備考
26	12	12	議会定例会にて議決	粕屋町総合計画策定条例の制定(議案第73号)
27	6	12	議会定例会にて議決	第5次粕屋町総合計画基本構想の策定(議案第38号)
	12	11	議会定例会にて議決	第5次粕屋町総合計画基本計画の策定(議案第70号)



総合計画審議会

年	月	日	内 容	備 考
26	11	20	第 1 回総合計画審議会	委嘱書の交付、会長・副会長の選出 総合計画の概要・策定方針・策定経過の説明
	11	27	第 2 回総合計画審議会	今後のまちづくりの展望について意見交換
	12	19	第 3 回総合計画審議会	粕屋町現況データの説明 計画構成及び基本構想の考え方
27	2	6	第 4 回総合計画審議会	基本構想(案)の諮問、審議
	4	14	第 5 回総合計画審議会	基本構想(案)の審議
	4	20	基本構想(案)の答申	
	7	9	第 6 回総合計画審議会	基本計画施策体系・総合指標・協働のあり方の審議
	8	4	第 7 回総合計画審議会	基本計画(案)の諮問、審議
	9	2	第 8 回総合計画審議会	基本計画(案)の審議
	10	29	第 9 回総合計画審議会	基本計画(案)の審議
	11	12	基本計画(案)の答申	

行政

年	月	日	内 容	備 考
26	5	14	第 1 回総合計画策定本部会議	町の策定方針
	7	25・28	職員説明会	地方自治法改正に伴う総合計画の動向と町の方針
	10	10	第 2 回総合計画策定本部会議	総合計画審議会委員(公募町民)の選考 総合計画策定条例(案)の検討
	10	30	第 3 回総合計画策定本部会議	総合計画策定条例(案)の検討
	11	6	第 4 回総合計画策定本部会議	基本構想(案)の検討
	12	12	第 5 回総合計画策定本部会議	基本構想(案)の検討
27	1	26	第 6 回総合計画策定本部会議	基本構想(案)の検討
	4	6	第 7 回総合計画策定本部会議	基本構想(案)の検討
	4	16・17	職員研修	基本計画(指標設定)の考え方等
	6	中旬	基本施策ヒアリング(所管部署)	基本施策毎に計画内容のヒアリング
	7	3	第 8 回総合計画策定本部会議	基本計画(案)の検討
	7	28	第 9 回総合計画策定本部会議	基本計画(案)の検討
	8	21	第 10 回総合計画策定本部会議	基本計画(案)の検討
	10	23	第 11 回総合計画策定本部会議	基本計画(案)の検討

粕屋町総合計画策定条例

(平成26年12月19日条例第29号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町及び町民がともに進めていくまちづくりの基本理念及び方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、分野ごとの施策の方向性及び体系を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の策定)

第4条 町長は、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画を策定するに当たり、町民等の意見を反映するために必要な措置を講じるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、粕屋町総合計画審議会条例(昭和45年粕屋町条例第17号)に規定する粕屋町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、前条に規定する手続を経て、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施する必要な措置を講じるほか、その実施状況について、適宜に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



粕屋町総合計画審議会条例

(昭和 45 年 8 月 1 日条例第 17 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、粕屋町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じて粕屋町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (5) 公募等による町民

3 審議会には必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、第 2 条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(説明の要求)

第 7 条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務部経営政策課で処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 7 月 6 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (平成元年 6 月 2 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日条例第 11 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 19 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 25 日条例第 6 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

粕屋町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

所属名	氏名	役職名	備考
(1) 識見を有する者	中島 邦彦	九州大学大学院 教授	会長
	宗像 優	九州産業大学 教授	副会長
(2) 町教育委員会の委員	井上 和弘	教育委員会(委員長)	
(3) 町農業委員会の委員	八尋 新祐	農業委員会(会長)	
(4) 町の区域内の 公共的団体の役員 又は職員	石川 順二	区長会(長者原中区長)	
	古家 昌和	社会教育委員の会(副会長)	
	伴 世津子	婦人会(会長)	
	八尋 汕子	文化協会(会長)	
	松山 正治	商工会(副会長)	
	藤 弘幸	子ども会育成会連絡協議会(理事)	
	長 志摩子	子育て応援団(代表)	
	篠原 隆盛	SUN ² かすや新風会(会長)	
(5) 公募等による町民	上野 恵美	一般公募	
	小辻 美香	一般公募	
	永里 暢教	一般公募	
	中野 敏郎	一般公募	



粕屋町総合計画 基本構想 諮問

26 粕経総第 531 号
平成 27 年 2 月 6 日

粕屋町総合計画審議会
会長 中島 邦彦 様

粕屋町長 因 清範

第 5 次粕屋町総合計画 基本構想(案)について(諮問)

第 5 次粕屋町総合計画基本構想(案)について、粕屋町総合計画策定条例
第 5 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

粕屋町総合計画 基本構想 答申

平成 27 年 4 月 20 日

粕屋町長 因 清範 様

粕屋町総合計画審議会
会長 中島 邦彦

第 5 次粕屋町総合計画 基本構想(案)について(答申)

平成 27 年 2 月 6 日付で諮問のありました第 5 次粕屋町総合計画基本構想(案)について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

第 5 次粕屋町総合計画基本構想(案)は、まちづくりの基本理念に「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」を掲げ、町民、地域と行政がともに力を合わせ、新しい時代に向かってまちづくりを進める計画となっております。

審議経過としまして、素案段階から本審議会による審議を行い、策定本部等の行政内部での検討、パブリックコメントによる町民意見の集約等を重ねた結果として、基本構想(案)が策定されており、別冊のとおり決定することが適当です。

なお、基本構想(案)に掲げた将来像「心かよいあう スマイルシティかすや」の実現に向けて、今後、基本計画の策定に取り組まれますよう要望します。

粕屋町総合計画 基本計画 諮問

27 粕経総第240号
平成 27 年 8 月 4 日

粕屋町総合計画審議会
会長 中島 邦彦 様

粕屋町長 因 清範

第5次粕屋町総合計画 基本計画(案)について(諮問)

第5次粕屋町総合計画基本計画(案)について、粕屋町総合計画策定条例
第5条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

粕屋町総合計画 基本計画 答申

平成 27 年 11 月 12 日

粕屋町長 因 辰美 様

粕屋町総合計画審議会
会長 中島 邦彦

第5次粕屋町総合計画 基本計画(案)について(答申)

平成 27 年 8 月 4 日付で諮問のありました第5次粕屋町総合計画基本計画(案)について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

第5次粕屋町総合計画基本計画(案)は、適切かつ妥当と認められましたので、別冊のとおり決定することが適当です。

なお、本計画(案)の推進にあたっては、以下の点についてご配慮をお願いします。

- 1 審議の過程における意見・要望については、計画の実現に向けて事業を実施する際に、十分に尊重していただくようお願いします。
- 2 計画の進行状況を適切に管理し、町民にわかりやすく公表を行っていただき、町民視点の行政運営に努められますようお願いします。
- 3 計画の実現に向けて、町民、地域と行政が一体となって協働のまちづくりに取り組まれますようお願いします。



序
論

基本
構想

基本
計画

資料
編

第5次粕屋町総合計画


編集・発行 粕屋町役場 経営政策課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

TEL 092-938-0175(直通) FAX 092-938-3150

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/>

発行年月 平成28年3月

The background features a stylized landscape. At the top, there are two light blue clouds. Below them, the title text is centered. The lower half of the image shows a colorful horizon with a large orange hill on the left, followed by a row of houses in red, brown, blue, and green, interspersed with green trees. To the right, there are more houses in orange, green, and blue. The foreground is a solid orange field with white silhouettes of people walking, a person riding a bicycle, and a person walking a dog.

第5次 粕屋町総合計画

KASUYA TOWN 5th MASTER PLAN